

第5次沖縄市総合計画
基本構想
前期基本計画
2021－2025





近年、私達の社会は、少子高齢化の進行や人口減少社会の到来をはじめ、感染症の流行や激甚化する自然災害など、大きな課題に直面するとともに、IoTやAI

などの新たな技術の飛躍的な発展が、人々の暮らしや働き方をも大きく変えようとしています。沖縄県においては、「時代を切り拓き、世界と

交流し、ともに支え合う平和で豊かな『美ら島』おきなわ」の実現を目標とする「沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）」に基づき、各施策が展開されるとともに、新沖縄発展戦略を踏まえた、新たな沖縄振興計画が検討されています。

沖縄市は、沖縄の日本本土復帰から2年後の1974年（昭和49年）4月1日、戦後を象徴する基地の門前町として栄えたコザ市と、中城湾港



に臨むみどり豊かな美里村の合併により誕生して以来、市民のたゆまぬ努力とまちづくりへの情熱により発展を続け、市制施行から半世紀を見据える今日、14万人余の人口を有する中部圏域の中核都市から、更なる成長を遂げようとしております。

今後10年を展望し、新しい時代に臨む指針となる「第5次沖縄市総合計画」のもと、将来の希望と目標である「国際文化観光都市」の実現

をめざし、本市の個性を活かしたまちづくりを進めてまいります。

結びに、計画策定にあたり、貴重なご意見・ご提言を賜りました市民の皆様をはじめ、沖縄市総合計画審議会や関係団体の皆様に心から感謝を申し上げ、ご挨拶といたします。

令和3年3月

沖縄市長 桑 江 朝千夫

市長挨拶

1. はじめに

1	沖縄市総合計画（策定の趣旨）	2
2	総合計画の構成と期間	2
3	沖縄市の特性	3
4	将来人口の推計	7
5	時代の潮流	8

基本構想

都市像 1	平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち	16
都市像 2	夢を抱き 未来を拓く こどものまち	18
都市像 3	ともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち	20
都市像 4	人と産業の成長を支え 発展し続けるまち	22
都市像 5	環境と調和し 安心して住み続けられるまち	24
基本構想の推進に向けて		26

前期基本計画 部門別計画

都市像 1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち

基本方向 1 平和と人権尊重の心を次世代につなぐ

施策01	平和の尊さを継承し発信する	38
施策02	人権を尊重する地域社会づくりを推進する	40
施策03	基地対策を包括的に推進する	42

基本方向 2 文化を活かし まちの魅力を創出する

施策01	文化によるまちづくりを推進する	44
------	-----------------	----

基本方向 3 生涯にわたる学習とスポーツを推進する

施策01	いつでもどこでもだれでも学び・スポーツができる環境をつくる	46
------	-------------------------------	----

基本方向 4 魅力ある地域社会を築く

施策01	つながりを活かした幅広い交流を促進する	48
------	---------------------	----

施策02	認め合い支えあう地域づくりを推進する	50
------	--------------------	----

都市像2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち

基本方向1 こどもの育ちと子育てを支援する

施策01	こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす	54
施策02	質の高い保育を提供する	56
施策03	親子の健康を守りこどもの発達を促進する	58
施策04	こどもを大切に育てるための環境をつくる	60
施策05	地域におけるこどもの居場所づくりを推進する	62

基本方向2 未来が輝く 生きる力を育む

施策01	こどもの発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を推進する	64
施策02	確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する	66
施策03	個に応じた支援を推進する	68
施策04	安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる	70

基本方向3 豊かな心と挑戦する意欲を育む環境をつくる

施策01	こどもの主体的な取り組みを応援する	72
施策02	青少年の健全育成を推進する	74

都市像3 ともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち

基本方向1 支えあう地域をともにつくる

施策01	地域共生社会を推進する	78
------	-------------	----

基本方向2 暮らしを支え だれもが安心できる社会を築く

施策01	高齢者が躍動する社会づくりを推進する	80
施策02	障がいの有無にかかわらず自らの能力を最大限に発揮できるまちをつくる	82
施策03	自立に向けた安定的な暮らしと社会参加を促進する	84

基本方向3 生涯の健康づくりを支える

施策01	ライフステージに応じた健康づくりを推進する	86
------	-----------------------	----

都市像 4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち

基本方向 1 経済の活性化をけん引する観光を推進する

- 施策01 地域資源の磨き上げと魅力発信に取り組む 90
- 施策02 スポーツの力による活気あるまちづくりを推進する 92
- 施策03 観光環境の整備をすすめる 94

基本方向 2 商工業の振興を図り地域経済の活力を高める

- 施策01 中心市街地と商業の活性化を図る 96
- 施策02 中小企業の振興と企業誘致に取り組む 98
- 施策03 ものづくり産業の振興を図る 100

基本方向 3 魅力的なビジネス環境をつくる

- 施策01 雇用の安定と創業支援の充実を図る 102

基本方向 4 環境と共生する力強い農水産業を展開する

- 施策01 多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する 104

都市像 5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち

基本方向 1 環境と共生する社会を築く

- 施策01 地球環境にやさしくきれいなまちを築く 108

基本方向 2 地域の防災力と安全力を高める

- 施策01 強さとしなやかさを備えたまちを築く 110
- 施策02 消防・救急・救助体制を強化する 112
- 施策03 防犯対策を推進し安全・安心なまちを築く 114
- 施策04 地域とともに交通安全対策をすすめる 116

基本方向 3 快適で良好な都市を創出する

- 施策01 地域の特性を活かした快適な都市を形成する 118
- 施策02 市街地の機能向上を図る 120
- 施策03 東部海浜開発事業を推進する 122

基本方向4 暮らしや地域経済を支える交通空間を形成する

施策01 安全で快適な交通環境を整備する	124
----------------------	-----

基本方向5 心やすらぐ住みよい環境をつくる

施策01 住生活の安定の確保に取り組む	126
施策02 魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する	128
施策03 健全で安定的な上下水道の事業を推進する	130

基本構想の推進に向けて

基本方向1 とともに考え とともに創るまちづくり

施策01 共創のまちづくりを推進する	134
--------------------	-----

基本方向2 将来を見据えた行財政運営の推進

施策01 時代に対応した組織の総合力を高める	136
施策02 効率的で効果的な財政運営を推進する	138

前期基本計画 第2期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略

1. 総合戦略策定の趣旨と目的	142
2. 総合戦略の位置づけ	143
3. 国・県の取り組み	144
4. 第2期沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略	146
5. 推進体制	156

資料編

沖縄市議会の議決すべき事件を定める条例	158
沖縄市総合計画策定に関する規程	159
沖縄市総合計画審議会規則	163
沖縄市総合計画審議会 基本構想 委員名簿	165
沖縄市総合計画審議会の答申（基本構想）	166
沖縄市総合計画審議会 基本計画 委員名簿	168

沖縄市総合計画審議会の答申（前期基本計画）	170
第5次沖縄市総合計画 策定の経緯	173
国際文化観光都市宣言	174
核兵器廃絶平和都市宣言	175
スポーツコンベンションシティ宣言	176
エイサーのまち宣言	177
こどものまち宣言	178
前期基本計画の各施策とSDGs目標との関係	180

はじめに

1. はじめに

1 沖縄市総合計画（策定の趣旨）

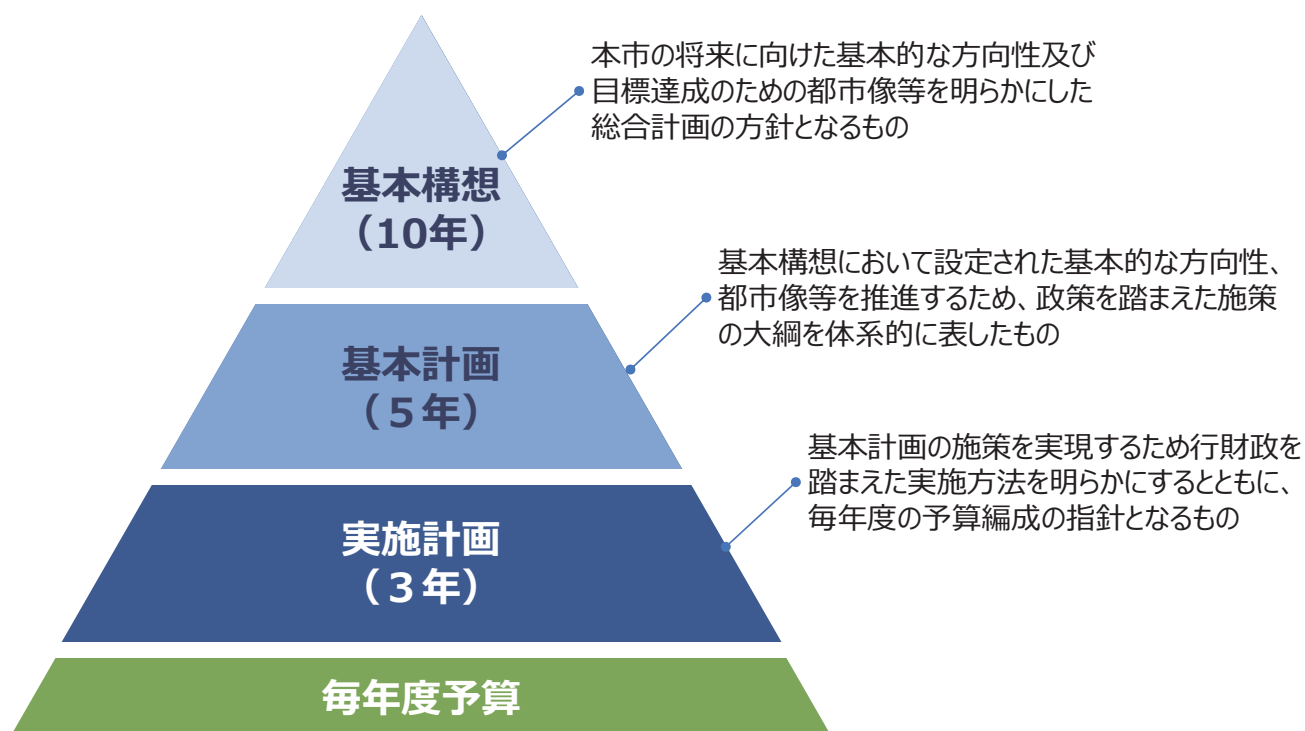
総合計画は、本市の将来像である「国際文化観光都市」の実現に向けたまちづくりの方向性や取り組みを示す、行政計画の最上位計画です。

本市は、1974（昭和49）年の「沖縄市制施行」以来、4次にわたり総合計画を策定し、諸施策を展開してきました。この間、地方分権の推進により地域の自主性・自律性がより一層求められるなかで、総合計画の策定を義務付ける地方自治法が改正され、総合計画の策定は、各地方公共団体の裁量に委ねられることになりました。

本市においては、将来に向けた健全な発展を推進するため、これからの10年を展望するビジョンとして、第5次沖縄市総合計画を策定します。

2 総合計画の構成と期間

「総合計画」は、基本構想（計画期間10年間）、基本計画（計画期間5年間）、実施計画（計画期間3年間）で構成しています。



3 沖縄市の特性

① 国際文化観光都市

1974年（昭和49年）10月26日に、沖縄市は、「健康で美しい沖縄市」「明るくて住みよい沖縄市」「平和で豊かな沖縄市」を市民の願い、望み、目標とする「国際文化観光都市」を宣言しました。その後、まちづくりを推進する柱として、「スポーツコンベンションシティ」や「エイサーのまち」、「こどものまち」などの宣言をおこなうなど、国際文化観光都市の実現に向け、本市の特色を活かしたまちづくりに取り組んでいます。

一方、本市には米国や中国、南米など約50カ国以上の外国人市民が居住しており、生活習慣や言語等、多様な文化が混在する国際色豊かなまちです。また、エイサーをはじめ、ジャズやロック、民謡など、伝統文化と異文化が融合した戦後沖縄の文化でもひと際特徴的なコザ文化が醸成され、常に沖縄の戦後文化をリードしてきました。

国際色豊かな風土と、伝統文化と異文化が融合した個性的な文化は、「国際文化観光都市」の実現を目指す本市の貴重な資源であり、まちづくりの重要な財産です。

② 中部の中核都市

沖縄市は、沖縄本島の中央部に位置し、戦後、基地の門前町として発展してきた県内第二の人口を有するまちであり、南部圏域と北部圏域を結ぶ国道329号と国道330号が交差する交通の要衝となっています。

主な施設として県内最大の屋内収容人数を誇る沖縄アリーナをはじめ、県内唯一の本格的な動物園を有する沖縄こどもの国やコザ・ミュージックタウン、沖縄市戦後文化資料展示館ヒストリート、沖縄市民会館、沖縄市立総合運動場を有するとともに、沖縄県総合運動公園や沖縄県中部合同庁舎、沖縄警察署、那覇地方裁判所沖縄支部など広域的な施設が集積しています。

また、沖縄県を代表するまつりである沖縄全島エイサーまつりをはじめ、プロスポーツの公式試合や有名アーティストのコンサートが開催されるなど、中部圏域の中核都市として、その役割を担っています。

③ 歴史

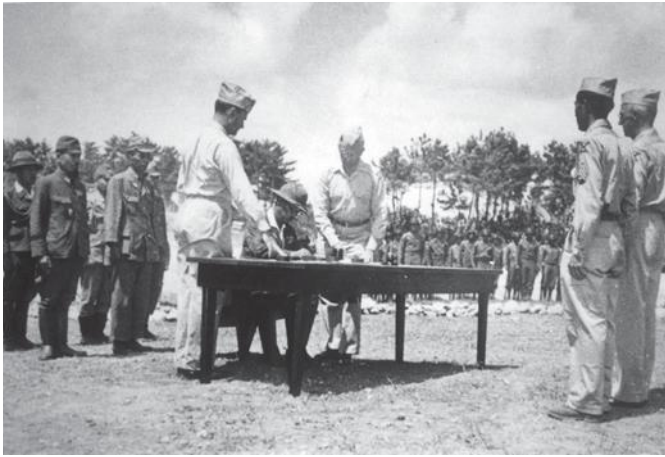
古琉球要衝の地

沖縄市は古琉球期における越来間切をその前身とし、1666年（康熙5年）の「間切分割」で越来間切から15村を割いて美里間切が分離・独立しました。

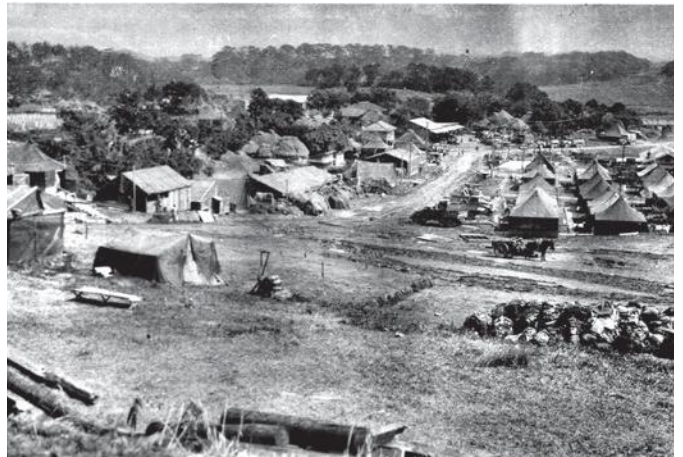
1435年（宣徳10年）に当時の王弟として尚泰久が、また、1470年（成化6年）には同じく王弟・尚宣威がそれぞれ越来王子に封ぜられており、両名とも後に国王となるなど、越来間切は古琉球期における要衝の地でした。

越来村・美里村の誕生

越来間切と美里間切は、明治12年（1879年）の廃藩置県（琉球処分）により沖縄県の管下となりました。翌13年、県内の行政区画が整理され、中頭一帯を管轄した「中頭役所」が、美里間切番所内に



降伏文書に署名する先島群島司令官、納見俊郎中将



1946年ごろ。キャンプ・コザの中心地、嘉間良（収容所）

置られました。そして、同29年の「沖縄県区制および郡編成」の公布により、両間切は中頭郡に属しました。同41年の「沖縄県及島嶼町村制」の施行により、越來間切は越來村、美里間切は美里村となりました。

近代期、両村は柑橘類の産地とし県下に名を馳せましたが、特に越來村は山内の山桃と上地の竹細工をその特産物とし、一方、美里村は山城の茶業、泡瀬の製塩と樽皮（黒糖をいれる容器）の産地として知られていました。

越來村・美里村は、屋取集落（士族層が農村へ寄留してできた集落）が卓越した地域であり、その中で、泡瀬が明治36年（1903年）に、また嘉間良・青名志・白川・森根・呉富士・仲原・山里・倉敷等の屋取集落が昭和戦前期に独立して、それぞれ行政字となりました。

凄惨な沖縄戦と戦後復興

沖縄戦では、戦前期におよそ18,000人を数えた人口の三分の一に当たる5,300人余が戦争の犠牲となり、西原（後の美里）では、「集団自決」という悲劇が起きるなど、凄惨な戦争は住民に大きな爪痕を残しました。また、県下でも越來村・美里村は移民者が多く、サイパンやテニアンなど南洋諸島でも両村の移民者の多くが犠牲となりました。

昭和20年（1945年）4月1日、米軍は中部西海岸から沖縄本島への上陸を開始し、4月5日頃には、市域は米軍の占領下に置られました。嘉間良に設置された難民収容所を中心に、6月6日に古謝の収容所で小学校が開校され、嘉間良では翌7日には村長・助役選挙がおこなわれるなど、いち早く戦後への道を歩み始めました。

また、同年9月7日には米軍主要部隊の司令部が置かれていた旧越來村字森根で南西諸島の降伏調印式がおこなわれています。

同年9月12日、米軍政府と沖縄諮詢会（戦後沖縄最初の中央政治機構）は地方行政を組織化するために、「地方行政緊急措置要綱」を布いて収容所を中心に市機構を整備しましたが、その結果、旧越來村地域には古謝市（胡差市）が誕生し、また石川市域を除く旧美里村地域は前原市に包含されました。しかし、同年末に実施された住民待望の帰村許可によって大量の住民移動が生じ、人口も激減したため市制が維持できなくなりました。これを受けて米軍政府は同年12月4日に指令を発し、戦前の行政機構を復活させ、それにより市域では旧美里村が昭和21年3月に、越來村が同年4月に再び誕生しました。

「基地の街」の形成

昭和23年（1948年）10月と翌24年7月の二度にわたってリビーとグロリアという大きな台風が沖縄を襲いました。台風によって施設の大半を破壊された米軍は、6,000万ドルという莫大な基地建設予算を投入し、本格的な基地建設に着手しました。

その結果、越来村を中心とする中部地区には県内外から軍作業などの職を求めて多くの人々が集まり、現在の国道329号や330号沿いに飲食店やお土産店、質屋、楽器店などが建ち並び、基地に沿うように帯状の市街地が形成されました。

また、照屋、センター通り、八重島、ゲート通りなどに米軍相手の特飲街も形成されるなど、越来村は急激に都市化していきました。

戦前までは8,000人台の人口であった越来村は、戦中から終戦直後にかけて嘉間良難民収容所を抱え、多くの住民が各地から集められたため、昭和25年（1950年）には18,000人余に増え、さらに基地建設予算が投入された後の昭和30年には35,000人余に膨れ上がりました。

米軍統治下の苦悩

越来村は昭和31年（1956年）6月13日にコザ村と名称替えし、わずかその二週間後の7月1日には市へと昇格して全国唯一のカタカナのまち「コザ市」となりました。コザ市は県内第二の人口を有し、中部の中核都市へと発展しました。

コザ市、美里村は、東洋一ともされる嘉手納空軍基地に隣接しているため、基地から派生する事件事故が頻発していました。そうした中、昭和45年（1970年）12月20日には、米軍人による民間人への交通事故処理に端を発した米軍車輛焼き討ち事件、いわゆる「コザ暴動」が発生しました。

このニュースは瞬く間に世界中を駆け抜け、同事件は長期にわたって異民族統治下にあった沖縄県民の人権拡大に寄与するとともに、復帰運動にさらなる拍車をかけたといわれます。

また、その前年には美里村の知花弾薬庫内に致死性の高い毒ガスが貯蔵されていることが明らかになり、ガス漏れが起きたことを米国紙「ウォール・ストリート・ジャーナル」が報道したことによって事故は明るみにでています。

そのことは島ぐるみの撤去運動へと発展し、同46年7,000人余の住民が避難する中、南太平洋のジョンストン島への毒ガス移送がおこなわれました。



1950年代のゲート通り



1970年12月20日「コザ暴動」



1974年4月1日「沖縄市誕生」

「国際文化観光都市 沖縄市」の誕生

沖縄の日本本土復帰から2年後の1974年（昭和49年）4月1日、戦後を象徴する基地の門前町として栄えたコザ市と、中城湾港に臨むみどり豊かな美里村が合併し、「沖縄市」が誕生しました。それは、とりもなおさず1666年の越来間切から美里間切が分立して以来300年余の歳月をかけた再合併でありました。

同年10月に沖縄市は、文化のかおり高い平和で豊かな美しいまちを将来の希望と目標に掲げ、「国際文化観光都市」を宣言しました。

④ 位置

沖縄市は、沖縄本島の中央部に位置し、市域面積49.72km²の約9割が標高100m以下の地域で、中城湾に面する東海岸部から斜面地域が連坦しながら、西北部の丘陵域へと広がっています。北はうるま市・恩納村、南は北谷町・北中城村、西は嘉手納町・読谷村に接し、南東は中城湾に面しています。また、自然的、社会的、経済的および文化的諸条件を勘案し、北部地区、中部地区、東部地区、西部地区の4つの地区に区分しています。北部地区は、丘陵地が広く卓越し、台地・段丘が複雑に分布する地形をなし、地区の多くを米軍施設・区域によって占められています。中部地区は、斜面地となだらかな傾斜の台地からなっており、国道329号と国道330号が交わるコザ十字路を中心に地区の全域が用途地域となっています。東部地区は、地区の大部分が海岸低地からなり、斜面を経て丘陵部へと移行する地形で構成されており、近年市街化が進行し人口が増加しています。西部地区は、戦後、胡屋十字路周辺を中心に、基地の門前町として急速な発展を遂げてきた地区です。



⑤ 気候

沖縄本島は琉球諸島の西側海域を北流する黒潮の影響を受け、温暖で四季の寒暖差が小さい亜熱帯海洋性気候に区分されており、一年を通じて温暖な気候に恵まれ、年間降水量は2,000mm以上となっ

ています。年間平均気温は約23℃となっており、月平均でみると4～12月の間、20℃以下となる月は無く、最寒月の2月でも10℃以下になることはきわめて希です。季節風が強く発達する東アジア季節風帯に属しているため、風は東北方向からの風向に大別され、春季は風向きが変わりやすく、時おり温帯低気圧が発生・通過し、海上は時化の日が多くなります。5月から6月頃にかけて本格的な梅雨期となり、それが過ぎると毎年多くの台風が接近します。10月頃になると、ミーニシ（新北風）と呼ばれる北東からの風が吹き、3月まで続きます。1月から2月頃は風速が最も強く月平均で5 m/s 前後となり、1年で最も冷え込む時期となります。

⑥ 人口・産業構造

沖縄市の人口は、平成27年国勢調査において139,279人となっており、前回調査に比べ、9,030人増となっています。人口増減率は6.9%と、前回調査時の人口増減率（3.0%）と比較して伸びています。また、増減数でみると県内1番目の人口増となっています。世帯数は53,325世帯となっており、前回調査に比べ、5,326世帯が増加していますが、一世帯当たりの人員は2.6人と過去最低を示していることから、核家族化の進展がうかがえます。令和2（2020）年1月1日現在の住民基本台帳に基づく総人口は142,634人、総世帯数は63,234世帯と増加傾向にあります。

平成27年国勢調査における本市の労働力人口は53,861人、就業者人口は49,997人となっています。平成2（1990）年から平成27（2015）年の25年間で就業者は8,085人増と増加傾向にある一方、就業率は平成2年の53.4%以降減少傾向にあり、平成27年には44.2%と最も低くなっています。平成27年国勢調査における産業別就業者数の割合は、第三次産業が82.1%と最も高く、第二次産業は16.6%、第一次産業は1.3%となっています。本市は、県全体と比べて第一次産業の占める割合が低く、第二次産業、第三次産業が高くなっています。そのなかでも卸売・小売業や医療・福祉業、サービス業が高い割合を占めている状況にあります。

4 将来人口の推計

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を受け、平成28年において「沖縄市人口ビジョン」を策定しており、本市における長期的な将来人口の推計をおこなっています。

第5次沖縄市総合計画の策定にあたり、直近のデータや傾向を加味し、将来人口推計を更新しています。



5 時代の潮流

① 人口減少・少子高齢化（公共インフラの維持・老朽化対策）

我が国の人口は、2008年をピークに減少を続けており、世界でも前例のない速度で少子高齢化がすすんでいます。国立社会保障・人口問題研究所の「日本の将来推計人口（平成29年推計）」によると、2040年までに日本の総人口は約1,500万人減少し、1億1,000万人になるとされており、同年には、65歳以上人口が総人口に占める割合である高齢化率が35.3%となると見込まれています。

これに伴う、社会保障費の増加や労働力不足、経済規模の縮小に対処するため、現在の社会構造を見直すことが必要とされています。全ての人が包摂され、安心感と将来への確かな見通しが持てる「一億総活躍社会」への変革が急務となっています。

地方自治体においても、子どもを生み育てやすい地域づくり、高齢者・障がい者の介護や自立の支援、社会参加意欲のある人が能力を発揮できるような環境づくりなどを通じて、地域経済の安定と快適で安心な暮らしの実現に取り組むことが求められています。

高度経済成長期以降にその多くが整備された社会インフラについて、建設後50年以上経過する施設の割合は、2033年（令和15年）時点では道路橋で約63%、トンネルで約42%と見込まれており、その割合は増加傾向にあります。

地方公共団体の技術職員が減少する中で老朽化した大量のインフラを維持管理するためには、地方公共団体間の連携が必要とされています。道路や河川の維持管理を包括的民間委託として実施することや、都道府県と市区町村の業務を共同発注することなどにより、契約の合理化や地方公共団体間の連携強化が求められています。

② 超スマート社会

現在、AI（人工知能）、IoT（Internet of Things）といった新たな技術が急速な発展を遂げています。これにより、狩猟社会 Society1.0、農耕社会 Society2.0、工業社会 Society3.0、情報社会 Society4.0に続く、新たな社会である「Society5.0」の実現が期待されています。

Society5.0では、IoTによって全ての人とモノがつながり、知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、様々な課題や困難を克服することが可能であるとされています。

新型コロナウイルス感染症の流行を契機として、ICTは、国民生活や経済活動の維持に必要不可欠な技術となり、これまでデジタル化が進まなかった領域にもデジタル化の波が押し寄せています。デジタル化・リモート化を最大限に活用することにより、個人、産業、社会といったあらゆるレベルにおいて変革が生まれ、新たな価値の創造と経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな社会の構築につながることが期待されています。

地方自治体においても、公共サービスにAI・ロボティクスといった技術を積極的に取り入れ、効率化とサービスの向上を同時に実現したスマート自治体へ転換することが求められています。

③ 環境問題・地球温暖化

人間活動の増大は、地球環境へ大きな負荷をかけており、気候変動問題や海洋プラスチックごみ汚染、生物多様性の損失などの地球環境の危機をもたらしているとされています。今を生きる私たちの

世代のニーズを満たしつつ、将来の世代が豊かに生きていける社会を実現するためには、従来型の大量生産・大量消費・大量廃棄の経済・社会システムや日常生活を見直すことが不可欠であるとされています。

我が国においては、2019年5月にプラスチックの資源循環を総合的に推進するための「プラスチック資源循環戦略」を策定し、製品の設計から廃棄物の処理に至るまであらゆる主体における資源循環の実現をめざしています。また、2020年10月には「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにすることを目標としています。気候変動への対応を経済成長の制約やコストとする時代は終わり、国際的にも、成長の機会として捉える時代となっています。従来の発想を転換し、産業構造や社会経済の変革をおこなうことで、経済と環境の好循環を作っていく必要があります。

④ 安全・安心なまちづくり

我が国は、世界有数の地震多発地域であることに加え、台風や局地的豪雨などの水害や土砂災害など、様々な自然災害の脅威にさらされています。直近10年間においても、2011年の東日本大震災により甚大な被害を受けた後、2016年の熊本地震、2018年の西日本豪雨・北海道胆振東部地震、2019年の東日本台風などが立て続けに発生するなど、災害が頻発化・激甚化しています。

さらに、今後数十年内に高確率で南海トラフ地震および首都直下地震が発生することが予測されており、国民の一層の防災・減災意識の向上が必要となっています。

近年、過去の災害で得た知見より、建物の耐震化等のハード対策だけでなく、地域コミュニティによる助け合いや防災教育等のソフト対策の重要性が再確認されました。住民の避難行動を促すための地方公共団体からの適切な情報発信のあり方、防災行政無線の戸別受信機をはじめとする地方公共団体が情報を確実に住民に伝えるための情報伝達手段の整備、住民の自発的な避難を促進するための地方公共団体における防災訓練の充実などの取組が検討されています。

地方自治体においては、「自助」、「共助」、「公助」による施策を適切に組み合わせ、住民が安全・安心に暮らせるまちづくりをすすめることが求められています。

⑤ 社会保障（医療・介護の連携、健康寿命の延伸）

急速に少子高齢化がすすんだ結果、我が国は超高齢社会を迎えています。

医療ニーズに関しては、疾病構造が変化し病気と共存しながら生活の質（QOL）の維持・向上を図る必要性が高まる一方で、介護ニーズに関しては、医療ニーズを併せ持つ重度の要介護者や認知症高齢者が増加し、医療・介護の連携の必要性がこれまで以上に高まっています。

自立を支える生活支援、疾病予防・介護予防の統合など、利用者の視点に立って切れ目のない医療及び介護の提供体制の構築を目指す「地域包括ケアシステム」により、一人ひとりの自立と尊厳を支えるケアを将来にわたって持続的に実現していくことが求められています。地域包括ケアシステムは、保険者である市町村や特別区が、地域の自主性や主体性に基づき、地域の特性に応じて作り上げていく必要があります。

医療や介護が必要な状態となっても住み慣れた地域で安心して生活を継続できる環境を整備するとともに、国民一人ひとりの健康寿命を延ばすことも重要です。

個々人の健康寿命を延ばすため、「次世代を含めたすべての人の健やかな生活習慣形成」「疾病予防・重症化予防」「介護予防・フレイル対策、認知症予防」の3分野を中心に取り組みがすすめられています。

⑥ 教育人材育成

Society5.0を迎え社会の構造や必要とされる知識が急激に変化し続けることが予想される中、学校や学びは、「教職員だけ」による学校経営・「教師だけ」が指導に携わる学校・「同一内容だけ」児童生徒に教える教育などの一元モデルから脱却し、多様なステークホルダーと協力する多元モデルへ転換することが求められています。

これに応じて「教師」の役割も当然変化する必要があると、Society5.0の学校教育においては、「教師」にはこれまでの児童生徒を教え導く役割に加え、学びの支援者という役割が付加されることになるとされています。多元モデルにおいて鍵となるのは、認知科学やビッグデータ等を活かした「教育や学習を科学する視点」です。一元モデルで一定の成功を収めてきた我が国の教育においては、経験や勘が重視され教員養成や研修において伝承されてきました。一方、多元モデルの教育においては、Edtech等の導入により、活用できるツールの選択肢が広がっていくと予想されます。

多元モデルの教育の実現に向けて、国・地方公共団体・民間事業者等の様々な主体が別個に保有しているデータを集約し活用できるようデータ規格の標準化やデータのオープンソース化を図っていくことが必要です。

⑦ 感染症対策（ポストコロナ・コロナ後の観光）

2020年に新型コロナウイルス感染症の地球規模のパンデミックが発生し、4月には我が国において史上初めて新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が発出されました。新型コロナウイルス感染症は、世界各国で多くの人命を奪い、さらにヒト・モノの動きを強く制限したことで世界経済にも深刻な被害をもたらしました。完全な感染終息時期が不透明な中、感染拡大を予防する新たな生活様式への変容が求められています。

地方自治体においては、医療提供体制の確保や困難に直面している人への生活支援、行動制限がもたらす経済停滞への対策等、迅速かつ確実な行政サービスの提供がますます重要となっています。今後、感染拡大を契機に社会に一層浸透するであろうデジタル技術も活用しながら、あるべき地方行政の姿を模索していく必要があります。また、大都市集中密集から地域への離散が期待されるポストコロナの時代において地域活性化を図るために、自治体が中心となり地域の魅力を周知させることは不可欠です。

新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大は、観光需要にも大きなダメージを与えました。特に地域経済に影響が生じており、観光が地域経済にとって重要な役割を果たしてきたことが改めて示されました。感染拡大防止と社会経済活動の両立を図りながら、当面の観光需要の回復のカギとなる日本人国内旅行者と、その後に再び観光を成長軌道に乗せていくために重要となる訪日外国人旅行者に、地域の文化や自然体験などの地域特性をアピールする観光地域づくりが必要とされています。

⑧ SDGs の推進

持続可能な開発目標（SDGs）とは、「Sustainable Development Goals」の略であり、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として2015年9月の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際社会の共通目標です。17のゴール・169のターゲットから構成されていて、MDGsの成功を土台としつつ、気候変動や経済的不平等、イノベーション、持続可能な消費、平和と正義などの新たな分野を優先課題として盛り込んでいます。

SDGsは、「パートナーシップと実用主義の精神に基づき、いま正しい選択をすることで将来の世代の暮らしを持続可能な形で改善すること」、「地球上の誰一人取り残さないこと」を理想とし、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指しています。先進国・開発途上国を問わずあらゆるステークホルダーが参画して経済・社会・環境をめぐる広範な課題に統合的に取り組むことを奨励していて、日本もSDGsの推進に積極的に取り組んでいます。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



国は、「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」の中で、「誰一人取り残さない」社会を実現するためには広く日本全国にSDGsを浸透させる必要があり、そのために地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であると示しています。

地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、地域が抱える「人口減少・地域経済の縮小」などの地域課題の解決に資するものであるとして、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されています。国は、地方自治体におけるSDGs推進のための取組として、各自治体に対し、各種計画や戦略、方針の策定等にSDGsの要素を最大限反映することを奨励しています。

基本構想

基本構想のフレーム

基本構想は、沖縄市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定めるものであり、そのフレームは次のとおりとします。

- (1) 第5次沖縄市総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成し、本構想は総合計画全体の根幹となります。
- (2) 期間は、2021年度（令和3年度）をスタートに2030年度（令和12年度）を目標とする10年間の構想として策定します。
- (3) 2030年度（令和12年度）の目標人口は、約148,000人とします。
- (4) 2030年度（令和12年度）の目標就業者数は、約69,000人とします。

将来像

本市は、4次にわたる総合計画において、昭和49年に宣言された「国際文化観光都市」を将来像として掲げ、市民のたゆまぬ努力と情熱により、県内第2の人口を有する都市として、発展し続けています。

沖縄市の誕生から、半世紀を目前とする今日、限りない発展に向かう市民の希望と目標として、本構想の将来像を「国際文化観光都市」とします。

都市像

「国際文化観光都市」の宣言に掲げている、「平和で豊かな沖縄市」「健康で美しい沖縄市」「明るくて住みよい沖縄市」を基本理念とし、時代の潮流と市民の意見をふまえ、以下の5つの都市像を設定します。また、これらのもとで展開する施策については、持続可能な開発目標（SDGs）を取り入れ、推進していきます。

都市像1 平和への思いと豊かな文化が息づき 一人ひとりが輝き交流するまち

都市像2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち

都市像3 とともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち

都市像4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち

都市像5 環境と調和し 安心して住み続けられるまち

重点目標

本市の異国情緒漂う街並みやライフスタイル、50か国以上の外国人が暮らす国際色豊かな風土と、伝統文化と異文化が融合した個性的な文化を源泉に、内外を魅了するエンタテインメントとビーチ・フロント観光の創出で地域経済をけん引し、さらなる発展をめざします。

「世界にひらき 活力あふれる 国際文化観光都市」

1 平和への思いと豊かな文化が 一人ひとり

沖縄市は、沖縄戦終結の調印式がおこなわれ、平和への第一歩を踏み出した地であり、戦後75年以上経過した今日においても、平和を願い続けるとともに、人間尊重のまちづくりをすすめています。

この歩みを貴重な財産として次世代に継承するとともに、魅力的な文化を糧に、互いに共鳴しあう社会を築き、生きがいを持って暮らすことができるまちをめざします。

基本方向 1 平和と人権尊重の心を次世代につなぐ

平和を希求する市民の心を大切にし、市民が主体となった平和活動を支えるとともに、市民が平和と向きあい、考え、行動するきっかけづくりに取り組むなど、内外に平和を発信します。

市民一人ひとりが自信と誇りを持って暮らせるよう、互いの人権が尊重され、個性と能力を十分に発揮することができるまちづくりをすすめます。



息づき が輝き交流するまち

基本方向2 文化を活かし まちの魅力を創出する

市民一人ひとりの輝きがまち全体の魅力となるよう、これまで培われてきた個性豊かなコザ文化を継承・発展させるとともに、文化芸術に親しみ、感性と創造力が育まれる環境づくりを推進します。
また、貴重な文化財の保存とその価値を活かした取り組みをすすめます。

基本方向3 生涯にわたる学習とスポーツを推進する

市民一人ひとりが豊かな人生をおくることができるよう、だれもが生涯をとおして自由に学び、活かすことができる機会を創出します。
また、市民がスポーツに触れ、楽しさや喜びを実感できる環境づくりに取り組みます。

基本方向4 魅力ある地域社会を築く

ヒト、モノおよび情報が地球規模で行き交う時代にあって、市民が主体となった内外との交流を促進し、地域の活性化につなげます。
国籍や民族等の異なる人々が互いを認めあい共生する社会づくりをすすめるとともに、市民一人ひとりが信頼の輪でつながり、結びつきを強め、支えあう地域コミュニティの形成を促進します。



未来を創るこどもたちはかけがえのない存在です。

こどもたちが自ら果敢に挑戦する意欲や地域を誇りグローバルに活躍する志を持ち、それぞれの個性と情熱で未来のステージを切り拓けるよう、全力で応援します。

こどもたちが温かな愛に包まれ、元気にたくましく育まれる環境をつくり、笑顔あふれるこどものまちをめざします。

基本方向1 こどもの育ちと子育てを支援する

こどもたちの心と体の健やかな成長を支えるとともに、安心してこどもを産み育てられるまちづくりをすすめます。

生まれ育った環境に左右されることなく、こどもたち一人ひとりが夢や希望を持ち、可能性を発揮することができる社会を築きます。



こどものまち

基本方向２ 未来が輝く 生きる力を育む

こどもたち一人ひとりが思い描く幸せな人生を築いていけるよう、こどもたちが新しい時代を切り拓くために必要となる生きる力を、社会全体で育むまちづくりをすすめます。

こどもたちが、等しく安全・安心に質の高い教育を受けることができるよう、個々に応じた支援や環境づくりに取り組みます。

基本方向３ 豊かな心と挑戦する意欲を育む環境をつくる

次代を担う人材の健全な育成を図るため、地域と連携し、見守り育てる社会づくりに取り組むとともに、自然や動物等に触れ、驚きと発見、喜びや感動を体験できる機会を創出し、豊かな人間性が育まれる環境をつくれます。

こどもたちの主体的な活動を応援し、挑戦する意欲を育むとともに、自由な発想を大切にするまちづくりをすすめます。



住み慣れた地域の中で、人と人とのつながりや支えあう心が広がり、年齢、障がいの有無や経済状況等にかかわらず、すべての市民が安心感を持って、はつらつと活躍できるまちをめざします。

基本方向 1 支えあう地域をともにつくる

市民一人ひとりが世代や社会的背景等を超えて、支えあいながら暮らすことができる社会を築くため、「ちゅいしいじい」の心を醸成するとともに、企業や NPO 等の様々な団体が地域の福祉活動に参画する機運を高め、互いに協力する体制づくりをすすめます。

基本方向 2 暮らしを支え だれもが安心できる社会を築く

高齢者や障がい者等が安心して自分らしく暮らし続けられるよう、医療や生活支援等のサービスが包括的に確保される体制づくりをすすめます。

経済的な理由や社会からの孤立により困難を抱える市民の生活と自立を支え、一人ひとりが地域社会の一員として安心して暮らすことができる環境をつくれます。



いきいきと暮らせるまち

基本方向3 生涯の健康づくりを支える

市民一人ひとりが生涯にわたって健やかで心豊かに暮らしていくことができるよう、地域・医療機関等と連携し、疾病の予防と対策をすすめるとともに、ライフステージに応じた健康づくりを促進します。



スポーツや音楽を中心としたエンタテインメントの力と、地域の魅力を活かした観光を推進するとともに、東海岸に臨むリゾート拠点の創出を展望するなど、内外を魅了する観光都市の実現に取り組みます。また、観光を基軸とし、広域的な連携の強化や関連産業への波及効果の増大に取り組むとともに、商工業や農水産業など調和のとれた産業の振興を図り、稼ぐ力を高めます。

働く意欲が就労につながり、だれもが活躍できる環境をつくるとともに、活力あふれる企業が集積し、新たな価値が生み出されるまちをめざします。

基本方向 1 経済の活性化をけん引する観光を推進する

恵まれた環境を活かしたスポーツツーリズムを展開するとともに、エイサー・島唄・ロック等の個性的な文化をはじめ、魅力的な地域資源を磨き上げ、その価値を内外に発信します。

新たな魅力となる観光資源の創出に取り組むとともに、安全で快適に観光を楽しむことができる環境づくりをすすめます。

基本方向 2 商工業の振興を図り 地域経済の活力を高める

国際色豊かな街並みや個性あふれる商いの場、様々な拠点施設を有する中心市街地については、その魅力を際立たせ、人びとが集い巡る、にぎわい空間を創出します。

伝統と革新によるものづくり産業の振興を図るとともに、地域を支える企業の振興や地域活性化の呼び水となる企業の誘致に取り組みます。



発展し続けるまち

基本方向3 魅力的なビジネス環境をつくる

一人ひとりが自らの能力を発揮できる多様な雇用と、生活と調和した柔軟な働き方の実現により、だれもが満ちたりた暮らしをおくることができる社会を築きます。

創業を志す意欲的な人材を後押しするとともに、産業を担う人材の育成に取り組みます。

基本方向4 環境と共生する力強い農水産業を展開する

収益性の高い都市近郊型農業をすすめるとともに、資源管理型漁業等に取り組み、本市の特性を活かした農水産業を振興します。

他産業との連携等により、農水産業の裾野を広げるとともに、ブランド化や先端技術の導入による高付加価値化を図るなど、産業としての競争力強化につなげます。



環境にやさしい取り組みを社会全体ですすめ、豊かな自然を未来へ継承するとともに、安全・安心な生活環境をつくります。

強さとしなやかさを備えた快適で魅力ある都市を築くとともに、海と空の国際ゲートの実現を展望するなど、都市のさらなる発展をめざします。

基本方向 1 環境と共生する社会を築く

亜熱帯海洋性気候に育まれた豊かな自然を将来世代につなげるため、市民や自治会、企業等と連携し、低炭素社会・循環型社会づくりや環境と共生する地域づくりをすすめるとともに、地域における環境美化活動を促進します。

基本方向 2 地域の防災力と安全力を高める

市民のいのちや暮らしを守るため、「自助・共助・公助」の考えのもと、地域防災力の向上や消防・救急機能の充実を図るなど、防災・減災に向けた取り組みをすすめます。

また、地域や関係団体と一体となった防犯・交通安全対策をすすめるとともに、消費生活に関する相談等、消費者被害の防止に向けて取り組みます。



住み続けられるまち



基本方向3 快適で良好な都市を創出する

本市の歴史や文化、自然等の特性を活かした秩序ある土地利用と景観の形成を推進するとともに、豊かな緑の創出や健全な市街地の形成を図るなど、沖縄市らしい都市空間づくりをすすめます。

スポーツコンベンション拠点の形成をめざし、環境に配慮した東部海浜開発地区の整備の促進と滞在型リゾートの構築に取り組みます。

基本方向4 暮らしや地域経済を支える交通空間を形成する

新たな交通システムの導入を視野に、総合的な交通ネットワークの形成や広域的な道路網の整備を促進し、地域の活性化をめざします。

市民の生活や活動を支える安全で快適な道路の整備を推進するとともに、公共交通サービスの利用を促進します。

基本方向5 心やすらぐ住みよい環境をつくる

良好な住環境の形成に向け、住生活の安定の確保と向上促進を図るとともに、地域や企業等と連携し、レクリエーションや憩いの場となる公園と緑地の整備をすすめます。

また、安全な水の安定供給を維持するとともに、計画的な生活排水対策や雨水の浸水対策を推進します。

基本構想の推進に向けて

本市の将来像である国際文化観光都市の実現に向け、市民や自治会、教育機関、NPO、企業等の多様な主体と本構想で描く都市像を共有し、それぞれの強みを活かしたまちづくりをすすめ、将来にわたり持続可能な行政運営をめざします。

基本方向 1 ともに考え ともに創るまちづくり

社会の成熟化に伴い、価値観の多様化や社会参加意識が高まる中で、旺盛な行政需要に対応するためには、行政とともに、市民や様々な団体が連携したまちづくりをすすめることがより重要となります。

開かれた市政のもと、多様な主体が想いをひとつに、それぞれの持つ資源等を最大限に活かしながら、地域課題の解決や時代の潮流に対応した取り組みをすすめます。

基本方向 2 将来を見据えた行財政運営の推進

時代とともに複雑化・高度化する課題や市民ニーズに柔軟に対応し、質の高い行政サービスを提供し続けるためには、不断の行財政改革に取り組む必要があります。

市民の満足度を高めるため、長期的な視点に立って、限られた人材や財源等をより効果的・効率的に活用する行財政運営と先端技術等を駆使した行政サービスの提供に取り組むとともに、職員力の向上を図り、市民に親しまれ信頼される市役所をめざします。



第5次沖縄市総合計画

都市像5					都市像4				
環境と調和し 安心して住み続けられるまち					人と産業の成長を支え 発展し続けるまち				
基本 方向 5	基本 方向 4	基本 方向 3	基本 方向 2	基本 方向 1	基本 方向 4	基本 方向 3	基本 方向 2	基本 方向 1	
心やすらぎ住みよい環境をつくる	暮らしや地域経済を支える交通空間を形成する	快適で良好な都市を創出する	地域の防災力と安全力を高める	環境と共生する社会を築く	環境と共生する力強い農水産業を展開する	魅力的なビジネス環境をつくる	商工業の振興を図り地域経済の活力を高める	経済の活性化をけん引する観光を推進する	
基本構想の推進									
5503	5502	5501	5401	5303	5302	5301	5204	5203	5202
健全で安定的な上下水道の事業を推進する	魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する	住生活の安定の確保に取り組む	安全で快適な交通環境を整備する	東部海浜開発事業を推進する	市街地の機能向上を図る	地域の特性を活かした快適な都市を形成する	地域とともに交通安全対策をすすめる	防犯対策を推進し安全・安心なまちを築く	消防・救急・救助体制を強化する
③上下水道事業の健全経営の推進 ②上下水道施設の整備 ④下水道施設の整備および接続の推進	③緑と花あふれる空間の創出	①市営住宅の早期建替え ③安全・安心な住環境の整備促進	①総合的な交通体系構築の促進と道路の整備 ②公共交通ネットワークの利便性向上 ③道路の計画的な維持管理・有効活用	③環境に配慮した取り組み ②土地利用計画の推進	①中心市街地の都市機能向上とまちなか定住促進 ②わがかりやすい住居表示の推進	①適正かつ計画的な市土の形成 ②魅力ある景観の創出と緑のネットワーク構築 ③快適な公共施設等の整備・促進 ④墓地対策の推進と火葬場の確保	①交通安全教育・運動の推進 ②交通安全の確保	①地域における防犯体制の充実 ②防犯環境づくりの推進 ③消費者被害防止対策の推進	①多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応 ②火災予防対策の推進 ③地域・企業等と連携した救護体制の拡充
5201	5101	4401	4301	4203	4202	4201	4103	4102	4101
強さとしなやかさを備えたまちを築く	地球環境にやさしくきれいなまちを築く	農水産業を振興する	雇用の安定と創業支援の充実を図る	ものづくり産業の振興を図る	中小企業の振興と企業誘致に取り組む	中心市街地と商業の活性化を図る	観光環境の整備をすすめる	活気あるまちづくりを推進する	スポーツの力による魅力発信に取り組み
③避難行動要支援者や災害を受けた市民への支援 ④地域防災力の向上	①自然環境と生活環境の保全 ②地球温暖化対策の推進 ③循環型社会づくりの推進 ④まちの美化活動の推進	③持続可能な水産業の振興 ②優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化	①魅力ある農業の振興 ②農業支援とICT人材の育成 ③多様な働き方と就労環境づくりの支援	①工芸によるまちづくりの推進 ②新たな技術の活用とブランディング ③工業地域の活性化	①企業誘致の推進 ②中小企業の振興	①中心市街地のにぎわい創出 ②魅力的な商店街づくりと商業の振興	①安全で快適な観光と滞在型観光に向けた基盤づくり ②東部海浜開発地区の価値を高める企業誘致の推進	②スポーツツーリズムの推進 ③モータースポーツの振興	①沖縄アリーナの充実 ②沖縄こどもの国の魅力向上 ③エイサーを活用した観光誘客 ④音楽によるまちづくりの推進 ⑤効果的なプロモーションの展開
計画の推進									

施策体系図

都市像 3			都市像 2					都市像 1														
ともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち			夢を抱き 未来を拓く こどものまち					平和への思いと豊かな文化が 息づき 一人ひとりが輝き 交流するまち														
基 本 方 向 3	基 本 方 向 2	基 本 方 向 1	基 本 方 向 3	基 本 方 向 2		基 本 方 向 1		基 本 方 向 4	基 本 方 向 3	基 本 方 向 2	基 本 方 向 1											
生涯の健康づくりを支える	暮らしを支え だれもが安心できる社会を築く	支えあう地域をとにつくる	豊かな心と挑戦する意欲を 育む環境をつくる	未来が輝く 生きる力を育む		こどもの育ちと子育てを 支援する		魅力ある地域社会を築く	生涯にわたる学習と スポーツを推進する	文化を活かし まちの魅力を創出する	平和と人権尊重の心を 次世代につなぐ											
3301	3203	3202	3201	3101	2302	2301	2204	2203	2202	2201	2105	2104	2103	2102	2101	1402	1401	1301	1201	1103	1102	1101
健康づくりを推進する	ライフステージに応じた 社会参加を促進する	自立に向けた安定的な暮らしと 障がいの有無にかかわらず自らの能力を 最大限に発揮できるまちをつくる	高齢者が躍動する社会づくりを推進する	地域共生社会を推進する	青少年の健全育成を推進する	こどもの主体的な取り組みを応援する	安全・安心に教育を受けることができる 環境をつくる	個に応じた支援を推進する	確かな学力・豊かな心・健やかな体を 育成する	幼児教育を推進する	こどもの発達や学びの連続性をふまえた 推進する	地域におけるこどもの居場所づくりを 環境をつくる	こどもを大切に育てるための 環境をつくる	親子の健康を守り こどもの発達を促進する	質の高い保育を提供する	こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす	認め合い支えあう 地域づくりを推進する	つながりを活かした 学び・スポーツができる環境をつくる	いつでもどこでもだれでも 文化によるまちづくりを推進する	基地対策を包括的に推進する	人権を尊重する地域社会づくりを 推進する	平和の尊さを継承し発信する
①自ら取り組む健康づくりの推進 ②生活困窮者の自立促進 ③生活保障と自立支援 ④国民健康保険の適正な運営と後期高齢者医療制度の連携実施	①障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援 ②障がい者等の自己決定および社会参加の支援に向けた環境づくり ③認知症の予防と共生の推進 ④介護保険サービスの充実と制度の適正運営	①地域包括ケアシステムの推進 ②在宅生活と社会参加への支援 ③認知症の予防と共生の推進 ④介護保険サービスの充実と制度の適正運営	①福祉のまちづくりの推進 ②福祉コミュニティの充実	①健全育成に向けた環境づくり ②体験活動の充実	①こどもの声を活かしたまちづくり ②こどもの文化・スポーツ活動への支援 ③沖縄こどもの国の充実	①安全管理体制の充実 ②安全管理体制の充実 ③安全管理体制の充実 ④安全管理体制の充実	①学校教育施設の整備 ②学校給食の充実 ③特別支援教育の充実 ④外国籍等の児童生徒への支援	①学力・学習意欲の向上 ②情操教育・健康な体の育成 ③教員の資質向上 ④地域とともにある学校づくりの推進	①市立幼稚園の充実 ②特別支援教育の充実 ③保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化	①児童館の整備・運用 ②放課後児童クラブの充実 ③放課後子ども教室の推進	①子育て世帯の養育力の向上支援 ②ひとり親家庭の支援 ③要保護児童等の支援 ④地域における子育て支援	①母子保健の推進 ②発達に気になる子への支援 ③こども医療費の支援	①多様な保育サービスの提供 ②市立保育所の充実 ③認可外保育施設への支援	①こどもの健康を守り こどもの発達を促進する	①こどもたちの可能性を伸ばす	①信頼し支えあう地域づくりへの支援 ②地域コミュニティ活動拠点施設の整備 ③多文化共生の推進	①国内交流の推進 ②国際交流の推進 ③市民スポーツの推進	①生涯学習の推進 ②地域活動と学びの支援 ③市民スポーツの推進	①コザ文化の継承・発展 ②文化芸術の振興 ③戦後文化の発信と歴史学習の支援 ④文化財の保存と活用	①基地から派生する諸問題への対応 ②統合計画にかかる施設配置計画と早期返還への対応 ③日米地位協定の抜本的な見直し	①人権意識の普及 ②権利擁護体制の充実 ③虐待等の防止と支援体制の強化 ④男女共同参画社会づくりの推進	①平和行政の推進 ②市民の主体的な平和活動への支援

基本構想

前期基本計画

第5次沖縄市総合計画
2021-2025

前期基本計画

部門別計画

第5次沖縄市総合計画・前期基本計画の策定方針

1 計画策定の趣旨

2011年度（平成23年度）にスタートした第4次沖縄市総合計画が、2020年度（令和2年度）に終了することから、2030年度（令和12年度）を目標年次とする向こう10年間におけるまちづくりの総合的な指針として第5次沖縄市総合計画を策定する。

本市の将来像である国際文化観光都市の実現に向け、第5次沖縄市総合計画基本構想において掲げた都市像等を推進するために、2025年度（令和7年度）を目標年次とする向こう5年間の「前期基本計画」を策定するものとする。

2 計画策定の基本方針

前期基本計画については、以下の方針に沿って策定する。

(1) 第5次沖縄市総合計画基本構想を推進する計画づくり

国際文化観光都市宣言の理念をふまえ策定された第5次沖縄市総合計画基本構想で基本方針や都市像等を推進するために、沖縄市がめざす向こう5年間の施策が体系的に明らかにされた計画とする。

(2) 市民との協働によるわかりやすい計画づくり

市民との協働をふまえ、市民意見を広く反映するとともに、めざす将来像や取り組みの方向性などを共有できる計画とする。

(3) 沖縄市の個性を活かした計画づくり

まちづくりに関する各種宣言等の理念はもとより、歴史・文化・風土など沖縄市の個性を活かした計画とする。

(4) 時代潮流に対応しうる計画づくり

人口減少や社会経済情勢の変化、地方分権、持続可能な開発目標（SDGs）など、時代の潮流に的確に対応できる計画とする。

(5) 効率的かつ効果的な行政運営に資する計画づくり

PDCAサイクルをふまえ、目標や成果を明確に把握し、事務事業の目的を明確化するとともに、財政収支見通しに基づく選択と集中など、効率的かつ効果的な行政運営に資する計画とする。

3 計画策定の方法と組織体制

前期基本計画の策定にあたっては、沖縄市総合計画策定に関する規程に基づき、総合計画審議会および総合計画策定委員会における審議・検討をおこなうとともに、広く市民の声を反映するものとする。

(1) 市民の声を反映させるため、次の事項を実施する。

- ①市民アンケートによる生活環境意識調査を反映する。
- ②市民や団体との協働による会議を開催する。
- ③総合計画審議会の市民委員を公募する。
- ④議会や市政懇談会、その他関係部局において把握している市民意見を反映する。
- ⑤パブリックコメントを実施する。

(2) 各部局に策定主任および主任補佐を置き、部門別計画案を作成するとともに、庁内に総合計画策定委員会を設置し、職員提案の積極的な活用を図る。

(3) 総合計画策定委員会をふまえた基本計画の案については、沖縄市総合計画審議会に諮問し、答申を得るものとする。

前期基本計画（部門別計画）の見方

前期基本計画（部門別計画）は、都市像1から5、「基本構想の推進に向けて」の6つで構成され、それぞれに、「現状と課題」や今後5年間で取り組む具体的な「施策」と「施策の方向」等を掲載しています。

■施策・施策の方向

都市像の実現に向けた取り組みを「施策」とし、その具体的な内容を「施策の方向」としています。

■施策の目標値

施策の達成度や成果を測るために設定した指標です。令和元（2019）年度の実績を現状値とし、令和7（2025）年度に達成をめざす目標値を記載しています。

■関連する部門別計画や指針など

施策に関連する本市の計画や条例、指針などを記載しています。

■主な事業や取り組み

施策の方向に基づいて実施する具体的な事業や取り組みです。

基本方向1 平和と人権尊重の心を次世代につなぐ

施策01 平和の尊さを継承し発信する



施策の方向

1 平和行政の推進

「沖縄市民平和の日を定める条例」の理念にもとづき、記念行事や平和月間など、多様なテーマで平和を考える機会の充実を図り、内外に平和を発信する。

悲惨な沖縄戦の教訓や、米軍統治から本土復帰までの歩みなど、後世に語り継ぐべき歴史を振り返り、平和を学べるよう、戦跡めぐりや平和講座を開催するとともに、戦争の実相・教訓を次世代へ伝える担い手の育成に取り組む。

また、映像・資料等をデジタル化するなど平和学習コンテンツサイト等の充実や観光と連携した平和学習の促進を図る。

2 市民の主体的な平和活動への支援

市民・NPO等による平和活動や地域慰霊祭の開催を支援するとともに、平和について学び、その思いを未来へ受け継ぐ平和大使の育成や活動促進、ネットワークづくりに取り組む。



施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
平和に関する講座等の参加者数	217人	240人	平和大使研修、戦跡めぐり、市民平和講座、市民の眼・平和写真展等
平和学習コンテンツサイトのページビュー（PV数）	165,124 PV	200,000 PV	

関連する部門別計画や指針など

・沖縄市平和事業推進アクションプラン—改訂版—（平成31～令和5年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・平和行政推進事業 ・沖縄市遺族会補助金 ・慰霊祭慰霊塔費



現状と課題

1 平和行政の推進

本市は、日本国憲法の理念にもとづき、核兵器の廃絶を誓う全世界の人々と相携え、人類の恒久平和を実現することを決意するため、昭和60年に「核兵器廃絶平和都市宣言」をおこなった。また、すべての人が等しく平和で、豊かな生活が出来るまちづくりをすすめるため、「沖縄市民平和の日を定める条例（平成5年）」を制定し、毎年8月1日から9月7日までを平和月間と定め、こどもたちへの平和授業や原爆と戦争展等のイベントを開催するとともに、平和大使ソングや平和イメージキャラクター「キューナ」を活用した啓発活動に取り組んできた。平成30年度のアンケート調査では、沖縄市民平和の日を知らない市内小中学生が62.3%、高校生が85.3%となった。そのため、市内小中学生や高校生へ沖縄市民平和の日を広く周知するとともに、平和学習の機会創出を図る必要がある。戦後75年を超える中、次世代を担うこどもたちへの平和教育や後世への平和継承のあり方を検討していく必要がある。

平和学習については、平成6年度から、沖縄戦や戦後27年間続いた米軍統治時代の実相を伝える手法の一つとして、米軍嘉手納基地内に所在する沖縄戦降伏調印式の碑（9月7日、米軍と南西諸島の日本守備軍との間で降伏調印式がおこなわれた場所）などを巡る「沖縄市戦跡めぐり」を実施するとともに、平和に関する映像や資料等をデジタル化し、ホームページやSNS等で情報発信をおこなっている。戦争体験者の高齢化により、語り部

の確保が年々難しくなっていることをふまえ、戦争の実相・教訓を次世代へ伝える人材を育成するとともに、戦争体験談や資料等を「平和学習コンテンツサイト」へ追加する必要がある。近年、県外の小中学生が本市に訪れ沖縄市の平和を学習するなど、平和交流がおこなわれているが、本市の平和学習を学生に限定せず、観光を基軸に幅広い年齢層を対象とした平和学習のあり方を検討する必要がある。

2 市民の主体的な平和活動への支援

本市は、市民等が主催する平和企画の募集や、市民参加型の「市民の眼・平和写真展」を開催するなど、市民が主体となった平和活動を支援している。平成3年度に平和大使研修を創設し、平和学習や平和交流をととして戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを学び、平和への思いを継承していく人材を育成している。また、毎年コザ地域と美里地域にある慰霊塔にて慰霊祭を開催し、遺族会コザ支部と美里支部の活動を支援している。

市民主催の企画展は、参加団体が固定化する傾向にあるため、今後、募集方法等を見直すなど、事業の充実を図る必要がある。平和大使のネットワーク構築や歴代平和大使を活用したカリキュラムについても検討する必要がある。また、遺族の高齢化がすすむ中、会員の減少により、継承活動の減少や会費の減収など、遺族会の運営が困難になることが予想される。

■現状と課題

施策に関係する国や県の動向、本市における現在の状況や課題を施策の方向ごとにまとめている。

参 考

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
平和に関する講座等の参加者数	241人	246人	217人
平和学習コンテンツサイトのページビュー（PV数）	162,689PV	168,605PV	165,124PV

用語の解説

- ◆沖縄市民平和の日：1945年9月7日、旧越来村森根において、日本とアメリカの間で沖縄戦の降伏調印式がおこなわれ、公式に沖縄戦が終結した。本市は、平成5年より、沖縄戦終結となる9月7日を「沖縄市民平和の日」と条例で定め、8月1日から9月7日までを「平和月間」と位置づけている。
- ◆PV数（ページビュー）：ユーザーがWebページを表示（閲覧）した回数。

■参考

施策や目標値に関連するデータや実績などの参考資料です。

■用語の解説

専門用語等の解説です。

都市像 1

平和への思いと豊かな文化が息づき
一人ひとりが輝き交流するまち

施策01

平和の尊さを継承し発信する



施策の方向

1 平和行政の推進

「沖縄市民平和の日を定める条例」の理念にもとづき、記念行事や平和月間など、多様なテーマで平和を考える機会の充実を図り、内外に平和を発信する。

悲慘な沖縄戦の教訓や、米軍統治から本土復帰までの歩みなど、後世に語り継ぐべき歴史を振り返り、平和を学べるよう、戦跡めぐりや平和講座を開催するとともに、戦争の実相・教訓を次世代へ伝える担い手の育成に取り組む。

また、映像・資料等をデジタル化するなど平和学習コンテンツサイト等の充実や観光と連携した平和学習の促進を図る。

2 市民の主体的な平和活動への支援

市民・NPO 等による平和活動や地域慰霊祭の開催を支援するとともに、平和について学び、その思いを未来へ受け継ぐ平和大使の育成や活動促進、ネットワークづくりに取り組む。



施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
平和に関する講座等の参加者数	217人	240人	平和大使研修、戦跡めぐり、市民平和講座、市民の眼・平和写真展等
平和学習コンテンツサイトのページビュー（PV 数）	165,124 PV	200,000 PV	

関連する部門別計画や指針など

・沖縄市平和事業推進アクションプラン（改訂版）（平成31～令和5年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・平和行政推進事業 ・沖縄市遺族会補助金 ・慰霊祭慰霊塔費



現状と課題

1 平和行政の推進

本市は、日本国憲法の理念にもとづき、核兵器の廃絶を誓う全世界の人々と相携え、人類の恒久平和を実現することを決意するため、昭和60年に「核兵器廃絶平和都市宣言」をおこなった。また、すべての人が等しく平和で、豊かな生活がおくれるまちづくりをすすめるため、「沖縄市民平和の日を定める条例（平成5年）」を制定し、毎年8月1日から9月7日までを平和月間と定め、こどもたちへの平和授業や原爆と戦争展等のイベントを開催するとともに、平和大使ソングや平和イメージキャラクター「キューナ」を活用した啓発活動に取り組んできた。平成30年度のアンケート調査では、沖縄市民平和の日を知らない市内小中学生が62.3%、高校生が85.3%となった。そのため、市内小中学生や高校生へ沖縄市民平和の日を広く周知するとともに、平和学習の機会創出を図る必要がある。戦後75年を超える中、次世代を担うこどもたちへの平和教育や後世への平和継承のあり方を検討していく必要がある。

平和学習については、平成6年度から、沖縄戦や戦後27年間続いた米軍統治時代の実相を伝える手法の一つとして、米軍嘉手納基地内に所在する沖縄戦降伏調印式の碑（9月7日、米軍と南西諸島の日本守備軍との間で降伏調印式がおこなわれた場所）などを巡る「沖縄市戦跡めぐり」を実施するとともに、平和に関する映像や資料等をデジタル化し、ホームページやSNS等で情報発信をおこなっている。戦争体験者の高齢化により、語り部

の確保が年々難しくなっていることをふまえ、戦争の実相・教訓を次世代へ伝える人材を育成するとともに、戦争体験談や資料等を「平和学習コンテンツサイト」へ追加する必要がある。近年、県外の小中学生が本市に訪れ沖縄市の平和を学習するなど、平和交流がおこなわれているが、本市の平和学習を学生に限定せず、観光を基軸に幅広い年齢層を対象とした平和学習のあり方を検討する必要がある。

2 市民の主体的な平和活動への支援

本市は、市民等が主催する平和企画の募集や、市民参加型の「市民の眼・平和写真展」を開催するなど、市民が主体となった平和活動を支援している。平成3年度に平和大使研修を創設し、平和学習や平和交流をとおして戦争の悲惨さ、平和の尊さ、生命の大切さを学び、平和への思いを継承していく人材を育成している。また、毎年コザ地域と美里地域にある慰霊塔にて慰霊祭を開催し、遺族会コザ支部と美里支部の活動を支援している。

市民主催の企画展は、参加団体が固定化する傾向にあるため、今後、募集方法等を見直すなど、事業の充実を図る必要がある。平和大使のネットワーク構築や歴代平和大使を活用したカリキュラムについても検討する必要がある。また、遺族の高齢化がすすむ中、会員の減少により、継承活動の減少や会費の減収など、遺族会の運営が困難になることが予想される。

参 考

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
平和に関する講座等の参加者数	241人	246人	217人
平和学習コンテンツサイトのページビュー（PV数）	162,689PV	168,605PV	165,124PV

用語の解説

- ◆沖縄市民平和の日：1945年9月7日、旧越来村森根において、日本とアメリカの間で沖縄戦の降伏調印式がおこなわれ、公式に沖縄戦が終結した。本市は、平成5年より、沖縄戦終結となる9月7日を「沖縄市民平和の日」と条例で定め、8月1日から9月7日までを「平和月間」と位置づけている。
- ◆PV数（ページビュー）：ユーザーがWebページを表示（閲覧）した回数。



施策02

人権を尊重する地域社会づくりを推進する

施策の方向

1 人権意識の普及

法務局等の関係機関と連携して特設人権相談所の定期的な設置を支援するとともに、学校教育や社会教育等をおして市民の人権意識高揚を図る。

2 権利擁護体制の充実

成年後見制度等の普及・利用促進や相談体制の充実を図り、認知症高齢者や意思決定が困難な障がい者等の権利を擁護するとともに、市民後見人の育成等により円滑な制度利用を促進する。

3 虐待等の防止と支援体制の強化

児童、高齢者、障がい者等への虐待や配偶者暴力の未然・再発防止に向け、市民への意識啓発を推進するとともに、関係機関との有機的な連携を図り、被害実態の早期把握や被害者およびその養護者等に対する包括的な支援に取り組む。

4 男女共同参画社会づくりの推進

きらめきフェスタ等のイベント・各種講座の開催や啓発紙きらめきの発行をおして、男女共同参画社会の理念普及やワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）への意識向上を図るとともに、沖縄市女性団体連絡協議会をはじめとする関係団体との協働により、さらなる男女共同参画社会の推進に取り組む。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
人権に関するイベント等の参加者数	523人	1,120人	人権に関する各種講座・男女共同参画関連講座・きらめきフェスタ
虐待防止講演会等の参加者数	256人	450人	対象：高齢者・障がい者等

関連する部門別計画や指針など

・第2次沖縄市男女共同参画計画（改訂版）ひと・きらめきプラン（平成30～令和4年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・人権啓発費 ・更生保護事業 ・権利擁護推進事業 ・成年後見制度利用支援事業
- ・女性保護運営対策事業費 ・老人保護措置費 ・男女共同参画推進事業
- ・男女共同参画センター事業 ・沖縄市女性団体連絡協議会補助金

用語の解説

◆特設人権相談所：那覇地方法務局やその支局で常時開設している相談所を常設人権相談所といい、市町村役場等で臨時的に開設する相談所を特設人権相談所という。本市では、毎月1回、市役所1階ロビーにおいて特設人権相談所を開設し、人権擁護委員が相談に応じている。

現状と課題

1 人権意識の普及

人権の尊重は、人類の普遍的な原理であり、本市はこれまで、学校教育や社会教育等をととして人権教育を推進するとともに、法務局（人権擁護委員連絡会）が主催する人権教室や特設人権相談所の開設を支援している。児童、女性、障がい者、感染症患者等を取りまく様々な人権問題をはじめ、近年、インターネット上の誹謗中傷、外国人や性的少数者への偏見や差別的表現等、問題が山積する中、市民が人権尊重の理念について正しい理解のもと行動されるよう、多様なテーマにおける人権教育・人権啓発が求められており、今後も関係機関と連携しながら市民の人権意識高揚に努めていく必要がある。

2 権利擁護体制の充実

本市は認知症高齢者や意思決定が困難な障がい者の人権を擁護するため、基幹型地域包括支援センターや障がい福祉課、障がい者基幹相談支援センター、委託相談支援事業所において、成年後見制度・日常生活自立支援事業や意思決定支援等に関する相談窓口の開設、後見人の申立支援・報酬助成をおこなうとともに、市民後見人を育成している。

国は、平成28年施行の成年後見制度の利用の促進に関する法律にもとづき、成年後見制度利用促進基本計画を策定し、利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善や権利擁護支援の地域ネットワークづくりなど、地域における連携・対応強化の推進役を担う中核機関の設置を推進していることから、本市における成年後見制度の推進体制を検討していく必要がある。

3 虐待等の防止と支援体制の強化

高齢者虐待の早期発見・支援に向け、地域型地域包括支援センターにおいて相談支援をおこなうとともに、虐待発生時には必要に応じて基幹型地域包括支援センターと連携を図っている。障がい者については、庁内に障がい者虐待防止センターを設置し、虐待発生時には障がい者基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携して対応している。児童のいる女性相談について、DV等

が疑われる場合は、心理的虐待の観点から、児童相談担当と情報共有して支援方法を検討するなど、連携して取り組んでいる。

虐待やDV等の問題を抱える家庭を迅速かつ適切に支援できるよう、相談員の専門性の確保や質の向上等に取り組むとともに、虐待等が表出していないケースも一定程度存在すると考えられるため、さらなる普及啓発をおこなっていく必要がある。また、一般市民や小中高生に対する啓発活動を継続的におこない、虐待通報をためらわずおこなえるような地域づくりを推進していく必要がある。

4 男女共同参画社会づくりの推進

国においては、男女共同参画社会の一層の推進を図るため、平成27年8月に女性活躍推進法を成立させており、本市は、平成29年度に「第2次沖縄市男女共同参画計画～ひと・きらめきプラン～」を改定している。男女共同参画を考えるきっかけづくりとして、男女共同参画週間におけるパネル展やきらめきフェスタにおける講演会、各種市民講座、LGBTを含む性の多様性への理解促進に向けた研修を開催するとともに、啓発紙きらめきを発行するなど、周知活動に取り組んでいる。平成29年度に実施した市民意識調査において、社会通念や慣習、しきたりなどで「男女平等」と感じている割合が16.2%と少ないため、様々な媒体を活用して家庭や学校、地域、職場等における男女共同参画づくりを啓発していく必要がある。

ワーク・ライフ・バランスについては、講座等の開催や啓発紙の発行、きらめきフェスタ展の開催などで普及を図っているが、男性を対象とした市民講座の参加率向上に向けた取り組みや、企業等が実施するワーク・ライフ・バランス講座等への支援検討が必要である。本市は沖縄市女性団体連絡協議会をはじめとする関係団体と協力して、きらめきフェスタ等のイベントを開催している。継続して加盟団体相互のネットワークの充実を支援していく必要がある。

参 考

人権に関するイベント等の参加者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,591人	3,781人	523人

虐待防止講演会等の参加者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
175人	199人	256人

施策03

基地対策を包括的に推進する



施策の方向

1 基地から派生する諸問題への対応

航空機騒音被害、米軍人等による事件・事故の他、提供施設・区域の管理や運用から生じる事案など、基地から派生し多岐にわたる諸問題へ対処するため、より幅広く様々な関係機関との密な連携を図り、基地負担の軽減や再発防止策に向けた取り組みを推進する。

2 統合計画にかかる施設配置計画と早期返還への対応

「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において示されている、嘉手納弾薬庫の知花地区への施設配置計画に伴う諸問題については、地域や関係機関と協力しながら、防衛省や沖縄防衛局との協議会を活用して解決に向け取り組む。

また、返還が示されているキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、早期返還と返還後の円滑な跡地利用に向けた詳細な情報について、日米両政府に求める。

3 日米地位協定の抜本的な見直し

市民の生命および財産、基本的な人権を守る観点から、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会等との連携を強化し、日米両政府に日米地位協定の抜本的な見直しを求める。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
航空機騒音に係る環境基準達成状況	5局	5局	各測定局において環境基準（地域類型Ⅰ：57dB以下）の達成を継続

関連する部門別計画や指針など

- ・三連協活動方針
- ・軍転協事業計画

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・基地渉外費

現状と課題

1 基地から派生する諸問題への対応

極東最大の基地と言われる嘉手納飛行場には、戦闘機や空中給油機など約100機の航空機が常駐しており、滑走路の延長上にある地域では、日常的な航空機騒音による被害を受けているため、場周経路の順守等について米側へ強く求めていく必要がある。

また、毎年発生している米軍人等の事件・事故に対しては、三連協等と連携しながら抗議・要請しているものの、過去10年間で平均6～7件発生しており、近年は前年度を上回る状況が続いている。発生件数の減少に向け、今後も米軍人等に対する綱紀粛正の徹底と再発防止に向けた取り組みを米側へ強く求めていく必要がある。

その他、基地からの生活排水流出による悪臭の発生や、基地内施設における火災の発生等、提供施設・区域における管理については、通報体制を含む対応など解決に向けて取り組む必要がある。

今後も引き続き、航空機騒音や米軍人等による事件・事故をはじめとする基地に関する情報提供については、様々な媒体を活用していく必要がある。

2 統合計画にかかる施設配置計画と早期返還への対応

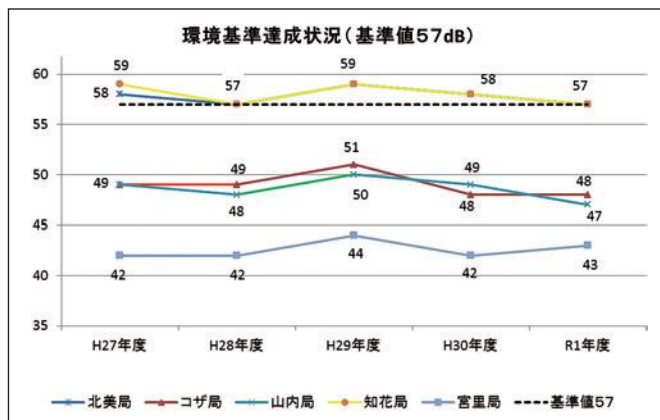
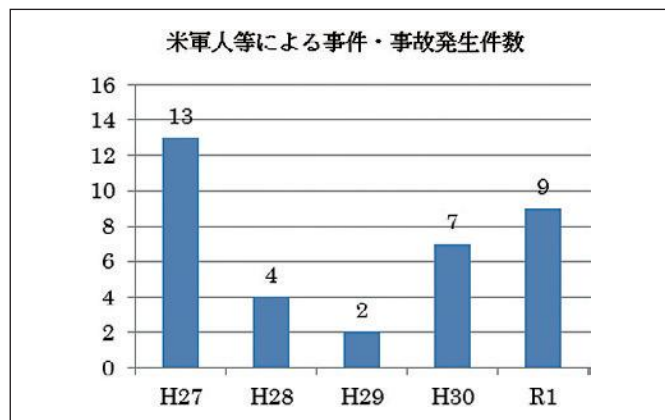
平成25年4月に日米両政府より「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」が公表され、牧港補給地区の倉庫群の一部とキャンプ瑞慶覧のスクールバス関連施設が、嘉手納弾薬庫内の知花地区へ移設される計画が示されており、引き続き防衛省、沖縄防衛局と連携して諸問題の解決を図っていく必要がある。

また、2024年度又はその後に返還が示されているキャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、返還後の円滑な跡地利用を図るため、平成27年度から先行取得に取り組んでいる。しかし、具体的な返還時期や詳細な情報が示されていないため、引き続き関係機関と連携し情報を求める必要がある。

3 日米地位協定の抜本的な見直し

日米両政府は、「環境補足協定」や「軍属に関する補足協定」を締結しているが、日本側からの被疑者の起訴前に拘禁移転要請に応ずる等の事件・事故に関する見直しも含め、沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会や嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会等の関係機関と連携し、抜本的な見直しを求めていく必要がある。

参 考



用語の解説

- ◆沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会（軍転協）：県内に所在する米軍、自衛隊の使用地および未利用地のその跡地について、県、市町村間の連絡を密にし、その利・転用の促進を図るとともに、米軍基地および自衛隊基地から発生する諸問題について相互に協力してその解決を図り、県民生活と福祉の向上に寄与することを目的とする協議会。
- ◆嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会（三連協）：嘉手納飛行場に関する諸問題のうち、沖縄市、北谷町、嘉手納町の共通課題について共同で対処することを目的とする三市町連絡協議会。

施策01

文化によるまちづくりを推進する



施策の方向

1 コザ文化の継承・発展

本市の個性豊かな文化を市民が誇り、文化活動への積極的な参加を促進するため、エイサーをはじめ、沖縄民謡やロックなどを支える次世代の育成を図るとともに、発表できる場の提供や活動の支援に取り組む。

また、エイサー文化を発信する拠点施設であるエイサー会館の充実や、ミュージックタウン音市場と連動した音楽によるまちづくりの展開を図る。

2 文化芸術の振興

市民の主体的な活動や文化芸術団体等の活動を支援するとともに、本市の文化を活かしたイベントの開催などにより、市民が気軽に文化芸術に親しむ機会を創出する。

文化振興の拠点施設である沖縄市民会館や沖縄市民小劇場あしびなー等については、多くの市民が安心して利用できるよう、老朽化した設備の耐震化や更新を図る。

3 戦後文化の発信と歴史学習の支援

沖縄市戦後文化資料展示館ヒストリートについては、常設展示や企画展の充実を図るとともに、各展示における多言語化などをすすめ、戦後文化の発信に取り組む。

市民の「沖縄市」の歴史認識を深めるため、沖縄市史の計画的な発刊や、市史資料の収集およびデジタル化に取り組む。

4 文化財の保存と活用

これまで、先人たちによって守られてきた貴重な文化財について、文化財の指定等をすすめ、市内の文化財の保護に取り組む。

また、保護意識の向上を図るため、調査報告書等を計画的に発刊するとともに、魅力ある展示会や講座を開催するなど、文化財の持つ価値を学校教育や社会教育をとおして発信する。

専門家や地域の意見をふまえ、国指定名勝「アマミクヌムイ」に追加指定された越来グスクおよび市内文化財の文化財保存活用地域計画等の策定に向けた取り組みをすすめる。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
文化芸能コンクール等受賞者数	121人	145人	
ヒストリート来館者数	25,077人	25,100人	

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市文化財保護条例（昭和50年度）
- ・ 文化財整備活用基本計画（平成20年度～）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ エイサー会館事業 ・ 文化芸能推進事業 ・ 戦後文化資料等展示事業
- ・ 市内遺跡発掘調査事業 ・ 文化財調査普及事業



現状と課題

1 コザ文化の継承・発展

本市は、戦後米軍基地の影響を受けながらも、エイサーをはじめ、ロックやジャズ、沖縄民謡、琉舞など、伝統文化と異文化が融合し、新たな文化（コザ文化）を創出するとともに、音楽・芸能等の著名なアーティストを輩出するなど、常に戦後沖縄の文化をリードしてきた。

本市では、平成19年に「エイサーのまち宣言」をおこない、拠点施設であるエイサー会館での情報発信や関係団体への支援など、様々なエイサー関連事業に取り組んできたが、近年、エイサー活動をおこなう青年会の会員数が減少傾向にあることが課題となっている。

また、ミュージックタウン音市場と連動した音楽によるまちづくりを展開し、オーディション形式での人材発掘や、ワークショップの開催など人材の発掘・育成に取り組んでいるが、プロとしての活動につなげていない現状がある。

2 文化芸術の振興

本市では、文化振興を図るため、文化芸能イベント等を開催するとともに、沖縄市文化協会および沖縄市芸能団体協議会の活動支援や、市民が主体となった芸術文化活動を支援している。

文化芸術活動の拠点となる沖縄市民会館は、多くの市民・県民に利用され、本市のみならず沖縄県の文化振興に寄与している。沖縄市民小劇場あしびなーについても、観客と演者との距離が近く、臨場感あふれる舞台を楽しめる空間として評され、沖縄の伝統芸能のみならず海外の芸能公演も積極的にこなわれている。両施設とも安心して利用できる施設として整備を図っているが、耐用年数を超過した設備が多く、財源の確保が課題である。

3 戦後文化の発信と歴史学習の支援

本市の戦後歴史情報および文化情報を発信する「沖縄市戦後文化資料展示館ヒストリート」は、平成30年8月にコザゲート通りに移転し、展示総面積が旧施設の約2倍となった。外国籍の来館者が増えたことから、各展示コーナーにおける説明文等を含め多言語化に取り組む必要がある。

沖縄市史については、沖縄市史編集基本構想の発刊スケジュールに沿って、戦争編や民族編等を既刊している。市史の計画的な発刊や、市史資料の収集およびデジタル化をおこなうとともに、戦争体験者が高齢化していることから、調査を急ぐ必要がある。

4 文化財の保存と活用

本市は、文化財の指定に向け、調査や報告書の作成等に取り組み、現在、有形・無形等を合わせ、国指定名勝「アマミクヌムイ」に追加指定された越来グスクの国指定1件、ふるさと園と美里村屋の国登録4件、泡瀬の京太郎等の県指定3件、古謝のビジュアルや知花花織等の市指定24件の文化財がある。

これまでの様々な文化財調査資料を報告書等として発刊し、講座等の普及活動を実施することにより、文化財に触れる機会を創出し、市民の文化財に対する保護意識の向上を図る必要がある。

今後、国指定名勝「アマミクヌムイ」に追加指定された越来グスクをはじめ、市内文化財の計画的な保存・活用を図る必要がある。

参 考

文化芸能コンクール等受賞者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
137人	104人	121人

沖縄市戦後文化資料展示館「ヒストリート」来館者数

平成30年度	令和元年度
20,317人	25,077人

用語の解説

- ◆エイサーのまち宣言：市民の誇る貴重な地域資源「エイサー」の魅力を存分に活かし、文化による地域活性化を図るとともに、エイサーのまちという地位を確固たるものとすべく、平成19年6月13日に宣言をおこなった。
- ◆アマミクヌムイ：琉球開闢神話における開闢神アマミクが造ったムイ（杜・森）。琉球開闢神話伝承地として知られる代表的な聖地（御嶽：ウタキ、城：グスク）。

施策01

いつでもどこでもだれでも学び・スポーツができる環境をつくる



施策の方向

1 生涯学習の推進

各種団体との連携による生涯学習フェスティバルの充実や生涯学習ガイドブック等による生涯学習関連情報の発信、地域・学校との連携による学習できる環境づくり、社会問題・地域課題や市民ニーズをふまえた出前講座の開催に取り組むなど、学びの機会の創出や市民の学習意欲の向上を図る。

2 地域活動と学びの支援

図書資料や電子書籍の充実に取り組むなど、利用しやすく魅力のある図書館づくりを推進するほか、文化センターを改修し、郷土博物館を拡充するなど、社会教育施設の機能充実を図るとともに、各種イベントや講座・企画展を実施するなど、学習環境づくりに取り組む。

様々な学術・研究機関と連携を図りながら、地域の学習施設の拠点として社会教育等のさらなる充実に取り組む。

各種講座の実施や開催支援に取り組み、主体的な学びを促進するとともに、社会教育関係団体の活動を支援する。

3 市民スポーツの推進

スポーツ教室やスポーツデイなど、スポーツの楽しさを体験できるイベント等を実施するとともに、地域で活動する各種スポーツ団体の支援およびスポーツ指導者の育成・活用に取り組む。

また、学校体育施設の開放や総合運動場の施設整備・備品貸出をおこなうなど、市民が生涯をととして自由にスポーツができる環境づくりに取り組む。



施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
生涯学習フェスティバルの参加人数	9,771人	10,000人	各コーナーにおける延べ体験者数
体育施設・用具の利用者数	912,741人	929,000人	コザ運動公園体育施設、学校体育施設、ニュースポーツ用具

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市生涯学習のまちづくり推進計画（平成25～令和4年度）
- ・沖縄市スポーツ推進計画（平成26～令和5年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・生涯学習のまちづくり事業
- ・市民スポーツ推進事業
- ・学校体育施設開放事業
- ・総合運動場整備事業
- ・博物館自主事業

現状と課題

1 生涯学習の推進

本市は、市民の学習意欲を高め、主体的に学ぶことの楽しさを感じられるよう、生涯学習フェスティバルを実施するとともに、学習教室や体験教室等の生涯学習に関する情報を発信する生涯学習ガイドブックの発刊や、地域連携室を活用した活動の場の提供など、生涯にわたって学べる環境づくりに取り組んでいる。

2 地域活動と学びの支援

社会教育施設の充実に向け、市立図書館をBCコザへ移転させ、図書スペース・学習スペースを拡充するなど、利用しやすく魅力ある図書館づくりに取り組んでいる。

また、文化センターを改修し、郷土博物館の拡充や中央公民館の一部移転を検討している。

市立図書館については、図書資料の充実に取り組むとともに、市民の読書活動を促進するため、企画展や読み聞かせなどを実施している。今後、地域と連携し、周辺地域の活性化と図書館利用の促進に取り組む必要がある。

郷土博物館については、市内の失われつつある民俗文化や自然に関する資料を収集するとともに、沖縄科学技術大学院大学（OIST）との相互連携・協力協定の締結や他研究機関との連携により、様々な研究活動を展開している。その成果は展示や博物館講座等の実施、学校教育への支援、こどもの国等の他の生涯学習施設での活用等に生かしており、今後、本館がさらなる地域の学習施設の拠点となるよう取り組みをすすめていく必要がある。

また、施設が狭隘なため、資料の保管・展示や講座をおこなうスペースが十分に確保できないことが課題となっている。

中央公民館については、各種講座を実施するとともに、自治公民館講座等の支援に取り組むなど、地域における社会教育を推進している。

市民が地域連携室等を活用しておこなう講座を支援するなど、自主的に社会教育活動ができる環境づくりに取り組んでいる。

社会教育団体については、市青年団協議会や市女性連合会等の各種団体の活動支援をおこなうとともに、これらの団体の会員数減少や高齢化の対策に取り組む必要がある。

3 市民スポーツの推進

国は、スポーツ立国戦略において、スポーツは、人格の形成、体力の向上、健康長寿の礎であり、明るく豊かで活力に満ちた社会を形成するうえで欠かすことのできない存在であるとしている。

本市においては、年齢、性別、障がいの有無にかかわらず、市民一人ひとりが、自由にスポーツ活動ができるよう、卓球・バドミントン等のスポーツ教室の開催やスポーツデイにおけるニュースポーツ体験等の実施とともに、学校体育施設の開放や総合運動場の施設の機能充実など、市民が気軽にスポーツに触れることができる環境づくりに取り組んでいる。

参 考

生涯学習フェスティバルの参加人数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
4,600人	7,963人	9,771人

体育施設・用具の利用者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
818,443人	932,500人	912,741人

用語の解説

- ◆社会教育施設：公民館、図書館、博物館等の社会教育活動において利用される施設。
- ◆スポーツデイ：スポーツ基本法にもとづき、スポーツの日を中心に、広く市民の参加を得て開催するスポーツイベント。
- ◆沖縄科学技術大学院大学（OIST）：5年一貫制の博士課程を置く大学院大学で、国際的に卓越した科学技術に関する教育および研究を実施することにより、沖縄の自立的発展と、世界の科学技術の向上に寄与することを目的としている。

施策01

つながりを活かした幅広い交流を促進する



施策の方向

1 国内交流の推進

兄弟都市である豊中市や、姉妹都市の米沢市および東海市、友好都市との文化・教育・スポーツ・産業等の幅広い分野における、市民をはじめ各種団体や企業等の主体的な交流により、互いの地域が発展できるネットワークの構築を促進する。

2 国際交流の推進

海外姉妹都市である米国ワシントン州レイクウッド市との交流や、本市出身の海外移住者子弟研修生の受入れをおこなうとともに、国際交流の拠点施設コザインターナショナルプラザにおける国際交流イベントや語学講座の開催など、国際性を備えた人材育成と市民主体の国際交流の促進を図る。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
国内交流件数	14件	16件	
国際交流事業参加者数	2,434人	2,920人	ゆんたく交流会、イベント交流

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 国内交流事業
- ・ 国際交流事業



現 状 と 課 題

1 国内交流の推進

大阪府豊中市との交流は、沖縄戦の遺族が多かった豊中市に対し、コザ市が霊石とハイビスカスを送ったことをきっかけに始まっている。その後、コザ市と美里村が合併して沖縄市が誕生しており、沖縄市は豊中市と昭和49年に兄弟都市を締結した。

山形県米沢市との交流は、議員間交流や小学生間の交流で深まり、平成6年に姉妹都市を締結した。

東海市との交流は、コザ市時代の昭和42年に東海市への職員派遣研修がきっかけとなり始まり、その後、昭和62年から中学生相互の親善交流がおこなわれている。沖縄市は、東海市と平成21年に姉妹都市を締結した。

また、友好都市である東京都町田市とエイサーを通じた交流をおこなっている。

兄弟姉妹都市については、市民の認知度が低いため、市民や民間団体等が主体となった経済、教育文化、福祉、人材等の幅広い交流を推進する必要がある。

2 国際交流の推進

本市は、平成14年に米国ワシントン州レイクウッド市と姉妹都市提携の調印をおこなっているが、交流の内容が留学助成金事業の派遣のみとなっていることから、幅広い分野での交流促進が課題となっている。

海外に住む沖縄市出身者のネットワーク構築を図るため、平成3年度から海外移住者子弟研修生の受入れをおこなっている。海外への移住者は二世から三世へと世代が移り変わっており、市内でのホームステイについて受入れができる親族が少なくなっていることが課題となっている。沖縄県の主催により、平成2年に「第1回世界のウチナーンチュ大会」が開催され、以後、5年ごとに開催されている。本市は、大会期間中に市出身者に呼び掛けをおこない、レセプションを開催している。

コザインターナショナルプラザについては、近隣市町村の在住外国人からの問い合わせ等が多くなっている。

参 考

国際交流事業参加者数

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
国際交流イベント	650人	3,042人	1,635人
ゆんたく交流会	704人	723人	799人

用語の解説

◆世界のウチナーンチュ大会：海外県系人と連携・協力し、世界的うちなーネットワークづくりのため5年に1度開催されるイベント。

施策02

認め合い支えあう地域づくりを推進する



施策の方向

1 信頼し支えあう地域づくりへの支援

自治会活動に必要な物品等の購入や地域住民の連帯感を深める活動・イベントの開催等を支援するとともに、地域コミュニティの活性化に向け、自治会加入を促進する活動を支援する。

3 多文化共生の推進

異なる国籍や文化的背景を持つ市民が地域社会の一員として、等しく必要な情報や行政サービスを楽しむことができる環境整備に取り組むとともに、多様な市民が互いを認め合い尊重しながら暮らすことができる社会づくりをすすめる。

2 地域コミュニティ活動拠点施設の整備

地域住民が安全・安心に利用できるコミュニティ活動拠点の整備に向け、学習等供用施設等の新築や補修・改修などをおこなうとともに、自治公民館の新築や補修・改修等を支援する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
自治会新規加入世帯数	270世帯／年	300世帯／年	

関連する部門別計画や指針など

・沖縄市多文化共生推進計画平成28年策定（平成29年～）

主な事業や取り組み（策定時点）

・自治会振興費 ・自治会運営事業 ・地域コミュニティ活性化まつり補助金 ・自治会連絡事務事業費
・学習等供用施設等改修（補修）事業 ・自治会公民館改修（補修）工事等補助金 ・多文化共生推進事業



現状と課題

1 信頼し支えあう地域づくりへの支援

地域コミュニティは、災害への対応や防犯、福祉など、地域の様々な課題の把握および対応に大きな役割を果たしており、本市には37の自治会がある。自治会では、ものづくりをととした地域活動や地域住民の連帯感を深める活動・イベント等の実施に取り組んでおり、本市はその活動を支援している。近年、都市化や核家族化の進展などにより、地縁的なつながりが希薄化し、自治会加入者が年々減少しているとされている。地域コミュニティの活性化に向け、NPO等の団体との協力・連携を視野に、地域の住民一人ひとりが互いに支え合い、協力しながら、自らの地域は自らが守り、良くしていくという意識の醸成を図るとともに、加入促進に向け県内外の先進的事例を取入れるなど、さらなる取り組みが求められる。

2 地域コミュニティ活動拠点施設の整備

本市は、地域コミュニティ活動の拠点施設となる学習等供用施設等が21施設、自治公民館が18施設あり、必要に応じて建設や改修（補修）工事・支援をおこなっている。地域コミュニティ活動の拠点施設である学習等供用施設等および自治公民館の老朽化がすすんでいることもあり、地域住民が安全・安心で気軽に利用できるよう、改修の優先度や公平性を考慮しつつ、計画的に施設整備をすすめていく必要がある。

3 多文化共生の推進

本市には、米国、フィリピン、ベトナム、中国、韓国等を中心に50カ国以上、1,700人余りの外国人市民が生活している。国籍や文化的背景が異なる市民であっても、必要な行政サービスを享受できる環境整備をすすめ、だれもが住みやすいまちづくりを実現する必要がある。現在は、外国人市民に対する行政情報サービス提供について、対応言語が限られており、すべての市民に同等の情報提供をおこなえていない状況にある。

参 考

自治会新規加入世帯数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
218世帯／年	248世帯／年	270世帯／年

用語の解説

- ◆地域コミュニティ：地域住民が生活している場所、すなわち消費、生産、労働、教育、衛生・医療、遊び、スポーツ、芸能、祭りに関わり合いながら、住民相互の交流がおこなわれている地域社会。
- ◆多文化共生：国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。



都市像 2

夢を抱き 未来を拓く こどものまち



施策01

こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす

施策の方向

1 こどものまちづくりの推進

こどもたちが夢に向かって元気にたくましく育つ環境づくりに向け、地域や関係団体と連携して子育て関連施策を総合的に推進する。

子ども子育て支援法などにもとづく、各種制度の効果的・効率的な実施や新制度への対応等に取り組む。

2 すべてのこどもが夢や希望をもてる社会づくり

生まれ育った環境にかかわらず、こどもたちが夢や希望をもって健やかに成長し、未来に輝くよう、学習支援や放課後のこどもの居場所づくり等を推進するとともに、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組む。

また、生活困窮のみならず複合的な課題がある子育て世帯に対して、地域や関係機関と連携した支援をおこなう。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
保育所・幼稚園等の定員数	7,153人	7,528人	第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画

関連する部門別計画や指針など

- ・第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・こどものまち推進事業
- ・こどもの居場所支援事業（沖縄子供の貧困緊急対策事業）
- ・若年妊産婦の居場所事業



現状と課題

1 こどものまちづくりの推進

国は、一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することや、地域においてこどもが健やかに育成される環境の整備に資することなどを目的に、「子ども・子育て関連3法」（「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」、「子ども・子育て支援法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）を平成27年度に本格施行した。さらに、幼児教育の負担軽減を図る少子化対策および生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性を趣旨として「子ども・子育て支援法」を改正し、幼児教育・保育の無償化を令和元年10月に開始した。

本市では、幼児期の教育・保育の提供や地域子ども子育て支援事業を計画的にすすめるとともに、こどもの健やかな育ちと子育てを社会全体で支援する環境を整備することを目的に、令和元年度に「第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こども関連施策を総合的に推進している。

今後は、計画の進捗管理や子ども・子育て支援に関する関係機関等とのさらなる連携強化が必要となっている。

また、幼児教育・保育無償化に伴う教育・保育の潜在的ニーズ量の把握や児童虐待防止に向けた効果的な施策を検討する必要がある。

2 すべてのこどもが夢や希望をもてる社会づくり

国は、こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」および「子供の貧困に関する大綱」を令和元年度に改定し、こどもの貧困対策をすすめている。

県は、こどもおよびこどもを育てる保護者の生活実態を把握することを目的として、平成27年度に「沖縄こどもの貧困実態調査」を実施し、当該調査において、沖縄のこどもの貧困率は29.9%であること、そして、その割合は全国の1.8倍であることが明らかになった。

本市は、貧困対策として、奨学金制度による修学支援や中学生を対象とした無料塾、こどもの居場所づくり、ひとり親家庭の放課後児童クラブの利用料助成等に取り組んでいる。こどもの貧困問題は、経済的困窮をはじめ、保護者の養育力不足、虐待、障がい、不登校、若年妊娠・出産等の要因が複合的に関係しているケースが見受けられることから、地域や関係機関等と連携して支援するとともに、こどもの貧困対策に向けた効果的な施策の検討および全庁横断的な取り組みが必要となっている。

参 考

保育所等の定員数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
3,982人	4,927人	5,260人

※令和2年度 5,588人

市立幼稚園の定員数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,565人	1,565人	1,565人

※令和2年度 1,565人

用語の解説

◆保育所等：市立保育所を含む認可保育施設や認定こども園、小規模保育事業所、事業内保育事業所など。



施策02

質の高い保育を提供する

施策の方向

1 多様な保育サービスの提供

様々な保育ニーズに対応するため、発達支援保育や病児保育、一時預かり保育等を推進するとともに、待機児童解消に向け、施設整備の促進や保育士確保に取り組む。

また、利用者のニーズにあった保育施設の情報を提供するとともに、保育士の質の向上や負担軽減を図る。

2 市立保育所の充実

市立保育所において、医療的ケア児の受入れや発達支援保育等を実施するとともに、子育てに関する相談支援をおこなうなど、地域の子育て支援に取り組む。

また、市立保育所の集約や認定こども園への移行について検討する。

3 認可外保育施設への支援

認可外保育施設を利用することもたちの健やかな育ちを促進するため、施設の運営支援や職員研修を実施し、保育環境の充実や職員の資質向上に取り組む。

また、幼児教育・保育の無償化にかかる指導監督基準を満たすための猶予期間中に、基準を満たせるように支援する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
待機児童数	100人	0人	

関連する部門別計画や指針など

・第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・私立保育施設等整備事業 ・子育て支援人材確保事業 ・子育て情報発信事業 ・市保育所施設等整備事業
 ・発達支援保育事業 ・預かり保育事業 ・私立保育所等特別保育事業 ・病児保育事業 ・保育士確保対策事業
 ・保育体制強化事業 ・認可外保育施設支援事業



現状と課題

1 多様な保育サービスの提供

本市は、多様化する保育ニーズや待機児童の解消に対応するため、保育時間の延長や、保育機能の充実強化に向けた施設整備等を促進しており、令和2年4月現在で、認可保育施設82園、認可外保育施設が45園となっている。また、保育施設の情報について、インターネットを活用した情報提供をおこなっている。

令和2年度において、待機児童が100人おり、早急な対応が求められている。また、保育士の確保や保育の質の向上とともに、きめ細やかな保育サービスの提供が必要となっている。さらに、病児保育のニーズに対応できるよう、関係機関と連携して取り組む必要がある。

2 市立保育所の充実

地域における子育て支援や多様化する保育ニーズに対応した質の高い保育サービスの提供に向け、市立保育所を地域の子育て支援拠点施設と位置づけ、医療的ケア児の受入れや発達支援保育等に取り組むとともに、地域の子育て家庭への支援の充実や強化を図るため、市立保育所のさらなる集約を検討する必要がある。

3 認可外保育施設への支援

本市は、認可外保育施設を利用するこどもたちの健やかな育ちを支えるため、保育環境の向上や職員研修等を支援するなど、認可外保育施設の保育の質の向上に取り組んでいる。

また、認可外保育施設について、幼児教育・保育の無償化の猶予期間中（5年）に、指導監督基準を満たせるよう支援に取り組む必要がある。

参考

待機児童数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
440人	264人	198人

※令和2年度 100人

用語の解説

- ◆待機児童：保育所入所申込をし、入所要件を満たしているにもかかわらず、保育所等の不足等の理由で入所を待機している児童。
- ◆認可外保育施設：児童福祉法にもとづく都道府県知事の認可を受けていない保育施設。



施策03

親子の健康を守りこどもの発達を促進する



施策の方向

1 母子保健の推進

沖縄市子育て世代包括支援センター「結ぼ〜と」において、妊産婦および新生児の全数把握や状況確認をおこなうとともに、関係機関と連携し、妊娠・出産・子育てまで切れ目のない支援に取り組む。

妊婦と胎児の健康状態を把握するため、妊婦の健康診査を実施するとともに、産後うつや乳幼児への虐待を予防するため、産婦健康診査や訪問等による相談支援をおこなう。

乳幼児の健康の保持増進に向け、乳幼児の健康診査等をおこなうとともに、こどもの発育・発達状況を確認し、支援が必要なこどもの早期発見・早期支援に取り組む。

また、多胎児の保護者への育児支援と育児にかかる負担軽減に取り組む。

2 発達の気になる子への支援

地域の中核的な療育支援施設となる「(仮称) 沖縄市こども発達支援センター」や「こどもの育ちサポートセンター」において、発達の気になる子とその保護者を対象に、関係機関と連携して総合的な支援に取り組む。

個の状況に応じた発達支援を継続的におこなっていくため、保育士や幼稚園教諭等に対し、支援方法の周知や研修を実施するとともに、関係機関との連携により切れ目のない支援に取り組む。

3 こども医療費の支援

こどもの健康増進と子育て世帯の経済的負担軽減に向けてこども医療費助成をおこなう。

また、現物給付による窓口無料化の対象年齢拡充については、国や他市町村の動向を注視しながら、調査研究をすすめる。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
妊婦健康診査受診回数	12.3回	14回	出産までの健診（全14回）受診回数
乳幼児健康診査受診率	89.1%	95.7%	乳児、1歳6か月児、3歳児健康診査平均受診率（全受診児／全対象児）

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度） ・ 第2次ヘルシーおきなわシティ21（平成31年度）
- ・ 第3次沖縄市食育計画（平成31～令和5年度） ・ 第5次沖縄市地域保健福祉計画（平成29～令和3年度）
- ・ 沖縄市こどもの発達支援に関する指針（平成30年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 母子保健事業 ・ 乳幼児健診事業 ・ 子育て世代包括支援センター事業
- ・ 発達支援事業 ・ こども医療費助成事業

現状と課題

1 母子保健の推進

本市は、こどもの健やかな成長に向け、妊産婦・乳幼児健康診査を実施し、健康状態の確認とともに、疾病や発達気になる子の早期発見等に取り組んでいる。

乳児健診・1歳6か月児健診・3歳児健診の受診率は、令和元年度より県平均を上回る状況となっており、今後も状況維持のため、受診勧奨に取り組む必要がある。こんにちは赤ちゃん事業については訪問率が上昇しているが、訪問拒否や不在等により、連絡が取れない場合がある。そのため、保育機関や医療機関等の関係機関と連携して世帯の状況把握に取り組む必要がある。

本市は、10代の出産が全国と比較して高い割合にあり、思春期教育の普及および若年妊産婦の居場所との連携を図っていく必要がある。また、引き続き、多胎児の育児支援に向けた取り組みが必要である。

2 発達の気になる子への支援

発達の気になる子については、「こどもの育ちサポートセンター」や児童発達支援事業所「つくし園」において、発達段階に応じた療育に取り組むとともに、保護者に対してこどもの育ちに関する理解促進や発達相談、親子の愛着形成など、乳幼児期からの早期支援をおこなっている。また、児童発達支援事業所「つくし園」については、機能拡充に向けた取り組みをすすめている。

乳幼児期から学齢期等のつなぎ目において、切れ目のない支援ができるよう幼稚園や小学校等の関係機関と、さらなる連携強化を図る必要がある。近年、発達の気になる子の数が増加傾向にあり、支援員等の人材が不足していることから、支援方法・体制等を検討する必要がある。

3 こども医療費の支援

こども医療費助成については、平成23年4月時点では、通院が0から4歳児まで、入院が中学校卒業までを対象としていたが、こどもの健やかな成長の促進と、子育て家庭の経済的負担軽減を図るため、通院にかかる医療費助成を平成26年度に就学前まで、平成28年度に小学校3年生まで、平成30年度に小学校卒業までと、対象年齢を段階的に拡充している。

また、平成29年度から医療費自己負担額の貸付制度を導入し、平成30年度からは未就学児の現物給付をおこなっている。

助成対象や現物給付の対象の拡充については、国や県の動向を注視しながら検討する必要がある。

参 考

妊婦健康診査受診回数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
12.5回	12.5回	12.3回

乳幼児健康診査受診率

平成29年度	平成30年度	令和元年度
86.9%	88.8%	89.1%

用語の解説

◆発達の気になる子：保育現場や乳幼児健診等において、行動、言葉、生活、コミュニケーション、協調運動などの面について、保育や教育に何らかの配慮を要する児童。

施策04

こどもを大切に育てるための環境をつくる



施策の方向

1 子育て世帯の養育力の向上支援

児童手当等の給付により子育て世帯の経済的負担軽減を図るなど、子育て支援に取り組む。

家庭内での絵本をとおした親子の触れあいを促進するため、乳幼児健診会場にて、絵本を配布するとともに、読み聞かせの実演をおこなう。

2 ひとり親家庭の支援

児童扶養手当の給付や認可外保育施設・放課後児童クラブの利用料の助成等、ひとり親家庭の経済的負担軽減に取り組むとともに、社会的自立に向け、資格取得に必要な費用の支援や就労に向けた相談支援等に取り組む。

また、沖縄市母子生活支援施設レインボーハイツにおいて、保護が必要な母子の自立支援に取り組む。

3 要保護児童等の支援

児童虐待等の防止に向け、子ども家庭総合支援拠点において、要保護児童等の早期発見・早期支援、虐待対策に関する相談支援をおこなうとともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化に向け、関係機関と連携を深める。

4 地域における子育て支援

地域子育て支援センターやつどいの広場・出張ひろばにおいて、保護者同士や親子での交流を促進するとともに、ファミリー・サポート・センターにおいて、地域における育児相互援助を促進するなど、子育てに関する不安や孤立感の軽減に取り組む。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
地域における子育て支援サービス利用延べ人数	35,850人	48,260人	地域子育て支援センター、ファミリー・サポート・センター、つどいの広場
プログラム策定および資格取得講座受講者数	73人	80人	母子父子自立支援プログラム策定、自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練給付金受給者数の合計

関連する部門別計画や指針など

・沖縄市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・児童手当
- ・児童扶養手当
- ・ひとり親家庭支援事業
- ・ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業
- ・地域子育て支援センター事業
- ・つどいの広場事業
- ・ファミリー・サポート・センター事業

現 状 と 課 題

1 子育て世帯の養育力の向上支援

本市は、子育て世帯の養育力向上を図るため、親子が触れあう機会を創出するとともに、児童手当を給付することにより、子育てにかかる経済的負担の軽減に取り組んでいる。

ブックスタートを受けなかった親子に対して再度案内ハガキの送付をおこない、利用促進に取り組んでいる。

小中学校に在籍する児童生徒のうち、同一世帯の第3子以降の給食費を助成しており、すべての対象者が利用できるよう周知等に取り組む必要がある。

2 ひとり親家庭の支援

本市は、ひとり親家庭の社会的自立を促進するため、就労支援に取り組むとともに、子育てにかかる経済的負担軽減を図るため、児童扶養手当の給付や、認可外保育施設等の利用料の助成をおこなっている。

また、レインボーハイツにおいて、母子世帯等に安心できる住環境を提供するなど、自立に向けた支援に取り組んでいる。

ひとり親の就労支援については、就職活動をおこなうにあたって、こどもの預け先を確保できず、就職に至らない場合があることから、支援策を検討する必要がある。

3 要保護児童等の支援

本市は、児童虐待の早期発見・早期対応および児童の適切な保護をおこなうため、関係機関と連携して総合的に取り組んでいる。また、児童が健全な家庭環境で過ごせるよう、子ども家庭総合支援拠点を設置し、育児や虐待対策に関する相談支援をおこなっている。

児童相談件数の増加や課題が複雑化する傾向にあることから、早期対応ができるよう支援体制の検討や関係機関との連携をより一層強化する必要がある。

4 地域における子育て支援

本市は、子育て中の親の孤独感や不安感を軽減・解消するため、地域子育て支援センターやつどいの広場、出張ひろばにおいて、親子が気軽に集える場の確保および子育てに関する相談支援をおこなうとともに、ファミリー・サポート・センターにおいて、地域住民の支え合いによる子育て支援を促進している。ファミリー・サポート・センターにおける子育て支援においては、おねがい会員に比べ、まかせて会員が少ないため、担い手の確保に取り組む必要がある。

参 考

地域における子育て支援サービス利用延べ人数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
40,011人	35,806人	35,850人

プログラム策定および資格取得講座受講者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
58人	71人	73人





施策05

地域におけるこどもの居場所づくりを推進する

施策の方向

1 児童館の整備・運用

こどもたちの遊びをととした情操豊かな育ちを促進するため、沖縄市児童館整備計画にもとづき、計画的な児童館の整備に取り組むとともに、地域と連携を図り、出前児童館を実施する。

2 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブについては、民設放課後児童クラブの動向や地域の年少人口の推計等を注視しながら、小学校と連携し、公設放課後児童クラブの整備に取り組む。

また、放課後児童クラブの質の向上を図るため、運営支援をおこなう。

3 放課後子ども教室の推進

放課後子ども教室については、地域と連携し、学習支援や多様な体験活動の機会を創出する。

また、実施にあたっては、小学校の敷地・施設の活用をはじめ近隣の公共施設や公民館等の利用を検討する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
児童館等の設置校区	4 校区	5 校区	中学校区数
公設放課後児童クラブの定員数	213人	290人	
放課後子ども教室の参加者数	28,970人	30,000人	年間延べ人数

関連する部門別計画や指針など

・第二期沖縄市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・児童館等整備事業 ・放課後児童クラブ整備事業 ・放課後子ども教室推進事業



現状と課題

1 児童館の整備・運用

児童館の整備については、「沖縄市児童館整備計画」(平成25年度)にもとづき、1中学校区1か所の整備に向け取り組んでおり、平成26年度には「桃山公園内体験学習施設やまっち」、平成30年度には「宮里児童センター」を供用開始し、現在、児童館等は4施設となっている。

美里中学校区については、北美小学校と美里小学校があり、範囲が広がっていることから、美里中学校区児童館の整備について、小学生が歩いて利用できる用地の選定をおこなう必要がある。

今後の整備については、児童館の利用ニーズ等をふまえ、取り組みをすすめていく必要がある。

2 放課後児童クラブの充実

放課後児童クラブについては、「沖縄市放課後児童健全育成事業整備計画」(平成27年度)にもとづき、1小学校区1か所の公設放課後児童クラブの整備に取り組んでいる。平成29年度に「山内小学校内公設放課後児童クラブ」、平成30年度に「宮里児童センター内公設放課後児童クラブ」、平成31年度に「美東小学校内公設放課後児童クラブ」、令和2年度に「高原小学校内公設放課後児童クラブ」を供用開始し、現在、越來小学校内放課後

児童クラブの整備をすすめており、令和3年度供用開始の予定となっている。

また、民営の放課後児童クラブの運営支援に取り組むとともに、沖縄市放課後児童支援センター(ASSC)において、放課後児童クラブを巡回し、こどもへの関わり方や会計事務処理等の運営に関する相談支援を実施している。

安全・安心に放課後児童クラブを利用できるよう、小学校の敷地・施設を活用した公設の放課後児童クラブ整備に取り組む必要がある。また、民設民営の放課後児童クラブが増加している経緯や利用者ニーズをふまえ、沖縄市放課後児童健全育成事業整備計画を見直す必要がある。

3 放課後子ども教室の推進

放課後子ども教室については、小学校の余裕教室等を活用し、放課後において児童に対する学習支援やスポーツ・文化活動を地域と連携して実施している。

少人数教室の推進や、児童生徒数の増などにより、余裕教室の確保が困難になっている学校もあるが、地域や学校と連携して放課後子ども教室の実施に向け取り組む必要がある。

参 考

児童館等の設置校区

平成29年度	平成30年度	令和元年度
3校区	4校区	4校区

放課後子ども教室の参加者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
29,110人	25,518人	28,970人

公設放課後児童クラブの定員数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
93人	133人	173人

※令和2年度 213人

用語の解説

◆児童館：児童福祉法にもとづく児童厚生施設で、0歳から18歳までの児童に健全な遊びを与えてその健康を増進し、または情操を豊かにすることを目的とした施設。

施策01

こどもの発達や学びの連続性をふまえた
幼児教育を推進する

施策の方向

1 市立幼稚園の充実

こどもの発達や学びの連続性をふまえた複数年教育の推進や食育のための給食の実施・拡充、幼稚園教育アドバイザーの訪問指導・研修等による教諭の資質向上に取り組むなど、こどもの心身の発達に向けた取り組みをすすめる。

また、指導体制に応じた預かり保育を実施するとともに、市立幼稚園の機能集約や認定こども園への移行を検討する。

2 特別支援教育の充実

障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育を推進するため、こどもの個の発達の状況に応じたきめ細やかな支援に取り組む。

3 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化

保幼小連携推進協議会において、こども一人ひとりの発達段階に応じた教育・保育内容の見直しや接続期のカリキュラムの改善を図るなど、こどもの発達と学びの連続性の確保および小学校教育への円滑な接続・連携を図る。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
複数年教育の実施数	8 園	13園	3 年教育を含む

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市子ども・子育て支援事業計画（令和2～6年度）
- ・沖縄市幼児教育アクションプログラム（平成30～令和4年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・幼稚園教育充実事業
- ・幼稚園特別支援教育事業
- ・保幼小連携推進事業
- ・預かり保育事業



現状と課題

1 市立幼稚園の充実

本市は、平成30年度に策定した「沖縄市幼児教育アクションプログラム」にもとづき、園児の健やかな育成に向けた食育のための給食を実施するなど、幼児教育の充実に向け、総合的に取り組んでいる。

また、市立幼稚園16園において、8園で2年教育を実施している。さらなる複数年教育の拡充に向け、園児数の推移や教諭配置、施設環境等をふまえ、教育・保育のニーズへの対応のあり方を含めて検討する必要がある。

2 特別支援教育の充実

本市は、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶインクルーシブ教育の推進に向け、特別な支援が必要なこども一人ひとりの発達に応じた支援をおこなっている。

特別な支援が必要な園児に対し、各幼稚園の教諭等が個の状況に応じた対応ができるよう支援方法等を検討する必要がある。

3 保育所・幼稚園・認定こども園・小学校の連携の強化

平成29年度より保幼小連携モデル園を指定・拡充し、市立幼稚園が結節点となり連携体制の構築・強化に取り組んでいる。各幼稚園において、保幼小連携連絡会を実施し、アプローチカリキュラムの見直しや交流会、合同研修、保育参観、各校種間との情報共有等をおこない、幼児教育の充実と小学校教育への円滑な接続をめざして取り組んでいる。

参考

複数年教育の実施数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
8園	8園	8園

用語の解説

- ◆特別支援教育：教育上特別の支援を必要とする幼児、児童および生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための教育をおこなう。
- ◆預かり保育：幼稚園の教育課程にそった教育時間の終了後等も引き続き園児を預かること。
- ◆インクルーシブ教育：障がいの有無にかかわらず、ともに教育を受けること。
- ◆アプローチカリキュラム：幼児期の生活をとおして、資質・能力を育み、小学校の生活や学びにつなげるための指導内容および教育計画。



施策02

確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する



施策の方向

1 学力・学習意欲の向上

確かな学力の育成に向け、県到達度調査・全国学力学習状況調査等の結果を分析し、個に応じた学習指導に取り組むとともに、「主体的・対話的で深い学び」を推進するなど、わかる授業づくりに取り組む。

また、ICT 機器等を活用し、児童生徒の情報活用能力を育む。

児童生徒の学習意欲の向上を図るため、異文化や多言語に触れる機会の創出および科学の面白さや楽しさを体験できる場の創出に取り組むとともに、人生設計をおこなうきっかけづくりとなるキャリア教育を推進する。

2 情操教育・健康な体の育成

児童生徒の発達段階や特性等をふまえ、生命を尊重する心や規範性等が育まれる教育とともに、伝統と文化に触れ親しみ、郷土を愛する心と他国を尊重する心が育成される教育を推進する。

家庭および地域と連携し、こどもたちの基本的生活習慣の確立や運動する習慣の定着を促進するとともに、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身につけられるよう食育を推進する。

3 教員の資質向上

多様化・複雑化した教育環境に対応できるよう教員の資質・能力の向上をめざし、初任者研修や中堅教諭等資質向上研修等のキャリアステージに応じた研修会および校内研修の充実を図るとともに、ICT 機器等の効果的な活用が図られるよう取り組む。

4 地域とともにある学校づくりの推進

地域全体でこどもたちの学びや成長を支えるため、学校と地域住民が連携し、地域の声を生かした学校づくりをすすめるコミュニティ・スクールを推進するとともに、登下校の見守りや学習支援等の様々な活動を促進する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
全国学力調査結果	小 +2.3 中 -8.8	小 ± 0 中 ± 0	全国平均との差

関連する部門別計画や指針など

・第3期沖縄市教育振興基本計画（平成29～令和3年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・学力向上推進事業 ・小・中学校指導助手活用事業 ・こども科学力向上育成事業
・市内小中学校県内選手派遣費補助金 ・市内小中学校県外選手派遣費補助金



現状と課題

1 学力・学習意欲の向上

本市は、学力の向上を図るため、「沖縄市教育推進計画」（平成18年3月）、「沖縄市教育振興基本計画」（平成24年3月）にもとづき、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導およびわかる授業の充実に取り組んでいる。また、情報活用能力の育成に向け、ICT環境の構築をすすめている。

全国学力調査について、小学校において全国平均との差が年々小さくなってきているものの、中学校においてははまだ差が大きい。そのため、わかる授業づくりや小中の連携強化により、中1ギャップの解消等に取り組む必要がある。

科学の面白さや学ぶことの楽しさの体験をととして科学力向上を図るため、沖縄こどもの国と連携し、科学体験ができるイベントや出前教室を実施している。

外国語指導助手を活用した言語教育や外国人との交流等により、児童生徒が多言語や異文化に触れる機会を創出するなど、国際理解教育に取り組んでいる。

本県の、高等学校卒業時における進路未決定率や高等学校卒業後3年以内の早期離職率の高さは依然として全国平均を上回っており、その原因として安易な職業選択や社会人としてのスキル不足等が指摘されている。そのため、キャリア教育の一層の充実に取り組む必要がある。

2 情操教育・健康な体の育成

学習指導要領の理念のもと、生命や自然を大切にする心、他人を思いやる優しさ等を育むため、体験活動の実施および道徳教育に取り組んでいる。

また、健やかな体の育成に向け、学校給食の提供や体育活動等に取り組んでいる。これまで培われてきた伝統文化について、学習活動をととして、文化の継承・発展はもとより、次代へとつなげていくことができる人材の育成に取り組んでいる。また、体育・文化活動の助長および競技力、技術力の向上に資することができるよう、児童生徒の学校教育活動の一環としておこなわれる大会への派遣費を助成している。

3 教員の資質向上

国は、学校教育を担う教員の資質向上を図るため、教員の養成・研修の改革を着実にすすめるとしている。

本市においては、教員の資質向上を図るため、各種研修会を実施している。今後、ICT機器等の効果的な活用およびプログラミング教育の研修を充実させていく必要がある。

4 地域とともにある学校づくりの推進

本市は、地域に開かれた学校運営を推進するため、学校運営協議会制度を導入し、地域と連携した学校づくりをおこなうとともに、地域学校協働本部を設置し、地域の協力による児童生徒の学習支援や交通安全指導をおこなっている。地域と学校が連携・協働する取り組みを推進するとともに、学校ボランティアの確保に取り組む必要がある。

参 考

全国学力調査結果

平成29年度	平成30年度	令和元年度
小－1.4	小－0.3	小 2.3
中－8.8	中－7.1	中－8.8

用語の解説

- ◆学習指導要領：全国的に一定の教育水準を確保する観点から、学校が編成する教育課程の大綱的基準として、国が学校教育法にもとづいて定めるもの。
- ◆キャリアステージ：経験年数に応じて採用ステージ、基礎ステージ（1年）および充実ステージ（概ね3年）、発展ステージ（概ね8年）などと分けたそれぞれの段階。
- ◆コミュニティ・スクール：地域と協働による学校運営を推進するための協議会。

施策03

個に応じた支援を推進する



施策の方向

1 教育相談の充実

人間関係や学力不振など、困り感のある児童生徒の課題解消を図るため、学校や家庭と連携し、いじめや不登校等の未然防止や早期発見・早期解決に向けて取り組む。

適応指導教室「すだち」等においては、個に応じた教育相談や学習支援をおこなうとともに、効率的な受入れ体制づくりに取り組む。

2 就学にかかる負担軽減

経済的理由により就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助をおこない、義務教育の円滑な実施を図る。

経済的な格差が教育格差とならないよう、学校や保護者、スクールソーシャルワーカー等と連携し、就学援助制度の周知徹底および適正な利用促進に取り組む。

3 特別支援教育の充実

障がいの有無にかかわらず、安全・安心に学校教育を受けられるよう、教育補助者・教育介助者等を配置し、学校と連携しながら、児童生徒一人ひとりに応じた支援に取り組む。

4 外国籍等の児童生徒への支援

外国籍等の児童生徒が学校生活に適應できるよう、日本語指導や学習支援等に取り組む。

また、学校と連携した支援方法の検討や支援体制の充実に取り組む。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
児童生徒登校率	97.5%	98.5%	全国平均をめざす

関連する部門別計画や指針など

- ・第3期沖縄市教育振興基本計画（平成29～令和3年度）
- ・沖縄市学校教育の重点（毎年）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・要保護および準要保護児童生徒援助費
- ・要保護および準要保護児童生徒医療費
- ・準要保護児童生徒給食費
- ・特別支援教育就学奨励費
- ・児童生徒支援事業
- ・特別支援教育事業
- ・外国人児童生徒教育事業



現 状 と 課 題

1 教育相談の充実

本市は、不登校やいじめなど、児童生徒が抱える課題の解決に向けた教育相談を充実するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、教育相談員等を配置し、個に応じた相談や学習支援等に取り組んでいる。

また、不登校児童生徒の学校復帰に向けた支援をおこなうため、一人ひとりの状況に応じて、適応指導教室「すだち」やホップステップ、ゆめさきにおいて、学習支援や教育相談等をおこなっている。

適応指導教室「すだち」については、年々入級希望者が増加し、人的・施設的な課題があるため、受入れ体制の検討が必要である。

2 就学にかかる負担軽減

本市は、義務教育の円滑な実施に資することを目的に、経済的理由により就学困難と認められる児童又は生徒の保護者に対して学校に必要な経費の一部を援助している。

支援を必要とする世帯がもれなく制度を利用できるよう、就学援助の周知に努めるとともに、保護者の申請にかかる負担を軽減できるよう手続きの簡素化を検討していく必要がある。

3 特別支援教育の充実

本市は、障がいの有無にかかわらず、ともに学ぶ教育を推進するため、介助者等を配置し、特別な支援が必要な児童生徒が安全・安心に学校教育を受けられるよう取り組んでいる。特別支援学級の児童生徒の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、就学に要する費用を支援している。

学校現場でこども一人ひとりの状況に応じた対応ができるよう、支援方法等について検討する必要がある。

4 外国籍等の児童生徒への支援

本市は、言語や文化、生活習慣の違いにより、学校生活への適応に支障をきたしている外国籍の児童生徒について、適切な学校生活を送ることができるよう、日本語指導による学習支援等をおこなっている。

対応が求められる児童生徒の言語が多様であることや、年度途中（転入児童生徒等）からの受講希望者がいることから、様々なニーズに対応できるよう人材確保や支援方法の検討等が必要である。

参 考

児童生徒登校率

平成29年度	平成30年度	令和元年度
97.9%	98.0%	97.5%

用語の解説

- ◆特別支援教育：特別な支援を必要とする幼児、児童および生徒に対し、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための教育をおこなう。
- ◆適応指導教室：心理的・情緒的要因による不登校児童生徒に対して、個の状況に応じた援助をおこなう。
- ◆スクールカウンセラー：いじめや不登校等の課題解決の手助けとなるよう相談・助言をおこなう支援員。
- ◆スクールソーシャルワーカー：福祉分野に関する専門的知見から、課題を抱える児童生徒およびその保護者の状況に応じて、関係機関と連携して課題解決に取り組む支援員。

施策04

安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる



施策の方向

1 学校教育施設の整備

安全かつ快適で効果的な学習教育環境を提供するため、学校や教育施設の改修等に計画的に取り組むとともに、教材や学校備品、図書資料等の充実を図る。

2 学校給食の充実

安全・安心な学校給食を提供するため、国の衛生管理基準等にもとづき、安全管理の徹底を図る。

また、施設・設備の計画的な整備・更新や食物アレルギーへの対応等に取り組む。

第3調理場のアウトソーシングをおこなうなど、調理場の効率的な運営の取り組みをすすめる。

3 安全管理体制の充実

不審者や災害等から児童生徒を守るため、学校安全計画の作成や緊急時の通報の体制整備をおこなうとともに、登下校時の安全確保に向け、地域と連携し、通学路の安全点検やボランティアによる見守り運動等に取り組む。

4 学校規模の適正化

こどもたちのより良い学習環境を確保するため、児童生徒数の将来推計や国の少人数学級の推進等の動向を注視しながら、学校規模の適正化に取り組む。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
学校施設長寿命化の推進	2 校	8 校	平成30年度からの累計

関連する部門別計画や指針など

- ・第3期沖縄市教育振興基本計画（平成29～令和3年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・幼稚園、小学校、中学校新增改築事業
- ・学校施設保全更新事業（空調機能復旧工事等）
- ・第2調理場改築事業

現 状 と 課 題

1 学校教育施設の整備

学校施設については、児童生徒が学校教育を受ける場であるとともに、災害時には避難所としての役割も担うものであることから、安全性・機能性を有する事が求められる。本市は、幼稚園16園、小学校16校、中学校8校を設置しており、安全・安心な教育環境の整備に向け、老朽化した施設の改修や耐震化に取り組んでいる。

また、学校教育に必要な備品や教材を整備するとともに、児童生徒の学習活動を促進するため、学校図書館の図書資料の整備や学校図書館システム運用による利便性向上に取り組んでいる。

2 学校給食の充実

本市は、こどもの健やかな体を育むため、4か所に調理場を整備し、学校給食を実施している。

また、国の衛生管理基準等にもとづき施設管理や運営を徹底するなど、安全・安心な給食の提供に取り組んでいる。

安全・安心な学校給食を提供するため、老朽化した施設等の計画的な整備に取り組む必要がある。

また、給食センターのアウトソーシングなど、効率的な運営手法の検討が必要である。

3 安全管理体制の充実

児童生徒の危機管理意識や防犯・防災意識の向上を図るため、児童生徒にこども防災・安全マップの配布をおこなっている。学校の安全管理対策等に向け、学校安全計画の作成や緊急時の通報体制の整備に取り組んでいる。児童生徒の防犯防災に関する意識啓発を図るため、防災や防犯の最新情報を周知するなど、継続して取り組んでいく必要がある。

4 学校規模の適正化

市街地においては、少子高齢化により学校の小規模化がすすむ一方、新興住宅地においては、大規模アパート・宅地開発等による人口増加により、一部の学校では過大規模化が長期化するなど、地域間の学校規模に偏りが見られる状況にある。

次世代を担うこどもたちのより良い教育環境を確保するため、学校規模の適正化に向けた調査研究に取り組む必要がある。

参 考

学校施設長寿命化 2校

施策01

こどもの主体的な取り組みを応援する



施策の方向

1 こどもの声を活かしたまちづくり

夢に向かって元気にたくましく育つ環境づくりをめざす「こどものまち宣言」の理念のもと、こどもたちの主体的な活動を応援し、こどもたちに地域に関する学習の機会を提供し、社会の成員として自らの意見を表明する機会を創出するとともに、自由な発想を生かしたまちづくりを推進する。

2 こどもの文化・スポーツ活動への支援

一人ひとりの豊かな感性や社会性を育むため、本市の個性豊かな文化や文化芸術に触れる機会を創出し、こどもの文化活動を促進するとともに、こどもたちが気軽にスポーツに触れ、健やかな成長を促進できるよう、こどものスポーツ活動を支援する。

3 沖縄こどもの国の充実

こどもたちの、命や自然を大切にする心や豊かな感性を育むため、沖縄こどもの国において様々な体験活動や企画展を実施するなど、こどもたちが自然や動物等に触れる機会を創出する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
各種イベント等参加者数	716人	1,030人	こども議会・スポーツ教室・県外派遣者数

関連する部門別計画や指針など

- ・ こどものまち宣言（平成20年度）
- ・ 沖縄市スポーツ推進計画（平成26～令和5年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ こども議会事業
- ・ 青少年スポーツ推進事業
- ・ 各種大会県外等派遣費補助金



現状と課題

1 こどもの声を活かしたまちづくり

本市は、全国的にも出生率や年少人口割合が高い背景等があり、平成20年に「こどものまち宣言」をおこなった。平成26年度からこども議会を実施しており、こどもを対象にした研修会において、まちの人とかかわり、地域について学び、こどもたちが自分の生まれ育ったまちについて考え、意見を表明できる機会を創出することにより、こどもたちの声を生かしたまちづくりを推進している。令和元年度までに167人が参加している。

今後は、より一層、こどもたちの自由な発想を引き出す取り組みが求められるとともに、課題解決のみならず、未来思考型のまちづくりについて考え、実現のためのプロセスを体験し、地域と一体となった取り組みにつながるよう、支援する必要がある。

2 こどもの文化・スポーツ活動への支援

国において、文化活動は、「豊かな人間性を涵養し、想像力と感性を育むとともに、人間相互の理解を促進する」とされている。

このことをふまえ、学校と連携して、国等が実施する文化イベント等へのこどもたちの参加を促進する取り組みをおこなっている。

スポーツは、人格の形成、体力の向上等に資するものであり、また、スポーツがもたらす精神的充足や楽しさ、喜びといった内在的価値を有するとされている。

本市では、こどもたちがスポーツに触れる機会等を確保するため、親子サッカー教室やわくわく運動遊び等のスポーツ教室を開催するとともに、児童生徒等の県外で開催される大会への派遣費を助成するなど、こどもたちのスポーツ活動を支援している。

3 沖縄こどもの国の充実

「人をつくり、環境をつくり、沖縄の未来をつくる」を基本理念に、こどもたちの知恵・感性・創造力を育む場として整備された沖縄こどもの国は、動物園やワンダーミュージアム等を有する全県的な児童青少年の健全育成拠点施設であり、動物舎の整備や様々なイベントの開催等に取り組んでいる。

県内唯一の本格的な動物園として広く市民・県民に親しまれている施設であることから、全県的な支援の仕組みを構築し、次の世代につないでいく魅力ある動物園づくりに取り組む必要がある。

参 考

こども議会

平成29年度	平成30年度	令和元年度
30人	30人	30人

県外派遣者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
517人	569人	325人

スポーツ教室

平成29年度	平成30年度	令和元年度
421人	346人	361人

施策02

青少年の健全育成を推進する



施策の方向

1 健全育成に向けた環境づくり

青少年の抱える悩みや課題の解決に向け、青少年センターにおける学習支援や相談支援など、青少年の非行・不登校対策等に取り組むとともに、家庭や地域、学校等と連携して青少年を見守り育成する環境づくりをすすめる。

若者相談窓口において、地域や関係機関と連携し、社会復帰に困難を抱える若者やその家族が社会的に孤立しないよう支援する。

2 体験活動の充実

ものづくりや自然体験等の活動をととして、交流の機会を創出し、青少年の自己の確立と社会の一員として必要とされる協調性や社会性の育成に取り組む。

また、子ども会など少年団体の活動を支援するとともに、小中学生を対象にリーダー研修を実施する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
街頭指導実施回数	640回	700回	
青少年体験学習参加者数	490人	550人	

関連する部門別計画や指針など

- ・ 第3期沖縄市教育振興基本計画（平成29～令和3年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 青少年等支援事業
- ・ 青少年体験等学習事業



現状と課題

1 健全育成に向けた環境づくり

青少年の非行については、モラル意識の低下や家庭の問題、青少年を取り巻く社会環境の悪化等の要因が複雑に絡み合っており、関係者が連携した未然防止の取り組みが必要である。

本市では県との連携により、青少年の健全育成を考える日として、毎月第3金曜日を「少年を守る日」、土曜日を「おきなわ地域教育の日」、日曜日を「家庭の日」と設定し、家族や地域で子どもたちとの絆を深め、青少年の健全育成に資するよう取り組みをすすめている。

また、本市においては、夜間街頭指導をはじめ登下校巡回や合同街頭指導を実施するなど、地域と連携して青少年を見守る環境づくりに取り組んでいる。青少年が深刻な状況に陥る前に指導、助言をし、規範意識の向上や社会的な自立に向けた支援をおこなっている。

また、若者相談窓口を設置し、社会復帰に困難を抱える若者やその家族からの相談を受け、適切な機関へつなげる等の支援をおこなっている。

今後は、一部の方に負担がからないよう地域と連携しながら、街頭指導従事者の確保に努めるとともに、若者相談窓口の認知度向上に向けた取り組みが求められる。

2 体験活動の充実

少子化や核家族化がすすむ中、集団や異年齢間での遊びや交流の機会が減少したことにより、自主性や協調性、社会規範の意識を身に付けていないこどもが増えている。そのため、社会で自立できる児童生徒の育成が求められている。

本市では、小中学生を対象にリーダー研修を実施し、自然体験等の様々な体験活動や他者との交流の中で、青少年の自主性や協調性、社会性など、リーダーとしての気質の育成を図っている。

親子の絆を深め、家庭教育にも役立つよう、親子参加型の体験教室を開催し、親子が一体となって作業をおこなうことで、同じ達成感を味わうことができる機会を創出している。

参 考

街頭指導実施回数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
672回	680回	640回

青少年体験学習参加者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
500人	555人	490人

都市像 3

ともに生きる心が広がり
いきいきと暮らせるまち



施策01

地域共生社会を推進する

施 策 の 方 向

1 福祉のまちづくりの推進

地域住民が「ちゅいしいじい」の心でつながり、互いに支え合いながら、地縁団体や福祉団体、法人等と協働して、地域をともに創っていく社会づくりを推進する。

また、市民・社会福祉関係団体・行政など、多様な主体の連携強化により、地域の福祉課題を把握し、解決していく仕組みづくりをはじめ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズへの対応や、属性に捉われない包括的かつ横断的な支援体制の構築をすすめるとともに、多様な媒体をととして福祉情報を発信する。

社会福祉センター・男女共同参画センターおよび福祉文化プラザの補修・改修等をおこない、地域住民が安全・安心に利用できる福祉活動拠点の整備を図る。

2 福祉コミュニティの充実

学童期における福祉に触れる機会の創出やボランティア人材をはじめとする地域福祉の担い手の育成など、福祉教育の推進を図るとともに、地域における「ちゅいしいじい」の心を醸成し、企業の社会参加促進や市民の互助意識高揚を図る。



施 策 の 目 標 値

指 標	現状値	目標値	説 明
ボランティア活動者数 (ボランティア派遣人数)	1,160人	1,220人	個人および団体によるボランティア派遣人数

関連する部門別計画や指針など

- ・第5次沖縄市地域保健福祉計画（ちゅいしいじいプラン）（平成29～令和3年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・地域保健福祉計画事業 ・地域福祉基金
- ・沖縄市福祉サービス苦情解決システム設置事業
- ・沖縄市民生児童委員協議会補助金 ・ポラントピア事業補助金
- ・沖縄市福祉まつり事業補助金 ・沖縄市民生委員推薦会費
- ・沖縄市社会福祉協議会補助金 ・在宅福祉事業費
- ・福祉文化プラザ維持管理費
- ・社会福祉センター・男女共同参画センター維持管理費
- ・ふれあいのまちづくり推進事業補助金
- ・敬老事業補助金



現状と課題

1 福祉のまちづくりの推進

本市は、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、ともに助けあう「ちゅいしいじいの心」が育まれるまちをめざし、平成29年3月に「第5次沖縄市地域保健福祉計画（ちゅいしいじいプラン）」を策定した。

令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立したことを受け、本市においても地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的かつ横断的な支援体制を構築するため、属性にとらわれない相談支援、参加支援、地域づくりに向けた取り組みについて検討をすすめるとともに、地域福祉の拠点として市社会福祉協議会の機能強化を図っていく必要がある。福祉施策や福祉サービス等に関する情報発信については、必要な人に必要な情報が届くよう、SNSの活用など、きめ細かな取り組みが求められているほか、障がい者や外国人などにも情報が正しく届くような対策が求められている。

また、福祉文化プラザ・社会福祉センター・男女共同参画センターを設置し、市民の保健・福祉の増進や地域福祉の推進を図っているが、建物や設備、備品等の経年劣化が生じているため、施設の補修・改修や、備品の更新を図る必要がある。

2 福祉コミュニティの充実

本市は、地域の福祉課題を把握する小地域ネットワークの構築やボランティア人材の育成などに取り組んでいる市社会福祉協議会をはじめ、敬老事業をととして世代間の交流を図る自治会や民生委員・児童委員の活動を支援している。

自治会員の減少や民生委員・児童委員のなり手が不足している現状があり、人材の確保と育成が課題となっている。また、公的なサービスでは対応できない日常的な見守りや、住民相互の助け合いの活動が地域で活発におこなわれるためには、「ちゅいしいじい」の心を醸成し、高めていくことが大切であり、地域福祉活動への参加の機会を増やすなど、福祉の担い手の育成をすすめていく必要がある。さらに、企業の力が求められるような地域課題の解決に向け、地域企業の社会参加を促進するための取り組みが必要である。

参 考

ボランティア活動者数（ボランティア派遣人数）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
766人	1,150人	1,160人

用語の解説

- ◆「地域共生社会」：地域において一人ひとりが生きがいや役割を持ち、「支える側」「支えられる側」という関係を超え、ともに支え合う社会。地域住民、地域活動団体、NPO、企業等、多様な主体が参画して地域をともに創っていきこうという考え方。
- ◆「ちゅいしいじい」：互いに助け合うさま。（相手の見返りの有無にかかわらず、自分にできることはすすんで提供し、支援しあおうという考え方）



施策01

高齢者が躍動する社会づくりを推進する



施策の方向

1 地域包括ケアシステムの推進

地域包括支援センターを拠点として、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援等が有機的に機能する体制を強化するとともに、生活支援の担い手の養成・発掘等やネットワーク化などに取り組み、地域住民や団体・企業、関係機関等と連携して、ともに支えあう地域づくりを推進する。

2 在宅生活と社会参加への支援

シルバーハウジングの運営や民間賃貸住宅への入居支援など、高齢者の住まいの安定確保を図るとともに、配食サービスの提供など、心身の状態に応じた生活環境づくりや介護者に対する相談支援および負担軽減に取り組む。

老人福祉センターの補修・改修等をおこない、地域住民が安全・安心に利用できる活動拠点の整備を図るとともに、高齢者の健康づくりや社会参加を促進する老人クラブ等を支援する。

3 認知症の予防と共生の推進

生活習慣病の予防や社会参加の機会の創出など、認知症の発症を遅らせる取り組みをすすめるとともに、認知症への理解に向けて普及・啓発活動をおこなう。

また、地域における認知症の人や家族の早期発見・早期相談支援に取り組むとともに、容態の変化に応じた適時・適切な医療・介護等が提供できる体制を確保する。

4 介護保険サービスの充実と制度の適正運営

沖縄市高齢者がんじゅう計画にもとづき、要支援者・要介護者に対するサービスの充実や介護保険制度の適正な運営に取り組む。



施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
生活支援・介護予防を住民主体で取り組むための意識啓発に関する講座受講者数	2,686人	6,050人	※H29年からの累計数
認知症サポーター養成者数	7,422人	13,430人	※H17年からの累計数

関連する部門別計画や指針など

・第7次沖縄市高齢者がんじゅう計画（令和3～令和5年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・地域包括支援センター事業 ・在宅医療・介護連携推進事業 ・生活支援体制整備事業
- ・地域ケア会議推進事業 ・敬老祝金支給事業 ・在宅高齢者福祉事業 ・高齢者見守り体制整備事業
- ・食の自立支援事業 ・中部地区老人クラブ連合会補助金 ・沖縄市老人クラブ補助金
- ・高齢者住宅等安心確保事業 ・家族介護用品支給事業 ・介護給付費適正化事業
- ・老人福祉センター維持管理費 ・認知症総合支援事業 ・認知症サポーター養成事業 ・居宅介護サービス給付費
- ・施設介護サービス給付費 ・介護予防サービス給付費

現状と課題

1 地域包括ケアシステムの推進

国は、高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療、住まい、生活支援等のサービスが一体的に提供される地域包括ケアシステムの強化を図っている。また、令和2年6月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が成立しており、高齢者と障がい児・者が同一事業所でサービスを受けやすくなる共生型サービスの設置が促進されている。

本市の高齢化率も毎年増加傾向にあり、令和元年度末時点で20%を超えている。そのため、地域包括ケアシステムの構築に向け、7か所に地域型地域包括支援センターを設置している。地域共生社会の実現も見据えつつ、地域社会から孤立する可能性のある高齢者の見守りや相談支援体制づくりに取り組むとともに、地域型地域包括支援センターや地域関係機関との情報交換・連携強化が求められている。

2 在宅生活と社会参加への支援

高齢者が在宅で自立して生活できるようシルバーハウジング（室川市営：29戸、安慶田市営：20戸）の整備をはじめ、日常生活に支障のある高齢者への配食サービスの提供や福祉電話・緊急通報システムの設置支援に取り組んでいる。また、要介護認定4および5の在宅高齢者等を介護している家族に介護用品を給付しているが、高齢者等の生活実態をふまえて支給要件等を検討する必要がある。

高齢者の社会参加促進に向け、中部地区老人クラブ連合会や沖縄市老人クラブ、単位老人クラブの活動を支援している。近年、老人クラブ会員数が年々減少傾向にあるため、会員増に向けた取り組みの支援を検討していく必要がある。

本市には老人福祉センターが2施設（寿楽園・かりゆし園）あり、高齢者の健康増進やレクリエーション等の

活動の場を整備しているが、建物や設備、備品等の経年劣化が生じているため、施設の補修・改修や、備品の更新を図る必要がある。

3 認知症の予防と共生の推進

平成30年には、全国において認知症の人の数は500万人を超え、65歳以上の約7人に1人が認知症と見込まれる中、国は、令和元年6月に「認知症施策推進大綱」を策定し、認知症に対し「予防」と「共生」の両輪で施策を推進するとしている。

本市は、認知症の人の尊厳が守られ、認知症への正しい理解や認知症の早期発見・早期相談につながるよう、認知症サポーターの養成や医療機関と連携して認知症の初期集中支援をおこなうとともに、認知症の人が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症地域支援推進員による相談支援や支援体制づくりに取り組んでいる。今後も、より多くの市民に認知症への理解が深まるよう、様々な年代を対象に啓発活動を継続して取り組む必要がある。

4 介護保険サービスの充実と制度の適正運営

高齢者人口の増加に伴い、介護保険サービスを利用する高齢者は将来にわたり増加することが予想されるため、介護保険サービスの充実を図るとともに、地域包括ケアシステムを推進し、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる環境づくりをすすめている。

本市は、介護給付の充実と適正運営のため、サービス事業者への相談支援や指導等とおして介護保険サービスの質の向上を図るとともに、市民やサービス事業者等に介護保険サービスの適正利用に向けた普及啓発をすすめていく必要がある。

参 考

生活支援・介護予防を住民主体で取り組むための意識啓発に関する講座受講者数（累計）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
693人	1,629人	2,686人

認知症サポーター養成者数（累計）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
5,608人	6,302人	7,422人

用語の解説

◆高齢化率：65歳以上の人口が総人口に占める割合。 沖縄市 平成30年：19.6% 令和元年：20.0%

◆シルバーハウジング：高齢者が地域社会のなかで自立して、安全かつ快適な生活を営むことができるよう、設備や運営面で高齢者が利用しやすいように配慮された公的賃貸住宅。生活援助員が配置され、必要に応じ、相談支援・安否の確認・一時的な家事援助・緊急対応等のサービスをおこなう。

施策02

障がいの有無にかかわらず
自らの能力を最大限に発揮できるまちをつくる

施 策 の 方 向

1 障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援

総合的に障がい者等を支援するため、家庭、地域、教育、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携を図るとともに、当事者の状況に応じた障害福祉サービス等の充実に取り組む。



2 障がい者等の自己決定および社会参加の支援に向けた環境づくり

障がい者等が適切に意思決定できるよう、相談および円滑な意思疎通の支援に取り組む。

市民の障がいへの理解促進・差別解消に向けた広報・啓発活動に取り組むとともに、ハード・ソフトの両面にわたる社会のバリアフリー化を推進し、アクセシビリティの向上を図る。

また、障がい者の自立および社会参加の促進に向け、障がい者スポーツの普及や地域住民との交流の機会を創出するとともに、障がい者団体・家族会等への支援をおこなう。

施 策 の 目 標 値

指 標	現状値	目標値	説 明
障がい者等の社会参加者数	1,300人	1,570人	スポーツ・レクリエーション教室参加者、移動支援利用者等

関連する部門別計画や指針など

- ・第5次沖縄市障がい者プラン（令和3～5年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・沖縄市障がい者計画事業 ・精神保健福祉事業
- ・障害者自立支援事務費 ・障がい福祉システム事業
- ・障害者自立支援給付費 ・障害児通所支援等給付費
- ・小児慢性特定疾病医療費助成制度等終了者（20歳以上）支援事業
- ・小児慢性特定疾病児日常生活用具給付事業
- ・身体障がい関係団体補助金 ・知的障がい関係団体補助金
- ・沖縄県身体障害者スポーツ大会負担金
- ・地域生活支援事業
- ・特別障害者手当等給付費
- ・自立支援医療費
- ・重度心身障がい者（児）医療費助成事業
- ・精神保健福祉関係団体補助金
- ・障がい者基幹相談支援センター運営事業



現状と課題

1 障がい者等の日常生活と社会生活の自立支援

国は平成28年に「ニッポン一億総活躍プラン」を策定し、障がい者や難病患者等の活躍支援や地域共生社会の実現を位置づけており、平成30年に障害者基本計画を改定している。

本市では、平成30年3月に策定した第4次沖縄市障がい者プラン〈改訂版〉の中で、はじめて障害児福祉計画を位置づけ、施策を総合的に展開している。障がい者・児や難病患者等が、その有する能力等に応じ、自立した日常生活や社会生活を営み、安心して地域生活が送れるよう、障害福祉サービスの提供をはじめ、自立支援医療（精神通院・更生・育成）による医療援護等を実施している。

今後、地域共生社会の実現に向けた取り組みを視野に、障がい者がライフステージに応じて適切な支援を受けられるよう、引き続き教育、文化芸術、スポーツ、福祉、医療、雇用等の各分野の有機的な連携の下、障がい者やその家族を切れ目なく支援していくことが求められる。

2 障がい者等の自己決定および社会参加の支援に向けた環境づくり

平成28年4月より「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が施行されたことに伴い、本市は障がい者の活動を制限し、社会参加を制約している事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去をすすめるため、市民の障がいに対する理解促進・差別解消やハード・ソフトの両面にわたるバリアフリー化の推進に取り組んでいる。障害を理由とする差別の解消に向けた合理的配慮が十分に浸透していないため、社会のあらゆる場面におけるアクセシビリティの向上が課題となっている。

障がい者等の社会参加や自立を促進するため、当事者家族会等への支援や障がい者スポーツの普及、障がい者等への相談支援、意思疎通支援等をおこなうとともに、日常生活用具給付費や自動車運転免許の取得等を助成している。

今後、障がい者等が自らの生き方を選択・決定できる相談支援や情報提供体制を確保するとともに、障がい者支援活動を促進する取り組みや、多様な立場にある地域住民と相互に交流できる場のあり方を検討する必要がある。

参 考

障がい者等の社会参加者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,086人	1,239人	1,300人

用語の解説

- ◆ライフステージ：人生の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階。
- ◆アクセシビリティ：年齢や障がいの有無に関係なく、だれでも必要とする情報に簡単にたどりつけ、提供されている情報や機能を利用できること、また、どの程度利用しやすいか、利用しやすいさのこと。
- ◆バリアフリー：障がい者、高齢者、妊娠している人やこども連れの人などが、社会生活を送る上でバリア（障壁）となる物理的、社会的、制度的、心理的なすべてのバリアをなくしていくという考え方。



施策03

自立に向けた安定的な暮らしと社会参加を促進する



施策の方向

1 将来の安心を支える国民年金制度の普及促進

高齢期や人生における不測の事態の備えとなる国民年金制度の周知に取り組むとともに、相談体制の充実を図り、市民の年金受給権の確保に努める。

2 生活困窮者の自立促進

生活困窮者に対する自立相談や住居確保、学習等の支援に取り組むとともに、地域や関係団体等と連携強化を図り、生活困窮者の自立および社会参加を促進する。

3 生活保障と自立支援

要保護者の困窮の程度に応じた必要な保護をおこない、健康で文化的な最低限度の生活を保障するとともに、自立支援プログラムの強化や医療扶助の適正化など、生活保障の適正な実施を図る。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
生活困窮者における就労支援者数に対する就労決定者割合(%)	50.4%	60.0%	
生活保護受給者における就労支援プログラム支援者数に対する就労決定者割合(%)	35.9%	41.3%	

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 国民年金事務費
- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ 生活保護適正実施事業
- ・ 生活保護費



現 状 と 課 題

1 将来の安心を支える国民年金制度の普及促進

本市では、国民年金担当窓口を設け、各種手続きや相談への対応をおこなっている。国民年金は、高齢期や傷病による障がい等の人生における不測の事態に対する生活の安心を支える大切な備えであることから、低年金者や無年金者の発生防止に向け、国民年金制度の周知を図るとともに、複雑かつ多岐にわたる年金制度の説明をおこなう相談員の専門性の確保・向上が求められる。

2 生活困窮者の自立促進

国は、平成30年に「生活困窮者自立支援法」を改正し、新たに設けた基本理念を、「生活困窮者の尊厳の保持」や「就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立の状況」等とし、地域共生社会の実現に向けて、生活困窮者の状況に応じた包括的かつ早期的な支援を展開するとしている。

本市では、生活困窮者自立支援法の施行前からホームレス相談や住宅支援などに取り組んでおり、施行後は、生活困窮者の状況等に応じた自立相談支援や住居確保給付金の支給、就労に必要な研修・訓練、高校進学に向けた学習支援などを実施している。新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う影響により、住居確保給付金の申請対象者が拡充され、相談が大幅に増えたこともあり、生活困窮者の自立支援および社会参加に向け、相談体制の充実や庁内を含めた関係機関との連携を、一層すすめていく必要がある。

3 生活保障と自立支援

令和元年度の本市の保護率は37.12%と、全国平均の約2.2倍、沖縄県平均の約1.5倍となっている。被保護者の困窮の程度に応じた必要な保護をおこなうとともに、被保護世帯の早期自立を図るため、就労、資産、生活、療養の分野における自立支援プログラムを実施している。

本市の保護率は平成30年度から減少傾向にあるが、被保護世帯数は依然として増加しており、生活保護にかかるときの事務を適正かつ着実に実施していくため、ケースワーカーの安定的確保・資質向上や自立支援プログラムの充実強化が喫緊の課題である。

また、保護費全体の約半分となる医療扶助については、要保護者の健康管理支援や頻回・重複受診の解消、ジェネリック医薬品の利用周知など、医療費の適正化に向けた取り組みを強化する必要がある。

参 考

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活困窮者における就労支援者数に対する就労決定者数割合(%)	65.8%	49.3%	50.4%

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
生活保護受給者における就労支援プログラム支援者数に対する就労決定者割合(%)	49.7%	42.8%	35.9%

用語の解説

- ◆保護率：市人口の1,000人に対する被保護人員の比率を示す数値。係数は‰（パーミル）。
- ◆ケースワーカー：福祉事務所に配置され、生活保護業務全般をおこなう現業員。

施策01

ライフステージに応じた健康づくりを推進する



施策の方向

1 自ら取り組む健康づくりの推進

地域や職場、関係団体等との連携のもと、ライフステージに応じた健康づくりや食育を促進し、市民がすすんで自らの健康づくり活動に取り組む環境づくりを推進する。介護予防・フレイル予防に関する知識の普及・啓発をおこなうとともに、支援を要する高齢者を把握し、適切な介護予防活動につなげる。

また、住民主体の「通いの場」の設置や運営継続を支援するとともに、リハビリテーション専門職と連携しながら、人と人とのつながりを通じて、参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

2 生活習慣病対策の推進

働き盛り世代をはじめとする市民の生活習慣病およびがんの早期発見・早期治療・重症化予防に向け、地域や関係団体、医療機関等との連携のもと、市民への特定健康診査や各種がん検診等の受診勧奨強化および健康に対する意識の向上を図るとともに、受診環境の充実・拡充や対象者に応じた特定保健指導等をおこなう。

3 こころの健康づくりの推進

ストレスに向き合い、ストレスを上手に解消する方法などについて、講演会等により普及・啓発をおこなうとともに、自殺対策を支える人材の育成や地域におけるネットワークの強化、庁内・関係機関等との連携による相談支援の充実を図るなど、生きることの包括的な支援体制を整備する。

4 感染症対策の推進

感染症に関する正しい知識や新しい生活様式の普及・啓発を図るとともに、県や関係機関と連携して感染症の予防および蔓延・拡大防止に努める。

また、免疫水準を高めるために必要な予防接種については、負担軽減を図るとともに、接種勧奨や周知等を強化しながら、接種率の向上に努める。

5 国民健康保険の適正な運営と後期高齢者医療制度の連携実施

国民健康保険については、国の推奨する「市町村事務処理標準システム」等の導入検討や交付金等の活用による医療費の適正化に取り組むとともに、保険料徴収体制の強化や納付環境の充実を図り、国民健康保険事業の安定的な運営に努める。

後期高齢者医療制度については、沖縄県後期高齢者医療広域連合と連携して実施する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
特定健康診査受診率	35.9%	40.5%	現状値は、令和元年度特定健康診査受診率（法定報告値）
人口10万人あたりの自殺者数	16.88人	13.70人	

関連する部門別計画や指針など

- ・第2次ヘルシーおきなわシティ21（平成31～令和5年度）
- ・第3次沖縄市食育推進計画（平成31～令和5年度）
- ・沖縄市自殺対策計画（令和2～6年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・健康づくり推進事業
- ・介護予防地域活動支援事業
- ・自殺対策事業
- ・国民健康保険関連事業

現状と課題

1 自ら取り組む健康づくりの推進

本市では、平成31年3月に「第2次ヘルシーおきなわシティ21」「第3次沖縄市食育推進計画」を策定し、健康寿命の延伸に向けて取り組んでいる。引き続き、市民が健康に対して意識するきっかけづくりや行動変容を促す環境づくりに取り組む必要がある。

本市はこれまで、介護予防教室の開催やリハビリテーション専門職の配置などをおこない、介護予防を推進してきた。令和元年度開始した介護予防がんじゅうポイント制度の利用者が少ない傾向にあるため、制度の普及に向けた周知活動を強化する必要がある。また、国が推進する「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」の導入に向け、本市においても対象者や実施体制等の検討をすすめる必要がある。

2 生活習慣病対策の推進

本市では平成30年3月に策定した「第2期沖縄市保健事業実施計画（データヘルス計画）」において、年度ごとの特定健診および特定保健指導実施率の目標を設定し、取り組みをすすめている。本市の特定健康診査率は35.9%（令和元年度）であり、特に40歳代の働き盛り世代の受診率が低く、通院治療者の未受診者も多い。また、がん検診の受診率も8～11%台であり、国の目標50%には至っていない。地域・企業・医療機関等との連携強化を図り、社会全体での対策が求められる。

3 こころの健康づくりの推進

本市は「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現」に向け、令和2年3月に「沖縄市自殺対策計画」を策定している。人口10万人あたりの本市の自殺者数は全国や沖縄県と比較して、高い傾向にあることから、自殺者0に向け、自殺予防の普及啓発に取り組むとともに、

適切な相談支援・対応をおこなうための体制構築・人材育成等を図る必要がある。

4 感染症対策の推進

本市は平成26年3月「新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定し、新型インフルエンザ等の発生を想定した訓練等を実施している。新型コロナウイルス感染症の世界的な流行は、これまでの暮らしと感染症対策を一変させた。この経験をふまえ、未知のウイルスから市民の生命と健康を守るため、平時からの訓練実施や必要物資の備蓄、発生時の拡大防止に向けた情報発信などに取り組む必要がある。

また、本市では、感染防止・重症化予防のため、契約医療機関における予防接種を実施しており、こどもの麻疹・風しんやおたふくかぜ、高齢者の肺炎球菌やインフルエンザ等の予防接種を全額公費負担で実施するとともに、接種勧奨や周知に取り組んでいる。予防接種によって免疫水準を高めることは、感染症の流行抑制の有効な手段の一つであることから、健康意識および予防接種率向上を図る必要がある。

5 国民健康保険の適正な運営と後期高齢者医療制度の連携実施

国民健康保険事業特別会計は、平成29年度以降、一般会計からの基準外繰入をおこなっていないものの、保険料収納率は平成26年度の92.93%をピークに減少しているため、徴収体制の強化を図る必要がある。また、特定健康診査・特定保健指導について、その受診率等が交付金の指標となる「保険者努力支援制度」も創設されたため、関係課と連携して取り組む必要がある。

後期高齢者医療制度については、被保険者の増加を見据えて沖縄県後期高齢者広域連合とのさらなる連携を図り、制度の運営にあたる必要がある。

参 考

特定健康診査受診率

平成29年度	平成30年度	令和元年度
35.1%	34.8%	35.9%

人口10万人あたりの自殺者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
19.07人	19.75人	16.88人

用語の解説

- ◆ライフステージ：人生の一生を乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などと分けたそれぞれの段階。
- ◆特定健康診査：平成20年度より始まった40～74歳までの公的医療保険加入者を対象に、糖尿病等の生活習慣病予防を目的とした健康診査。

都市像 4

人と産業の成長を支え
発展し続けるまち



施策01

地域資源の磨き上げと魅力発信に取り組む

施策の方向

1 沖縄アリーナの充実

スポーツ興行や音楽コンサート等、内外を魅了するエンタテインメントの拠点施設として、沖縄アリーナの機能向上や多様なイベントの誘致・開催に取り組むとともに、駐車場等を含めた周辺環境の整備をすすめ、中心市街地をはじめ、周辺施設との回遊性向上によるにぎわい創出や地域経済の活性化を図る。

2 沖縄こどもの国の魅力向上

既存区域のリニューアルや拡張区域の整備に向けて取り組むとともに、各種ソフト施策を展開し、国内に類をみないユニークで魅力ある観光施設として内外からの誘客を図る。



3 エイサーを活用した観光誘客

沖縄全島エイサーまつりやエイサーナイトの開催支援など、市内における演舞・鑑賞機会の充実に取り組むとともに、エイサー体験・検定やエイサーグッズの充実など、エイサーを活かした観光誘客を図る。

4 音楽によるまちづくりの推進

島唄やロック、ジャズ等の本市の魅力的な音楽文化を活用するとともに、市内音楽関連事業者との連携により、音楽のまちとしてのブランド化に取り組む。

また、ミュージックタウン音市場をはじめ、ライブハウスや民謡酒場等、市内の音楽スポットにおけるにぎわいの創出を図る。

5 効果的なプロモーションの展開

観光キャラバン等によるプロモーション活動や本市の魅力をPRするイベントの開催に取り組むとともに、観光統計調査等から得られる情報を勘案しつつ、テレビ等のマスメディアやWEB、ソーシャルメディアを活用し、観光スポットやイベント、ルート案内等、魅力的な観光情報を発信するなど、戦略的な観光誘客に取り組む。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
沖縄アリーナ稼働率		61.9%	6年目以降稼働率想定値より
沖縄こどもの国来場者数	53万人	75万人	
エイサー関連イベント来場者数	359,800人	359,800人	過去最高値を設定
音楽関連イベント来場者数	128,504人	130,000人	過去3カ年平均値を考慮し設定
沖縄市を訪れる来訪者のうち、 県外居住者の割合	1割未満 (8.3%)	2割程度	平成30年度観光統計調査の携帯GPS調査より

関連する部門別計画や指針など

・沖縄市観光振興基本計画（平成29～令和3年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

・沖縄アリーナ推進事業 ・沖縄こどもの国整備事業 ・沖縄全島エイサーまつり事業 ・ミュージックタウン推進事業 ・観光宣伝事業

現状と課題

1 沖縄アリーナの充実

沖縄アリーナは、琉球ゴールデンキングスのホームゲームをはじめ、「Bリーグオールスターゲーム2022」や「FIBA バスケットボールワールドカップ2023」等、全国的・世界的な大会の開催が決定されているとともに、有名アーティストによる全国ツアーの開催なども期待され、本市の新たなランドマークとして、滞在型観光の大きな吸引力となることから、中心市街地をはじめ、周辺地域への波及効果を高めていく必要がある。

2 沖縄こどもの国の魅力向上

沖縄こどもの国は、国内に類をみないユニークで魅力ある施設として、大規模なリニューアルをすすめるとともに、ソフト事業を展開するなど、県外および国外からの観光誘客に取り組んでいる。

今後も「日本一ユニークな動物園」をめざし、観光誘客施設としての魅力をさらに高めていく必要がある。また、既存施設や拡張施設の整備費に加え、整備後の維持管理費等が増加することが見込まれることから、財政負担軽減および効率的な運営に向け、民間資金やノウハウ等の導入を検討する必要がある。

3 エイサーを活用した観光誘客

本市では、「エイサーのまち宣言（平成19年6月）」のもと、伝統文化の継承・発展、地域活性化をめざし、様々なエイサー関連事業に取り組んでいる。

沖縄全島エイサーまつりは、毎年30万人以上が来場する本県最大のエイサーイベントとなっている一方、エイサーまつり来場者の増加に対応するための来場手段の充実化（駐車場、シャトルバス等）や、まつり会場の安全対策の見直しの検討とともに、イベント開催による地域経済の活性化への効果拡大が求められる。

4 音楽によるまちづくりの推進

本市では沖縄民謡や古典音楽が盛んなことに加え、米軍統治を背景にアメリカ文化の影響を受けたロックやジャズにより個性的な音楽文化が創出され、市内には、ライブハウスや民謡酒場等の音楽スポットが集積している。

音楽のまちをさらに推進するため、各種イベントの開催と中心市街地の活性化との連携強化や、音楽コンテンツを活用した観光商品の開発、一体的・効果的な音楽情報の発信など、音楽によるにぎわいの創出とブランド化に向け取り組む必要がある。

5 効果的なプロモーションの展開

本市においては、観光ポータルサイト「KOZAWEB」や観光情報番組「コザの裏側」、観光情報誌「沖縄市GO」等により、観光情報を発信している。また、観光統計調査にもとづき東京都を中心とした関東エリアや福岡県において、観光PR動画を活用したプロモーションを実施するとともに、広島東洋カープ公式戦において沖縄市冠試合「沖縄市GO ナイター」を開催し、本市の観光PRをおこなっている。

近年、沖縄県の入域観光客は増加傾向にあったものの、本市はそれほど伸びていない状況にあった。さらに、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行により、沖縄県の入域観光客数は減少し、厳しい状況にある。このような状況をふまえ、本市への観光誘客を図るための効果的な情報発信の手法を模索する必要がある。





施策02

スポーツの力による活気あるまちづくりを推進する

施策の方向

1 スポーツコンベンションの推進

関係団体等との連携によりスポーツ合宿や国際大会等の誘致・受入に取り組むとともに、本市をホームタウン、サブホームタウンとするプロスポーツチーム等の活動支援や応援機運の醸成に取り組む。

沖縄アリーナで開催が予定されている「FIBA バスケットボールワールドカップ2023」について、地域をはじめ、県・周辺自治体、関係機関との連携による受入体制の構築に取り組むとともに、開催を契機に、スポーツのまちとしてのさらなる認知度向上や国際大会等の誘致・受入につなげる。

2 スポーツツーリズムの推進

スポーツと地域の魅力を掛け合わせたツーリズムを推進し、交流人口の拡大促進や地域経済の活性化を図る。

3 モータースポーツの振興

（仮称）沖縄サーキットの整備に向け、「KOZA MOTOR SPORT FESTIVAL」の開催を支援するとともに、モータースポーツマルチフィールド沖縄の活用促進を図るなど、モータースポーツのさらなる振興に取り組む。



施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
海外スポーツ団体受入数	—	10団体	
スポーツツーリズムのコンテンツ数	— (令和2年度 目標5件)	15件	市観光振興物産協会が実施する教育旅行の数値を参照し考慮
KOZA MOTOR SPORT FESTIVAL 来場者数	42,000人	42,000人	

関連する部門別計画や指針など

- ・スポーツコンベンションシティ宣言（平成8年） ・サーキット場および関連産業に関する基礎調査（平成27年度）
- ・（仮称）沖縄サーキット整備基本構想（平成28年度） ・（仮称）モータースポーツ多目的広場整備計画（平成29年度）
- ・沖縄市観光振興基本計画（平成29～33年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・スポーツコンベンション推進事業 ・FIBA バスケットボールワールドカップ2023機運醸成事業
- ・スポーツツーリズム推進事業 ・（仮称）沖縄サーキット整備事業
- ・（仮称）モータースポーツ多目的広場運営管理費

現状と課題

1 スポーツコンベンションの推進

国は、観光立国の一つとして「スポーツ観光」を推進するため、平成23年に「スポーツツーリズム推進基本方針」を策定した。県においても、「スポーツアイランド沖縄」の実現を掲げ、スポーツツーリズムの聖地の確立に向けて国際大会の誘致や代表選手を招いたスポーツイベントの運営、その実行主体としてのスポーツコミッション沖縄の機能強化などをおこなっている。

本市においては、平成8年の「スポーツコンベンションシティ」宣言以来、県内最大規模の二つの運動公園が立地する恵まれた環境を活かし、プロ・アマを問わず様々なスポーツ大会や合宿等を積極的に受け入れるとともに、広島東洋カープの春季キャンプや本市をホームタウンとするFC琉球（Jリーグ）・琉球ゴールデンキングス（Bリーグ）、サブホームタウンとするパナソニックパンサーズ（Vリーグ）の公式戦、おきなわマラソンの開催などにより県内外から多くの観戦者や参加者が本市を来訪している。

沖縄アリーナの完成により、国際大会の開催が可能になることから、トップアスリートの滞在ができるよう地元観光関連事業者の連携強化やおもてなしの向上が求められている。

スポーツ合宿等の受入れについては、冬場における施設利用者の過多や施設利用の日程調整が課題となっており、また、スポーツ施設・宿泊施設の予約や、交通、医

療、飲食・レジャーなど、合宿受入に特化した受入体制の強化が求められている。

さらに、「FIBA バスケットボールワールドカップ2023」開催に向けた応援機運の醸成や受入体制の構築とともに、開催機会を活かしたスポーツツーリズムの高付加価値化を図っていく必要がある。

2 スポーツツーリズムの推進

スポーツ観戦客等について、イベント前後に中心市街地に立ち寄ることは多くなく、市内経済への波及効果の拡大が課題となっている。また、ツーリズム等の観光業のみならず、周辺産業も含め、スポーツと観光を融合した戦略を構築する必要がある。

3 モータースポーツの振興

「夢と活力をまちに与える“モータースポーツの聖地”～新たな滞在型観光・雇用の創出を実現するサーキット～」をメインコンセプトに掲げた本格的なモータースポーツの拠点となるサーキットの整備に向け、「KOZA MOTOR SPORT FESTIVAL」の開催やモータースポーツマルチフィールド沖縄を整備するなど、モータースポーツの認知度向上や普及促進に取り組んでいる。

さらなるモータースポーツの振興により、自動車関連産業の進出による雇用創出や沖縄観光における新たなコンテンツの確立につなげる必要がある。

参 考

スポーツ合宿者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
4,976人	6,640人	6,301人

KOZA MOTOR SPORT FESTIVAL 観客動員数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
39,000人	42,000人	42,000人

用語の解説

- ◆スポーツコンベンションシティ：スポーツに親しむ環境づくりや各種スポーツ団体の受入等、スポーツ交流による活気に満ちたまちづくりをめざすため、平成8年9月24日に、「スポーツコンベンションシティ」を宣言した。
- ◆スポーツツーリズム：プロスポーツの観戦者やスポーツイベントの参加者と開催地周辺の観光とを融合させ、交流人口の拡大や地域経済への波及効果などをめざす取り組み。
- ◆FIBA：国際バスケットボール連盟



施策03

観光環境の整備をすすめる

施策の方向

1 安全で快適な観光と滞在型観光に向けた基盤づくり

災害や感染症などの様々な脅威に対応する観光危機管理体制の構築やバリアフリー観光の推進に取り組むとともに、インターネット環境の安定的な確保や情報発信の多言語化、観光ガイドの養成、外国語ボランティアの育成など、外国人を含めた観光客の受入環境の整備やホスピタリティの醸成を図る。

観光客の市内における滞在時間の延長に向け、観光に関する統計データの収集・分析をはじめ、観光関連団体や周辺自治体との連携により、MICE や修学旅行、クルーズ船の受入を図るとともに、長期滞在が見込まれる映画やドラマ等のロケ地としての受入体制の強化などに取り組む。

2 東部海浜開発地区の価値を高める企業誘致の推進

スポーツコンベンション拠点の形成と観光リゾート地の形成を視野に、長期滞在観光地形成に向けた企業の選定に取り組むとともに、企業への土地利用に関する情報を発信するなど、開発地区の認知度向上や企業進出の機運を高める。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
沖縄市に訪れる県外客のうち、市内宿泊の割合	約 3 割 (31.6%)	約 4 割	令和元年度統計調査、携帯 GPS 調査より

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市観光振興基本計画（平成29～33年度）
- ・スポーツ医学機能誘致に関する可能性調査業務報告書（平成29年度）
- ・東部海浜開発地区企業誘致推進業務報告書（平成30年度）
- ・東部海浜開発地区長期滞在観光地形成調査業務報告書（令和元年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・観光振興事業
- ・KOZA フィルムオフィス事業
- ・観光基盤整備事業
- ・東部海浜開発地区企業誘致推進事業

現状と課題

1 安全で快適な観光と滞在型観光に向けた基盤づくり

世界的な流行となった新型コロナウイルス感染症や各地で発生する自然災害などにより、全国でこれまでとは異なる新たな観光のあり方を考える必要に迫られている。また、高齢者や障がい者、外国人観光客など、だれもが楽しめる観光地のあり方として「バリアフリー観光」の重要性が高まっており、各地で観光のバリアフリー化の推進が図られている。

本市においては、心のバリアフリーへの取り組みをはじめ、キャッシュレスへの対応や観光サービスの多言語対応が遅れていることから、市内の観光関連団体と連携しながら、おもてなしの質の向上を図る必要がある。

また、本市を訪れる観光客の特徴として、県内客は日帰りが9割、宿泊を伴う県外客の市内宿泊は3割程度となっており、その多くが1泊であることから、市内宿泊数の増加に向け、市内滞在時間を延ばす取り組みや市内の魅力創出、広域観光への取り組みが求められている。また、効果を検証するとともに、戦略を立てるための継続的な観光統計のあり方を確立し、市内観光関連団体と共有する必要がある。

近年、本市の特異な風景とともに、受入体制が整いつつあることから、映画やドラマ等のロケ地としての受入数が伸びている。長期のロケでの滞在は直接的な経済効果が高いことから、引き続き受入に向けた取り組みをすすめるとともに、地域と良好な関係を維持する取り組みが必要である。

2 東部海浜開発地区の価値を高める企業誘致の推進

本市は、東部海浜開発事業を一大プロジェクトとして推進してきた。本地区の開発コンセプトを「スポーツコンベンション拠点の形成」による「スポーツ」「健康・医療」「交流」とし、市域全体の活性化へとつなげることをめざして企業誘致をすすめている。

今後は、スポーツと健康・医療を軸とした長期滞在観光地の形成に向け、国内外の企業に対して情報発信・収集に取り組むとともに、本地区の価値の向上を図り、企業誘致を推進する必要がある。

用語の解説

◆ホスピタリティ：もてなし、歓待、厚遇。一般的には、人を温かく親切にもてなす心の意味で使われることが多い。





施策01

中心市街地と商業の活性化を図る

施策の方向

1 中心市街地のにぎわい創出

商業関連団体や観光関連団体、まちづくり関係団体等との連携により、エイサーや音楽、歴史等の地域資源を活かした取り組みをすすめるとともに、沖縄アリーナや沖縄こどもの国等の周辺施設との回遊性向上に取り組み、にぎわい創出による活性化を図る。

2 魅力的な商店街づくりと商業の振興

商店街等への新規出店や個店の魅力向上をはじめ、商店街等の主体的な取り組みや地域コミュニティの強化、キャッシュレス決済の導入などを促進する。

また、集客施設と連携した取り組みや商業組織の再構築・機能強化に向け、事業者を中心とするまちづくり会議の開催や人材の育成を支援するなど、商業の振興を図る。

施策の目標値

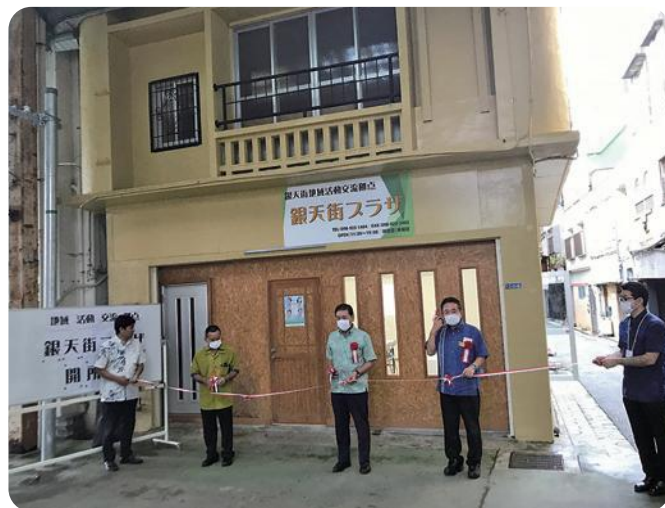
指 標	現状値	目標値	説 明
中心市街地歩行者通行量	6,729人／日	9,380人／日	中活計画目標値（8地点抜粋）
市内商店街等営業店舗率	88.7%	93.0%	

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市中心市街地活性化基本計画（平成28～令和2年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 沖縄市中心市街地活性化協議会補助金
- ・ 商店街活性化支援事業
- ・ 商店街等店舗改修工事支援事業



現状と課題

1 中心市街地のにぎわい創出

かつて本市の発展を支えてきた中心市街地のにぎわい再生を図るため、平成27年度に2期目となる「沖縄市中心市街地活性化基本計画」を策定し、官民一体となった取り組みをすすめている。「コザ文化の魅力を活かしたにぎわいづくり」「住む人目線で良好な生活ができるまちづくり」を基本方針に各種事業に取り組んでいるが、イベントの開催による観光との連携や商店街等での消費活動などの波及効果は、十分とは言えない。

また、「沖縄アリーナ」の供用開始による、消費喚起や雇用創出、観光振興など県経済への波及効果が期待される一方、本市を取り巻く商業環境や中心市街地においては引き続き厳しい状況が続いている。

今後は、民間が主体となった活性化策の検討を促進していく必要がある。

2 魅力的な商店街づくりと商業の振興

「平成28年商業統計調査」における本市の商業概況は、事業所数900事業所、従業者数6,700人、年間販売額136,933百万円となっており、前回（平成26年）の調査と比較すると、事業所数、従業者数、年間販売額のいずれも増加している。

一方で、沖縄県の「平成30年度買物動向調査」によると、ファッション衣料品や身の回り品の地元購買率が40%を下回っており、隣接するうるま市や北中城村の大型複合商業施設への買い物客の流出など、周辺の小売り競争の激化の影響が懸念される。

このような中、新規出店・既存店舗の支援による魅力ある店舗の創出や商店街におけるイベントの開催支援、誘客促進など、営業店舗数の増加や空き店舗の改善を図ってきた。近年、建物の老朽化や店主の高齢化などが課題となっていることから、店舗の改修や後継者の確保などに加え、持続可能な商業組織の構築が求められている。

また、イベント等の集客は増加傾向にあるものの、商店街等への回遊につながっていないことから、商店街の組織力強化および観光誘客施設との連携による集客を促進し、商店街活性化の仕組みづくりが必要となっている。

参 考

中心市街地歩行者通行量（イベントの無い休日）

平成29年	平成30年	令和元年
6,936／日	6,352／日	6,729／日

市内商店街等営業店舗率

平成29年	平成30年	令和元年
89.5%	90.2%	88.7%

用語の解説

◆沖縄市中心市街地活性化基本計画：中心市街地活性化を図るため基本計画を策定し、内閣総理大臣の認定を受け、官民連携のもと、都市機能の増進と経済活力の向上を図るための各種事業を総合的かつ一体的に推進している。





施策02

中小企業の振興と企業誘致に取り組む

施策の方向

1 中小企業の振興

「沖縄市中小企業振興基本条例」のもと、経営基盤の強化や販路拡大、事業者の育成・確保、新たな技術の導入による事業効率化や生産性向上の支援などにより、市内中小企業の競争力の維持・向上を図る。

また、産業振興に向けた取り組みを促進するとともに、災害等により経営が厳しくなった事業所に対し、継続的な支援を図る。

2 企業誘致の推進

国・県等関係機関と連携し、情報通信関連産業および観光関連産業を中心とした企業の誘致活動とともに、沖縄アリーナ等と連動した新たなヒト・情報の流れの創出により、市内産業の高度化・多様化を図る。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
市内事業所数	5,275	5,300	経済センサス調査より

主な事業や取り組み（策定時点）

・ 沖縄市商業活性化推進協議会補助金 ・ 沖縄商工会議所補助金 ・ 企業誘致推進事業



現状と課題

1 中小企業の振興

本市は、中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展に寄与するよう、平成23年度に「沖縄市中小企業振興基本条例」を制定し、企業や地域と一体となって地元中小企業の発展を促進し、雇用の創出や所得の向上など地域経済の活性化に向け取り組んでいる。

一方で小口資金融資事業について近年融資件数が減少していることから、中小企業者の動向を確認し、中小企業者・商店街関係者・行政等の連携により、地域の実情に応じた地元中小企業の振興および経営安定化、地域経済の活性化に取り組む必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、飲食店等を中心とした多数の事業所が厳しい経営状況を強いられている。

2 企業誘致の推進

本市では、「沖縄市企業誘致基本方針」において、情報通信関連産業および観光関連産業を重点対象業種として位置づけ、国・県等関係機関との連携による企業誘致活動を展開するとともに、中心市街地への事業所等の進出を支援するなど企業誘致に取り組んできた。

今後も、企業誘致セミナー等への参加による県内外の企業誘致の展開および社会状況に応じた企業ニーズなどをふまえた優遇制度の活用、ICTを活用したサテライトオフィスの誘致などに取り組む必要がある。

また、沖縄アリーナ等の新たな誘客施設の計画の進展による雇用の増加が見込まれており、各種施策の情報発信など市内および中心市街地における産業集積を推進する取り組みが求められている。

参 考

市内事業所数

平成24年	平成26年	平成28年
5,459	5,581	5,275

用語の解説

◆サテライトオフィス：勤務者が遠隔勤務をできるよう、企業本社や、官公庁・団体の本庁舎・本部から離れた所に設置されたオフィス。



施策03

ものづくり産業の振興を図る

施策の方向

1 工芸によるまちづくりの推進

国の伝統的工芸品である知花花織の生産性向上や担い手の育成をはじめ、コザ工芸館「ふんどう」の運営や沖縄市工芸フェアの開催を支援するとともに、関係団体や企業との連携のもと、工芸産業等が集積する活動拠点の創出に取り組み、工芸によるまちづくりを推進する。

2 新たな技術の活用とブランディング

ICT・IoT等の新たな技術の活用による商品開発や観光との連携の促進、沖縄市産業まつりの開催支援などにより、ものづくり産業の振興を図るとともに、市産品のPRにより、沖縄市ブランドの確立や販路の拡大を図る。

3 工業地域の活性化

中城湾港新港地区において、国や県、関係機関との連携により、沖縄本島中部の物流拠点として港湾機能の充実や取扱貨物量の増加を促進する。

工業・準工業地域において、製造業や物流業などの企業立地の推進を図るとともに、効率的な活用を促進する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
製造業事業所（4人以上）数	81	81	工業統計調査

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市工芸による街づくり基本計画（平成15年度）
- ・沖縄市地域ブランド計画（平成23年度）
- ・（仮称）沖縄市工芸の郷整備基本構想・基本計画（平成25年度）
- ・沖縄市ものづくり産業振興ビジョン策定業務（平成29年度）
- ・（仮称）沖縄市ものづくり物産振興館基本方針策定業務（平成30年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・工芸による街づくり事業
- ・沖縄市産業まつり実行委員会補助金
- ・物産振興事業
- ・中城湾港新港地区物流促進支援事業



現状と課題

1 工芸によるまちづくりの推進

本市の伝統工芸である知花花織は、平成20年に組合が設立された。沖縄市の支援事業等をととして、産業化への取り組みを強化し、組合員数や、生産量、新商品開発等の実績を伸ばすとともに、品質の向上を図っており、平成24年に国の伝統的工芸品として指定されている。

また、本市では知花花織を中心に多様な工芸産業が営まれており、工芸によるまちづくりの推進に向け、工芸フェアの開催とともに、平成19年に設置された市内工芸家の製品・商品を取り扱うコザ工芸館「ふんどう」の運営を支援している。

工芸の振興に向けては、担い手育成や生産体制の維持・確保、経営基盤の安定化、販路拡大などの支援が必要であり、特に知花花織については、国の伝統的工芸品指定を受けたことにより、伝統の継承とともに、生産体制の強化に向けた取り組みが求められている。

2 新たな技術の活用とブランディング

沖縄市産業まつりの開催を支援し、生産意欲の高揚と市産品に対する消費者意識の啓発を図るとともに、市内において製造・生産された商品等について、沖縄市地域ブランド認定制度（コザスター）および沖縄市地域ブランド選定制度（コザチョイス）におけるブランド化を図っている。

今後は、よりブランド力の高い商品・製品の創出とともに、市産品の認知度の向上および創出された商品の供給体制の確立を図る必要がある。

3 工業地域の活性化

中城湾港新港地区においては、貨物船等の定期就航を促進するため、輸送費用等を支援するとともに物流促進に関する調査などをおこなっており、今後は取扱貨物量増加を促進する取り組みが必要である。

また、東アジア・東南アジアの中心である沖縄県の中央に位置し、立地ポテンシャルの向上が見込まれる本市の内陸部準工業地域において、近隣の地域資源を活かした企業誘致に取り組み、沖縄市の特性を活かした産業振興を図る必要がある。

参 考

製造業事業所（4人以上）数（工業統計調査）

平成27年	平成28年	平成29年
84	85	81

沖縄市産業まつり来場者数および売上額

	来場者数	売上額
平成29年度	50,000人	12,906千円
平成30年度	35,000人	11,092千円
令和元年度	42,000人	11,228千円

沖縄市工芸フェア来場者数および売上額

	来場者数	売上額
平成29年度	19,000人	17,984千円
平成30年度	15,000人	14,865千円
令和元年度	中止	中止

用語の解説

- ◆ ICT：情報通信技術。コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報コミュニケーション技術のこと。
- ◆ IoT：コンピュータなどの情報・通信機器だけでなく、世の中に存在する様々な物体（モノ）に通信機能を持たせ、インターネットに接続したり相互に通信すること。
- ◆ 地域ブランド：地域発の商品・サービスのブランド化と、地域イメージのブランド化を結びつけ、好循環を生み出し、地域外の資金・人材を呼び込むという持続的な地域経済の活性化を図ること。



施策01

雇用の安定と創業支援の充実を図る

施策の方向

1 就労支援の充実

子育て世代や障がい者、高齢者等の様々な雇用ニーズに対するきめ細やかな支援に取り組むとともに、若年者の就業意識の向上や関係機関と連携した雇用のマッチング促進を図る。

また、情報通信産業等施設における雇用の促進を図るとともに、沖縄駐留軍離職者対策センターへの支援により、駐留軍離職者等の雇用・生活の安定に取り組む。

2 創業支援と ICT 人材の育成

地域金融機関や沖縄商工会議所など関係機関と連携し、創業者へのワンストップ相談や出店に関するマッチング支援など、創業者等の支援に取り組む。

ICT 人材の育成にかかるプログラミングスクールや各種講座などを開催するとともに、積極的な情報発信により、市内への産業集積を図る。

3 多様な働き方と就労環境づくりの支援

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた多様な働き方を促進するとともに、就業者の定着率の向上や正規雇用化に取り組む企業を支援する。

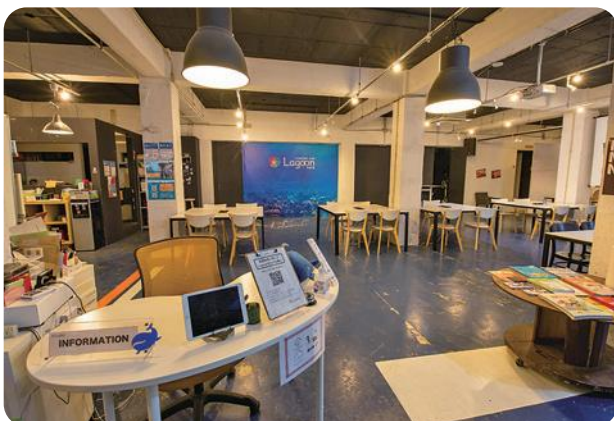
中小企業勤労者の福祉を増進する中小企業勤労者福祉サービスセンターの会員拡大への支援をおこなうとともに、中小企業退職金共済制度の普及等を支援し、中小企業従事者の福利厚生の実現を図る。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
支援による就職決定者数	272名／年	340名／年	
支援による創業起業数	12件／年	40件／年	

主な事業や取り組み（策定時点）

・就労等支援事業 ・創業・起業総合支援事業



現状と課題

1 就労支援の充実

沖縄県の完全失業率は、近年の観光需要の増加などによる県内景気の拡大を背景に改善傾向が続いていたが、総務省が発表した令和2年10月の完全失業率では、新型コロナウイルス感染症の影響により、全国平均の3.1%を上回る4.0%となっている。

本市の完全失業率についても改善傾向にあったものの、国や県の平均と比較すると依然高い状況にあり、特に10代～20代の若年者層が高くなっている。

大きく変化する県内の雇用情勢をふまえ、ハローワークや沖縄県が取り組む類似事業との連携のあり方など、市で取り組む効果的な雇用・就労支援、キャリア形成支援について整理する必要がある。

情報通信関連産業は、沖縄の距離的な不利性の克服や地理的な優位性を活かせる可能性の高い産業として、国の「沖縄振興特別措置法」および「沖縄振興基本方針」、県の「沖縄県21世紀ビジョン」および「沖縄県マルチメディアアイランド構想」等にもとづき振興がすすめられてきた。

本市においても、平成11年度に供用を開始した沖縄市テレワークセンターをはじめ、沖縄市ITワークプラザ、沖縄市雇用促進等施設（BC コザ）を整備し、情報通信関連産業における雇用の促進を図っている。

2 創業支援とICT人材の育成

地域における創業の促進を目的として、地域金融機関や沖縄商工会議所等との連携により、産業競争力強化法にもとづく創業支援事業計画を策定し、平成27年10月に国の認定を受け、平成29年度より、創業・起業支援の拠点施設を商店街内に設置し、支援相談をおこなうとともに、ニアショア拠点の形成や創業者の支援に取り組んでいる。

今後は、これまで取り組んできたICT人材の育成やニアショア拠点形成などに加えて、昨今の情報通信技術の進展による産業分野の多様化に伴い、ICTを活用した新たな産業への創業支援と人材の育成に取り組む必要がある。

3 多様な働き方と就労環境づくりの支援

今後、直面する「少子高齢化に伴う生産年齢の人口の減少」、「働く方々のニーズの多様化」などの課題に対応するためには、生産性の向上とともに、就業機会の拡大や意欲・能力を存分に発揮できる環境をつくることが重要である。そのためにも、テレワークの推進等による多様で柔軟な働き方を促進させるための取り組みが求められる。

また、近年、県内事業所でも人手不足や離職率の増加が深刻な状況であり、このような課題を解決するためには、充実した福利厚生制度を利用し、働きやすい職場環境のもと雇用の安定を図ることが重要である。そのためにも、職場環境向上のため、各種事業団体への支援が求められている。

参 考

支援による就職決定者数

平成29年	平成30年	令和元年
246名	261名	272名

支援による創業起業数

平成29年	平成30年	令和元年
18件	8件	12件

用語の解説

◆ニアショア：首都圏からソフト開発などの外注を受ける事業形態。

施策01

多様な産業と連携する持続可能な
農水産業を振興する

施策の方向

1 魅力ある農業の振興

農産物の安定生産やブランド化・6次産業化などに向けた他産業との交流・連携を支援するとともに、市産品や産地に対する市民の意識づけによる地産地消に取り組むなど、農産業と地域の活性化を促進する。

関係機関と連携して「人・農地プラン」の取り組みを推進し、次世代の担い手の育成を図るとともに、農業委員を中心とした話し合いによる地域農業の方向性をふまえ、農地の集積や新たな技術を活用した農業振興に取り組む。

2 優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化

優良種畜の導入や生産奨励補助などにより、家畜の改良・増産を促進し、畜産物のブランド化を推進する。

県や関係機関等と連携した畜産団体の活動支援により、畜産農家の経営力や飼養管理技術の向上を促進するとともに、悪臭の発生や家畜伝染病等のまん延防止に向けた飼養衛生環境の構築をすすめる。

3 持続可能な水産業の振興

沖縄市漁業協同組合等の関係機関との連携により、水産物の消費拡大促進や担い手の確保を図るとともに、魅力ある水産業を振興する。

持続可能な水産業の実現のため、水産資源の保全を図るとともに、漁船・漁具等の購入や収益性を高める取り組みを支援するなど、漁家経営の安定化を図る。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
認定農業者数	28経営体	33経営体	中心経営体の累計
家畜導入支援頭数	20頭	60頭	
浮漁礁設置数	4基	8基	

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄農業振興地域整備計画書（平成29年度）
- ・沖縄市農産業活性化計画（令和1～令和10年度）
- ・第三次沖縄市水産業振興基本計画（平成25～34年度）
- ・沖縄市酪農・肉用牛生産近代化計画書（平成28年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・農民研修センター周辺活性化事業 ・人・農地プラン推進事業 ・畜産共進会事業
- ・家畜伝染病予防助成事業 ・水産業振興対策事業

現状と課題

1 魅力ある農業の振興

農業を取り巻く国内環境は、平成30年12月の「環太平洋戦略的経済連携協定（TPP）」発効により、国際的な競争に晒されている。

本市においては、平成17年度に小ぎく、平成19年度にびわとマンゴーが、沖縄県の拠点産地認定を受けており、食用菊は県内唯一の生産地であるなど特色がみられる。農産物は、市場価格の変動や気象条件などに左右されるため安定生産・安定出荷に課題があるものの、特色を生かした取り組みとともに新たな展開を模索する必要がある。

また、農地の減少が課題となっていることから、農地の保全と遊休農地の有効活用とともに、新たな担い手や後継者を確保して農地利用を促進する必要がある。

2 優良畜産物の生産奨励と畜産経営の安定化

我が国の畜産業は、家畜伝染病による経営リスクが顕在化し、厳しさを増している。

本市においては、5つの畜産団地を中心に畜産振興を図っており、近年は子牛生産が堅調であるものの各団地施設の老朽化や後継者不在による廃業がみられるなど、引き続き経営の安定化を図る必要がある。このため、畜

産経営基盤の安定化に向け、優良種畜の導入や生産奨励等の支援をおこなうほか、畜産物の品質向上やブランド化を促進するため、畜産共進会や沖縄市産業まつり等様々な機会をとおして意識づけに努めている。

養豚については、令和2年1月に発生した豚熱により市内の3分の2にあたる7千頭余りの豚が被害に遭っていることから、早急な経営回復をめざして支援していく必要がある。

また、畜産環境について、畜産施設周辺の居住者や施設利用者の理解が得られるよう、畜産経営における飼養衛生環境の向上に不断の努力が求められている。

3 持続可能な水産業の振興

漁業においては、全国的に就業者の減少・高齢化等による生産力の低下が見られるとともに、魚介類の消費量も低下している。

本市においても漁業経営体数および漁獲量は減少傾向にあり、今後、新たな担い手や後継者の確保、生産環境の整備に向けた取り組みを講じるとともに、消費喚起や他産業との連携、収益性を高める基盤整備など支援の幅を広げる必要がある。

参 考

認定農業者数（累計）

平成29年	平成30年	令和元年
23	23	28

家畜導入支援頭数

平成29年	平成30年	令和元年
20頭	16頭	20頭

浮漁礁設置数

平成29年	平成30年	令和元年
4基	5基	4基

用語の解説

- ◆ 6次産業化：1次産業（農林漁業）、2次産業（製造業）、3次産業（小売業）の統合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取り組みのこと。
- ◆ 人・農地プラン：農業者が話し合いにもとづき、地域農業における中心経営体、地域における農業の将来のあり方などを明確化し、市町村により公表するもの。

都市像 5

環境と調和し
安心して住み続けられるまち

施策01

地球環境にやさしくきれいなまちを築く



施策の方向

1 自然環境と生活環境の保全

市民や自治会、企業等との連携による環境保全活動に取り組むとともに、水質汚濁、騒音・振動、臭気等の環境問題の未然防止に向け、環境調査・指導をおこなう。

また、環境学習や狂犬病予防等対策に取り組むとともに、北部地区については、良好な自然環境の保全や県との連携による適切な環境づくりをすすめる。

2 地球温暖化対策の推進

温室効果ガスの排出抑制に対する市民一人ひとりの行動意識を高めるとともに、省エネルギーや新エネルギーの普及を促進する。

また、公用車両へのエコカー導入や公共施設の節電機器更新など、温室効果ガス排出の抑制に取り組む。

3 循環型社会づくりの推進

市民・事業者・行政の協働による循環型社会の構築に向け、ごみ分別の周知・啓発活動や指導等をおこない、ごみの減量化や再資源化等を図るとともに、不法投棄の防止に向けた啓発活動やパトロール等をとおしてごみの適正な処理に取り組む。

また、倉浜衛生施設組合の熱回収施設およびリサイクルセンターの運営を支援する。

4 まちの美化活動の推進

地域における環境美化活動を推進するとともに、企業等によるボランティア清掃等を支援する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
一人1日当たりのごみ排出量	841.9g	800g	推計値として一般廃棄物処理基本計画に記載

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市環境基本計画（令和3～令和12年度）
- ・ 沖縄市一般廃棄物処理基本計画（平成28～令和7年度）
- ・ 沖縄市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）（令和3～令和12年度）
- ・ 沖縄市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（令和元～令和5年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 環境保全事業 ・ 北部地区環境調査事業
- ・ 狂犬病予防等対策費 ・ 温暖化対策推進事業
- ・ 生ごみ処理容器設置補助金 ・ ごみ袋指定事業
- ・ 清掃指導費 ・ 家庭ごみ収集事業
- ・ 倉浜衛生施設組合負担金（ごみ） ・ 塵芥収集事業（公共施設）
- ・ 倉浜衛生施設組合負担金（し尿） ・ 街の美化推進事業



現状と課題

1 自然環境と生活環境の保全

国においては、持続可能な社会の形成に向けた温室効果ガス排出の抑制やリサイクル率の向上による資源の有効利用などが一定の成果をもたらしているものの、地球規模における温暖化の進行や天然資源の減少などがますます深刻化していることから、低炭素社会や循環型社会の構築に向けた取り組みの強化が必要とされている。

本市においては、だれもが訪れたいくなるきれいなまちをめざし、市民・事業者等との協働により「沖縄市環境基本計画」における施策を推進している。また、本市の北部地区においては、緑地や河川など豊かな自然環境を有する一方、産業廃棄物処理施設の集積や不法投棄、悪臭など、環境悪化が懸念されており、地域住民から環境調査や不法投棄監視等が強く求められている。引き続き、県主導のもと、ごみ山の改善に向けて取り組んでいく必要がある。さらに、関係法令にもとづき、臭気、水質汚濁、騒音・振動等の調査や指導を引き続きおこなうとともに、狂犬病予防接種の啓発、野犬捕獲、犬・猫などのペットの飼い主等に対する適正飼育に関する取り組みなどを実施し、安全で衛生的な生活環境の確保に努める必要がある。また、環境に対する理解を促進するため、継続的に出前講座を自治会や学校等にて開催していく必要がある。

2 地球温暖化対策の推進

2015年に合意された「パリ協定」をふまえ、国においては、温室効果ガスを令和12年度までに平成25年度比で26%削減することを目標としており、持続可能な社会形成をめざし、温室効果ガスの抑制など低炭素社会の構築に向けた取り組みの強化が求められている。また、2015年9月に開催された国連サミットにおいては、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標としてSDGsを掲げている。

本市は、住宅への太陽光発電システムやCO₂冷媒ヒート

ポンプ給湯器（エコキュート）の設置を支援している。今後、国の動向を注視しつつ、節電やエコドライブ等を普及するとともに、エネルギー利用の見直しや再生可能エネルギーの活用促進などの新たな取り組みを検討する必要がある。

3 循環型社会づくりの推進

国は、循環型社会の構築に向け、3R推進に取り組むとともに、令和2年3月に「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を策定し、消費者や事業者等に対する食品ロスに関する理解を深めるための啓発（ドギーバッグの普及）等をおこなっている。

本市は、「沖縄市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、一般廃棄物の処理について、市民や団体・組織、事業者、行政が一体となり、循環型社会の形成を推進してきた。ごみの排出抑制や減量化を図るため、沖縄市クリーン指導員を配置し、地域におけるごみの適正な排出やごみの減量・資源化の促進および指導をおこなうとともに、指定ごみ袋の料金改定や生ごみ処理器機等の普及等に取り組んでいる。家庭ごみの発生抑制や生ごみ処理器機等の補助実績向上に向けた周知・啓発等の見直しをおこなうとともに、不法投棄の抑止および防止のため、看板の提供やパトロールの強化を図る必要がある。クリーン指導員については、高齢化やなり手が少ないため、人材確保が課題となっている。

4 まちの美化活動の推進

市民のごみに対する意識高揚等を図るため、平成8年より、毎年11月の第2日曜日に、学校や自治会と連携して「クリーンデー in 沖縄市」を開催するとともに、自治会が自主的に開催する美化活動を促進している。近年、参加者数は増加傾向にあるものの、さらなる環境美化意識の向上に向け、今後も継続的に実施する必要がある。

参 考

一人1日当たりのごみ排出量

平成29年度	平成30年度	令和元年度
831.4g	849.4g	841.9g

用語の解説

◆3R（さんあーる又はスリーアール）：廃棄物処理とリサイクルにおける優先順位を表わす言葉の頭文字を取った造語でReduce（リデュース：廃棄物の発生抑制）、Reuse（リユース：再使用）、Recycle（リサイクル：再資源化）を指す。

施策01

強さとしなやかさを備えたまちを築く



施策の方向

1 防災・減災対策の推進

「沖縄市地域防災計画」および「沖縄市国土強靱化地域計画」にもとづき、防災訓練の充実や物資・資機材等の備蓄整備、民間団体等との応援協定の締結をすすめるとともに、津波等災害時における避難体制の構築を図り、事前防災・減災の対策を推進する。

2 地域防災力の向上

自治会等による自主防災組織の結成を促進するとともに、地域による防災訓練の継続的な実施を支援する。

また、防災知識等の普及啓発をおこなうなど、地域の防災力向上に取り組む。

3 避難行動要支援者や災害を受けた市民への支援

地域や自治会、関係団体等との連携のもと、避難行動要支援者の把握や個別計画書の作成等をおこなうとともに、実効性のある避難支援体制づくりに取り組む。

また、災害を受けた市民に対する見舞金等の支給や一時避難の受入れ等により、災害等による生活不安や負担の軽減を図る。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
自主防災組織結成数	28団体	46団体	
自主防災組織の防災訓練等実施率	61%	100%	年1回以上の訓練・啓発活動の実施

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市地域防災計画（令和元年度）
- ・ 沖縄市国土強靱化地域計画（令和2年度）
- ・ 沖縄市災害要援護者避難支援計画（平成22年度）
- ・ 沖縄市避難行動要支援者避難支援計画（改訂版）（平成31年～）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 地域防災対策事業
- ・ 災害対策費
- ・ 避難行動要支援者避難支援事業
- ・ 災害弔慰金等負担金
- ・ 災害見舞事業



現 状 と 課 題

1 防災・減災対策の推進

国は、これまで日本の地理的、地質的特徴から度重なる大規模自然災害により様々な被害がもたらされてきたことを受け、とにかく人命を守り、経済社会への被害が致命的なものにならず、迅速に回復する「強さとしなやかさ」を備えるため、国土強靱化に関する指針となる「国土強靱化基本計画」を平成26年度に策定している。

県は「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」にもとづき、「沖縄県国土強靱化地域計画」を策定し、「沖縄県21世紀ビジョン基本計画」と整合性を図りながら防災施策を推進している。また、地域の災害対策に関する事項を定め、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図るとともに、防災に万全を期することを目的とした「沖縄県地域防災計画」を平成29年度に修正している。

本市は、令和元年度に「沖縄市地域防災計画」を修正し、令和2年度に「沖縄市国土強靱化地域計画」を策定しており、両計画にもとづき、迅速な復旧体制の強化に向け、民間団体等との応援協定による体制確保など、防災・減災対策の推進を図る必要がある。

災害時における食糧等の備蓄に努めるとともに、東部地区での津波発災時に市民や観光客、外国人等が安全に避難できるよう、津波避難体制の構築を図る必要がある。

また、災害時緊急避難通路を活用した防災訓練の実施など、より地域の特性をふまえた防災訓練に取り組む必要がある。

2 地域防災力の向上

本市は、「沖縄市地域防災計画」にもとづき、地域が主体となって防災体制等を確立・活動するために重要な役割を担う「自主防災組織」の結成を促進している。全自治会において結成できるよう引き続き結成を促すとともに、結成された組織が継続的な活動を実施するための支援をおこなう必要がある。

また、「自分の身は自分で守る」という自助の考えをふまえ、一人ひとりが災害を意識し、自ら取り組みをおこなっていただけるよう、防災知識の普及啓発に取り組む必要がある。

3 避難行動要支援者や災害を受けた市民への支援

本市は、「沖縄市避難行動要支援者避難支援計画 改訂版（平成31年3月）」を策定している。令和2年度より沖縄市社会福祉協議会へ避難行動要支援者避難支援事業を委託し、地域ぐるみの支援ネットワーク構築や平常時から避難行動要支援者に関する情報の把握、個別計画書の作成、避難誘導等の避難支援体制の整備に取り組んでいる。また、要支援者に対し、十分な事業の趣旨普及を図る必要がある。

災害時の一時避難の受入れや、災害等を受けた市民に対する見舞金等を支給することにより、社会福祉の増進を図っている。大規模災害時には支給対象者が増加し、事務手続きや支給遅延の可能性もあることから、平時より事務の効率化を図っておく必要がある。

参 考

自主防災組織結成数（累計）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
全組織数	24	26	28
内自治会組織数	17	18	19

自主防災組織の防災訓練等実施率（年1回以上の実施率）

	平成29年度	平成30年度	令和元年度
訓練等実施組織数	21	19	17
訓練等実施率	88%	73%	61%

用語の解説

- ◆自主防災組織：自ら災害に備えるため、地域住民による任意の防災組織のこと。
- ◆避難行動要支援者：高齢者、障がい者、乳幼児、その他特に配慮を要するもの（要配慮者）のうち、災害が発生、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑・迅速な避難の確保を図るために特に支援を要するもの。



施策02

消防・救急・救助体制を強化する

施策の方向

1 多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応

消防・救急・救助車両および資機材、高機能消防指令システムの計画的な更新や消火栓など消防水利の確保に努めるとともに、広域連携体制の充実に向けて取り組む。

また、地域防災の担い手である消防団員の確保に努めるとともに、機能別消防団員制度にもとづき、避難行動要支援者への支援体制の充実に図り、地域の防災力向上に取り組む。

2 火災予防対策の推進

自治会と連携した住宅用火災警報器の設置促進および消防団・女性防火クラブと連携した火災予防の普及啓発活動に取り組む。

また、消防用設備等点検報告制度にもとづく防火対象物等の立入検査を実施し、違反防火対象物の対策をすすめる。

3 地域・企業等と連携した救護体制の拡充

コンビニエンスストアへの AED 設置や計画的な更新に取り組むとともに、救命講習会を開催し、応急手当のできる人材の育成を図るなど、市民の自主救護能力の向上に向けて取り組む。

また、救急ステーション認定事業所の増加に向けた取り組みをすすめる。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
現場到着時間	- 20%	- 20%	全国平均との差
救急ステーション認定事業所数	3 か所	20 か所	認定事業所の制定目標を20か所へ
救命講習会受講者数	38,051人	58,100人	平成23年度からの累計

主な事業や取り組み（策定時点）

・ 消防活動費 ・ 消防団活動費 ・ 消防車両購入事業 ・ 救命処置普及強化事業、沖縄市女性防火クラブ補助金



現 状 と 課 題

1 多様化する災害・事故への迅速かつ的確な対応

本市は、消防・救急・救助体制の構築を図るため、消防本部を拠点に西部地区と東部地区の2か所に出張所を設けるとともに、平成28年に高機能指令センターを整備し、事故・自然災害等から市民の生命および身体、財産を保護する活動に取り組んでいる。

今後は大規模災害等に備え、計画的に消防・救急・救助車両および資機材、高機能指令システムの更新をおこなうとともに、消火栓などの消防水利の確保に努める必要がある。また、地域防災の担い手である消防団員の確保に向けた取り組みや女性・若年層への普及活動による活動参加に向けた取り組みをおこなうとともに、機能別消防団員制度にもとづき、障がい者・高齢者などの避難行動要支援者への支援体制の充実を図る必要がある。

地域の防災力向上を図る消防広域化について、平成30年の「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正により、広域化の推進期限が令和6年まで延長されたことを受け、県は沖縄県域1ブロックにとらわれず、近隣または圏域ベースとした段階的な広域化や業務の連携・協力などを含めた「消防広域化推進計画」の見直しをおこなった。今後は、消防の広域化および消防事務の連携・協力に向けた協議が必要である。

2 火災予防対策の推進

国は、消防法より、火災発生の予防や被害を最小限に抑えることを目的として、年2回（春・秋）の全国火災

予防運動の実施や消防用設備等点検報告制度の導入等、火災予防対策に取り組んでいる。また、消防法令に関する重大な違反のある防火対象物については、利用者等の防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図ることを目的に違反防火対象物を公表することとしている。

本市は、火災予防運動の実施や消防用設備等点検報告制度にもとづく防火対象物および危険物施設の立入検査等を実施している。また、火災予防対策の一環として、女性防火クラブの組織拡充を促進するとともに、消防団・女性防火クラブと連携して火災予防に関する知識等の普及啓発活動に取り組んでいる。

今後も、住宅用火災警報器の設置促進および違反防火対象物の是正に向け、関係者への理解を求めていく必要がある。

3 地域・企業等と連携した救護体制の拡充

AEDは、平成16年度に一般市民にも使用が認められて以降、全国的に学校や公共施設、商業施設等を中心に急速に設置されている。本市では、公共施設や自治会、コンビニエンスストアにAEDを設置している。また、施設の管理者や市民がAEDの正しい知識・技術を習得できるように応急手当講習会を開催している。今後もコンビニエンスストアAEDの計画的な管理運営を継続するとともに、救急ステーション制度の認知度を高め、認定事業所を増やし、救護体制の強化を図る必要がある。

参 考

現場到着時間（年統計）

	平成29年	平成30年	令和元年
全 国	8.6分	8.7分	8.6分
沖縄市	6.9分	7.1分	7.2分

救急ステーション認定事業所数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
0 か所	3 か所	0 か所

救命講習会受講者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
5,121人	5,949人	3,042人

用語の解説

- ◆ AED（自動体外式除細動器）：突然正常に拍動できなくなった心停止状態等において機器が自動的に解析をおこない、必要に応じて電気ショック（除細動）を与え、心臓を正常なリズムに戻すための医療機器。
- ◆ 救急ステーション認定制度：多くの人が入り出する旅館、ホテル、店舗や事業所などにおいて、AEDが設置され、営業時間内に救命講習修了者が常時駐在し、救急隊が到着するまでの間、救護活動等により救命率向上につなげる体制を推進するための認定制度。



施策03

防犯対策を推進し安全・安心なまちを築く

施策の方向

1 地域における防犯体制の充実

地域、自治会、沖縄地区防犯協会・地域パトロール隊等と連携して防犯パトロールや防犯に関する啓発活動、「ちゅらさん運動」の推進、不審者情報等の発信をおこなうとともに、自主防犯組織や自主防犯ボランティア等の結成を促進する。

また、暴力団排除に対する市民運動を積極的に支援するとともに、薬物乱用防止等への普及啓発を図り、市民総ぐるみによる犯罪のないまちづくりを推進する。

2 防犯環境づくりの推進

夜間における市民の安全確保に向け、一戸一灯運動や保安灯の設置等を推進するとともに、家庭や地域、学校、警察、各種団体等と連携による地域の防犯環境整備をすすめる。

3 消費者被害防止対策の推進

相談員の資質向上を図るなど、消費生活相談機能を強化する。

また、消費者教育や消費者月間等における意識啓発および情報提供をおこなうとともに、地域と一体となった効果的な消費者情報の発信等に取り組む。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
刑法犯認知件数	1,774件	1,500件	

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 防犯対策費
- ・ 暴力団壊滅沖縄市民対策会議補助金
- ・ 保安灯設置事業
- ・ 保安灯電気料金補助金
- ・ 消費者行政推進事業



現 状 と 課 題

1 地域における防犯体制の充実

県では、犯罪の抑制やすべての人が安全・安心に暮らせる地域社会を実現するため、平成16年4月に「ちゅらうちなー安全なまちづくり条例」の施行や、「ちゅらうちなー安全なまちづくり推進会議」をはじめ、県内14地区の首長を長とする「各地区安全なまちづくり推進協議会」を設置し、「ちゅらさん運動」を推進している。

本市は、地域安全推進協議会を設置し、地域の安全を確保するとともに、ちゅらさん運動の一環として、青色回転灯による防犯パトロールを実施している。また、市ホームページやメールなどを活用し、不審者情報や犯罪発生状況等を発信するなど、防犯情報の周知に努めている。より安全・安心なまちづくりのために、地域で自主的に防犯活動に取り組んでいる組織（自主防犯組織等）の増加や活動促進に向けて取り組む必要がある。

市民の生命と財産を守り、人に優しい平和で明るいまちをつくるため、本市は暴力団壊滅沖縄市民対策会議を設置している。現在、県内の指定暴力団の活動が沈静化しつつあるものの、暴力団の今後の展開に備えるため、継続して暴力団排除の意識啓発に取り組んでいく必要がある。

2 防犯環境づくりの推進

夜間における防犯や市民の安全確保に向けた環境づくりのため、本市は保安灯および防犯カメラを設置している。保安灯の設置や修理等をおこない、市民の安全で快適な生活環境の確保に努めるとともに、自治会の保安灯電気料を支援している。保安灯については、自治会の要望もふまえて、必要性や優先度を考慮した計画的な設置が求められている。防犯カメラの設置や管理については、地域住民のプライバシーに対し、最大限に配慮した慎重な取り扱いが求められている。

3 消費者被害防止対策の推進

国は令和2年3月に「第4期消費者基本計画」を策定するとともに、消費者ホットラインを設置し、消費者相談窓口の案内をおこなっている。近年、インターネットやスマートフォン、SNSが急速に普及しており、消費者トラブルの複雑化・高度化がすすんでいる事に加え、令和4年4月から、民法上の成年年齢が20歳から18歳に引き下げられることにより、未成年者取消権を行使することができなくなることを受け、若年者の消費者トラブルの未然防止に向けた取り組みが急務となっている。

本市では、消費生活センターを設置し、消費生活に関する相談・要望・苦情等への対応や、出前講座「消費者トラブルについて」などで、市内の高校生に対する消費者教育をおこなっている。近年、ICTの進展による消費者トラブルの複雑化・高度化がすすんでおり、的確に相談に応じるため、相談員のスキルアップを図るとともに、幅広い世代への消費者教育に取り組む必要がある。また、キャッシュレス化の普及を見据え、多重債務等を含めたトラブルを未然に防ぐため、カード利用の危険性などについて啓発していくとともに、消費者被害の未然防止等に向けた庁内連携体制の構築・強化を図る必要がある。

参 考

刑法犯認知件数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,585件	1,477件	1,774件

用語の解説

- ◆ちゅらさん運動：沖縄県、沖縄県警察、市町村、ボランティアや県民が総ぐるみでおこなう防犯のための運動。通学路、公園等の安全・安心な環境整備を推進する「ちゅらまちづくり」、県の将来を担う子供達の健全育成を図る「ちゅらひとづくり」、地域の連帯と自主防犯活動の活性化を促進する「ちゅらゆいづくり」の3つのちゅらづくりをいう。
- ◆消費生活：商品、役務を購入し、それを使用・利用することによって生存を維持し活動すること。



施策04

地域とともに交通安全対策をすすめる

施策の方向

1 交通安全教育・運動の推進

地域や警察等と連携し、交通安全への意識啓発や交通道德の普及・高揚を図るとともに、飲酒運転や暴走行為、危険運転等を防止する運動を強化し、交通安全の実現に向けて取り組む。

2 交通安全の確保

小中学校や地域、公安委員会等と連携し、市内小学校区を中心にスクールゾーン等を設置するとともに、こどもや高齢者、障がい者などの安全性に配慮し、道路状況に応じた適切な交通安全施設を整備する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
交通事故発生件数	460件	300件	

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市交通安全計画（令和3～令和7年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 交通安全指導費
- ・ スクールゾーン等設置事業
- ・ 交通安全施設整備事業
- ・ 交通安全対策特別交付金事業



現 状 と 課 題

1 交通安全教育・運動の推進

国は、交通事故防止の徹底を図るため、毎年4月と9月の各1日を「交通事故死ゼロを目指す日」と設定し、全国一斉交通安全運動を展開するとともに飲酒運転根絶に向けた取り組みをおこなっている。

県においても、飲酒運転のない安全で安心な県民生活の実現をめざす、「沖縄県飲酒運転根絶推進計画（平成29年）」を策定するなど、飲酒運転根絶に向けて総合的に施策を推進している。本市は、交通安全対策基本法にもとづき、沖縄市交通安全対策会議を設置し、沖縄市交通安全計画を策定するとともに、高齢者や児童生徒等の歩行者の交通事故を防止するため、朝夕の登下校時における交通安全指導員による交通安全指導、小学生への交通安全教育啓発用品の配布や警察・関係機関と協力して交通安全教室を開催している。

交通死亡事故の特徴として、高齢者・歩行者の死亡者数や飲酒運転に絡む事故が多いことから、歩行者の視点に立った交通安全対策の強化を図る必要がある。

2 交通安全の確保

本市は、交通安全対策として、交通事故が多発している道路や安全確保を要する道路、学校周辺等にカーブミラーやガードレール、道路照明灯などの交通安全施設の整備を推進している。また、生活道路の交通安全対策については、効果的に事業を実施するため、公安委員会等と連携を図りながら、速度抑制や通過交通の進入抑制等に取り組む必要がある。

参 考

交通事故発生件数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
538件	452件	460件

用語の解説

- ◆交通道德：交通機関を利用する者が守るべき道德。
- ◆スクールゾーン：幼稚園・小学校の通学路指定区域。
- ◆交通安全施設：交通の安全と円滑、交通公害の防止等をめざして整備する、安全柵、反射鏡（カーブミラー）、道路照明灯など。





施策01

地域の特性を活かした快適な都市を形成する

施策の方向

1 適正かつ計画的な市土の形成

人口減少や少子高齢化など社会構造の変化に的確に対応した合理的な土地利用を図るため、適宜用途地域の見直し等を検討するとともに、低・未利用地の有効活用に向けた取り組みを促進する。

また、用途地域の指定のない区域においては、無秩序な市街化を抑制するため、特定用途制限地域の指定など、農業振興地域との整合を図りながら地域の実情に応じた土地利用の検討をおこなう。

2 魅力ある景観の創出と緑のネットワーク構築

「沖縄市景観計画」にもとづき、地域の特性に応じた景観資源を保全・活用するとともに、情報提供や技術的な支援をおこなうことにより、市民や事業者等の主体的な取り組みを促進し、地域への愛着と誇りを醸成する景観まちづくりをすすめる。

また、「沖縄市緑の基本計画」にもとづき、都市における緑地や水辺の保全により、良好な都市環境の形成を図る。

3 基地跡地の計画的な土地利用の促進

キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区については、基地の返還時期を見据え、周辺地域の開発による環境の変化や地域の特性をふまえた土地利用計画素案の見直しをおこなう。

また、円滑な跡地利用に向けて説明会をおこなうなど、土地利用の主体となる地権者の意識醸成に取り組む。

4 墓地対策の推進と火葬場の確保

「沖縄市墓地等に関する基本方針」にもとづく円滑な墓地行政に取り組み、可能な限りの集約化や適正地への誘導をすすめる。火葬場については、「沖縄市火葬場基本構想」をふまえ、整備に向けた検討をすすめる。

5 快適な公共施設等の整備・促進

ユニバーサルデザインのまちづくりをめざし、公共施設および公共性の高い民間施設のバリアフリー化について協議・適合判定に取り組むとともに、バリアフリー基本構想の策定に向けて取り組みをすすめる。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
土地利用に関する都市計画決定・変更の件数	—	2 件	
景観計画の届出の基準適合割合	20%	30%	
跡地利用の地権者意向確認割合	—	70%	
沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備事前協議	8 件／年	30件／年	市要綱の事前協議件数を、県条例の事前協議件数と同水準に増加

関連する部門別計画や指針など

- ・第 5 次沖縄市国土利用計画（令和元～令和10年度） ・沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度）
- ・沖縄市景観計画（平成25～令和 7 年度） ・沖縄市緑の基本計画（平成12年度）
- ・沖縄市火葬場基本構想 ・沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱（平成 5 年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・都市計画決定等推進事業 ・沖縄市景観まちづくり事業 ・基地返還跡地利用計画事業
- ・特定駐留軍用地内土地取得事業 ・霊園管理費 ・墓地等対策事業

現 状 と 課 題

1 適正かつ計画的な市土の形成

用途地域内については、指定された用途地域と利用実態が乖離した「用途乖離地区」および住居系用途地域における低・未利用地の有効活用のため、効果的な土地利用を検討する必要がある。用途地域の指定のない区域については、農地転用を経た無秩序な市街化の進行により、建物用途の混在という課題がある。今後の都市形成については、将来的な人口減少を見据え「持続可能な都市経営」という視点のもと、計画的な居住エリアの選定と都市機能の誘導およびインフラの効果的な整備と適切な維持管理、官民連携の検討が必要である。

2 魅力ある景観の創出と緑のネットワーク構築

本市は、景観法にもとづき、市民共通の財産である良好な景観を守り、育み、次世代へ引き継ぐことを目的として、平成25年度に「沖縄市景観条例」を制定した。同条例にもとづき、届出対象となる行為等については、継続して景観形成基準への適合を誘導するとともに、市民や事業者等との協働による、愛着と誇りを醸成する景観まちづくりに取り組む必要がある。また、平成12年度に「沖縄市緑の基本計画」を策定し、緑地の保全や公共施設および民有地の緑化を推進してきた。今後も、緑地の保全など豊かな地域づくりに取り組み、良好な都市環境の形成を図る必要がある。

3 基地跡地の計画的な土地利用の促進

国は、平成25年の「沖縄における在日米軍施設・区域に関する統合計画」において、キャンプ瑞慶覧ロウワー・プラザ住宅地区の返還を令和6年もしくはその後返還することを公表した。本市は、平成23年に北中城村と合同でキャンプ瑞慶覧返還地区等の土地利用計画素案を作成しているが、作成から約10年が経過し周辺地域の環境が急速に変化している。今後は、地権者組織の活

動再開に向けて機運を高める取り組みや、本市の南の玄関口として様々な機能を見据え、周辺環境との調和と地域特性に配慮した土地利用計画素案の見直しが必要である。

4 墓地対策の推進と火葬場の確保

本県においては、古くからの慣習により、個人で墓を所有することが例外的に認められてきた経緯がある。平成22年度に策定した「沖縄市墓地等に関する基本方針」において、既存墓地や墓地需要、個人墓地設置への対応を推進するとともに、墓地の無秩序な建設の抑制や可能な限りの集約化、適正地への誘導を図っている。墓地の集約化をすすめるためにも誘導先となる公共霊園が必要だが、空きがなく、第3次霊園整備について調査・研究をすすめる必要がある。また、火葬場建設については、整備に向けた取り組みをすすめる必要がある。

5 快適な公共施設等の整備・促進

本市は、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」および「沖縄県福祉のまちづくり条例」、「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」にもとづき、建築計画のバリアフリー化について協議・適合判定をおこなっている。協議・適合判定にあたっては、適合義務が課せられる法および条例のほか、努力義務である要綱にもとづく協議が求められており、整備項目などの手続きにおいて重複する部分がある。今後は、「沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱」を改正し、「沖縄県福祉のまちづくり条例」との関係について、整備基準の点検・更新および事務手続きの合理化を図り、公共施設および公共性の高い民間施設のバリアフリー化をすすめる必要がある。また、公共公益施設等の個々の施設のバリアフリー化だけではなく、面的・一体的なバリアフリー化に取り組む必要がある。

参 考

景観計画の届出の基準適合割合

平成29年度	平成30年度	令和元年度
—	17%	25%

バリアフリー化事前協議件数

	平成29年	平成30年	令和元年
沖縄県福祉のまちづくり条例	35件	39件	16件
沖縄市人にやさしいまちづくり環境整備要綱	8件	12件	5件

用語の解説

- ◆用途地域：都市計画法で区域を定め、用途の規制・誘導を目的とした土地利用の制限。第一種低層住居専用地域など13種類があり、建築基準法により規制をおこなう。
- ◆特定用途制限地域：用途地域が定められていない土地の区域内において、良好な環境の形成等をおこなうために定める。例として居住環境や公共施設に大きな負荷を発生させる建築物などを制限対象として定める。
- ◆ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方。

施策02

市街地の機能向上を図る



施策の方向

1 中心市街地の都市機能向上とまちなか定住促進

中心市街地については、まちなか定住促進に取り組むとともに、中の町地区および安慶田地区等の狭小道路、行き止まりなどの密集した既成市街地の防災性向上に向け、まちづくり推進協議会等と連携して区画整理事業を推進する。

2 美里第二土地区画整理事業の早期整備完了

美里第二地区の土地区画整理事業については、換地計画・処分・登記・清算事務等を推進し、早期の事業完了に向けて取り組む。

3 わかりやすい住居表示の推進

住居表示の未実施地区については、地域住民の合意形成を図りながら、市民や来訪者等がわかりやすい住居表示の整備を推進する。

施策の目標値

指標	現状値	目標値	説明
中の町地区土地区画整理事業進捗率	1.6%	20%	
安慶田地区土地区画整理事業進捗率	19.7%	42%	
美里第二土地区画整理事業進捗率	96.9%	100%	

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度）
- ・ 中部広域都市計画事業中の町地区土地区画整理事業事業計画書（平成27～令和6年度）
- ・ 中部広域都市計画事業安慶田地区土地区画整理事業事業計画書（第3回変更）（平成21～令和5年度）
- ・ 中部広域都市計画事業美里第二土地区画整理事業事業計画書（第7回変更）（昭和58～令和6年度）
- ・ 沖縄市中心市街地活性化基本計画（平成28～令和2年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 中の町地区土地区画整理事業 ・ 安慶田地区土地区画整理事業 ・ 中心市街地活性化事業
- ・ 美里第二土地区画整理事業 ・ 住居表示事業



現状と課題

1 中心市街地の都市機能向上とまちなか定住促進

国は、昭和29年に、まちを再構築する制度として、道路、公園等の公共施設の整備・改善と宅地の利用を増進し、健全な市街地の造成を図ることを目的として、「土地区画整理法」を制定した。

中の町地区は、広大な嘉手納基地を背景に多くの人が集まり、都市が急速に形成されたため、計画的な都市基盤の整備ができず、幅員4m未満の道路が多いなど、過密な市街地となっている。平成27年度に事業認可を得て、「にぎわい創出と定住促進に向けた身の丈のまちづくり」を基本方針とし、土地区画整理事業に着手している。事業を円滑にすすめるため、県道取り付けに係る県との調整や仮換地指定に向けた権利者の合意形成に取り組む必要がある。また、地域主体のまちづくりがすすむよう地域や地権者等に対して説明会をおこない、土地利用に関しての意識高揚を図る必要がある。

安慶田地区は、建築物の老朽化、行止り・狭小道路等が多く、災害時の防災面や老朽化した建物の建替えなど課題を抱えた密集した既成市街地となっている。平成21年度に土地区画整理事業の事業認可を得て、「快適かつ安全・安心なまちづくり」の実現に向けて事業に取り組んでいる。本地区においては、複雑な権利関係が混在する既成市街地となっており、地区内住民の生活を維持しながら並行して事業を推進する特徴を有している。事業を円滑にすすめるため、まちづくり推進協議会等と連携し、施設整備や物件補償など権利者の合意形成を図る必要がある。

「沖縄市中心市街地活性化基本計画」にもとづき、平成28年度より、まちなかの定住促進を目的として、中心市街地における老朽化した住宅除去費用を助成しているが、中心市街地の人口はいまだ減少傾向にあることから、引き続き中心市街地への定住促進に向けた取り組みが必要である。

2 美里第二地区土地区画整理事業の早期整備完了

美里第二地区は、都市基盤の整備が遅れ、農地と宅地の混在など有効な土地利用が図られていないことから、無秩序な宅地開発等がすすみ、スプロール現象が懸念された。

本地区は、昭和58年度から、市内の既成市街地における住宅の密集化を解消し、良好な居住環境の創出を図るため土地区画整理事業に取り組んでおり、令和元年度末において進捗率は約97%となっている。

早期の事業完了に向け、境界の確定や増大した権利者等の整理、換地処分に伴う清算業務を円滑かつ効率的におこなう必要がある。

3 わかりやすい住居表示の推進

本市では、昭和54年から住居表示の整備に取り組んでおり、実施区域における整備率は9割を超える。今後は、全域整備に向け地域住民の合意形成を図りながら、市民や来訪者等にわかりやすい住居表示の整備に取り組むとともに、整備済み区域における街区表示板等の適正管理をおこなう必要がある。

参 考

中の町地区土地区画整理事業進捗率

平成29年度	平成30年度	令和元年度
0.7%	1.1%	1.6%

美里第二土地区画整理事業進捗率

平成29年度	平成30年度	令和元年度
95.1%	95.9%	96.9%

安慶田地区土地区画整理事業進捗率

平成29年度	平成30年度	令和元年度
15.4%	18.4%	19.7%

用語の解説

◆スプロール現象：郊外に向かって市街地が拡大する際に無秩序な開発がおこなわれること。計画的な道路などが形成されず、虫食い状態に宅地化がすすむことが問題視されている。



施策03

東部海浜開発事業を推進する

施策の方向

1 埋立事業の早期整備促進

東部海浜開発地区については、市民等と連携し、国および県に中城湾港泡瀬地区埋立事業の早期整備の要請活動をおこない、埋立事業の早期完了を促進する。

2 土地利用計画の推進

スポーツコンベンション拠点の形成をめざすとともに、社会情勢の変化に対応し、ビーチフロント観光地の創出に取り組む。

また、人工ビーチの暫定供用に向けた整備をすすめるとともに、関係機関と連携し、公共施設等の管理委託や用地購入に関する検討をすすめる。

3 環境に配慮した取り組み

市民や地域団体、企業等と連携し、泡瀬海岸および比屋根湿地を清掃するとともに、東部地区の小学校等を対象に干潟観察会を実施するなど、環境意識の啓発活動に取り組む。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
港湾計画、埋立許可申請書	—	2 件	

関連する部門別計画や指針など

- ・第5次沖縄市国土利用計画（令和元～令和10年度）
- ・沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・東部海浜地区開発事業
- ・沖縄市東部海浜開発推進協議会補助金
- ・環境に関する取組



現 状 と 課 題

1 埋立事業の早期整備促進

昭和61年に沖縄市東部海浜地区振興開発懇話会の発足以降、国際的なリゾート基地を形成する埋立構想をもとに、埋立面積240ha規模の開発計画を策定したが、環境に配慮する観点等から陸続きの埋立（240ha）を出島方式（194.5ha）に変更した。平成14年に、国および県の海上工事が開始され、埋立事業がすすめられてきた。平成22年に社会情勢の変化に対応するため、新たに「スポーツコンベンション拠点の形成」をコンセプトとした土地利用計画（埋立面積95ha）が策定され、平成30年7月に一部竣功した約18.7haの土地（潮乃森）が誕生した。

また、沖縄21世紀ビジョン基本計画（沖縄振興計画）において、東部海浜開発地区は環境保全に十分に配慮した事業の推進および海洋レクリエーション機能の整備、スポーツコンベンション拠点の形成が位置づけられた。

今後も、国および県の埋立工事や港湾整備等の進捗をふまえ、地域や関係機関等と連携し、事業促進に向けた活動をおこなう必要がある。

2 土地利用計画の推進

東部海浜開発計画は、社会情勢の変化とともに、適宜見直しをおこなってきた。平成22年に策定した土地利用計画では、「スポーツコンベンション拠点の形成」を新たなコンセプトとして掲げるとともに、雇用の創出やまちの活性化など市の課題解決を視野にした効果的な土地利用をすすめることとした。

また、市民・県民・企業等に対する東部海浜事業の認知度・期待感を高めるため、東部海浜開発PR事業を展開している。

平成29年に、社会経済の変化により観光需要の大幅な伸びが予測されたことを受け、土地利用計画の調査検証を実施したことにより、宿泊施設用地と人工ビーチの一体的利用や駐車場等の施設配置の一部変更、機能の集約などの検討が必要となった。

今後は、港湾法等にもとづく施設配置の一部変更の手続きをすすめるとともに、スポーツコンベンションをけん引する多目的広場において、健康・医療施設や周辺施設等との連携に関する調査・研究に取り組み、多目的広場の構想を策定していく必要がある。

また、人工ビーチ暫定供用に向けて橋梁整備の促進および上下水道施設の整備を推進するとともに、リゾート感を高める人工ビーチ・海浜緑地等の整備促進や公共施設等の管理委託・用地購入をおこなう必要がある。

3 環境に配慮した取り組み

本市は、「水質・底質の改善」および「自然環境の再生」を図るため、環境への意識向上の取り組みとして、平成19年に沖縄県と共同で比屋根湿地・泡瀬地区海岸環境改善アクションプランを策定した。また、毎年、泡瀬干潟の観察会や野鳥観察会、比屋根湿地・泡瀬海岸の清掃活動等に取り組んでいる。

今後も、泡瀬地域の環境保全と豊かな環境を活かした観察会等の環境利用学習の実施や市民等と連携した清掃活動の継続など、環境意識の啓発活動に取り組む必要がある。



施策01

安全で快適な交通環境を整備する



施策の方向

1 総合的な交通体系構築の促進と道路の整備

国道330号および県道20号線等の幹線道路の整備を促進するとともに、(仮称)池武当インターチェンジの整備計画を促進し、沖縄南・沖縄北インターチェンジ周辺の渋滞緩和など、快適で移動しやすい道路環境の実現に向けて取り組む。

「沖縄市道路整備プログラム」にもとづく計画的な整備や地域に密着した生活道路の改良工事等を推進する。

中部圏域の発展や市の活性化に向け、嘉手納飛行場の軍民共用および臨海部における港湾機能の強化について、調査研究や国への要請活動に取り組む。

2 公共交通ネットワークの利便性向上

新たな公共交通システムの導入を視野に、県や周辺市町村、関係機関等と連携し、公共交通ネットワークの構築に向けて取り組むとともに、交通結節点の整備を促進する。

また、公共交通空白地域の縮小をすすめるとともに、利用実態調査や乗り方教室等による利用促進を図り、だれもが利用可能な公共交通の環境整備に取り組む。

3 道路の計画的な維持管理・有効活用

道路・橋梁の計画的かつ効率的な維持管理や地域と連携した環境美化に取り組むとともに、里道の境界確定および未買収道路用地の対策をすすめる。

また、商店街・沿道の店舗等と連携し、道路空間と併せた、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりを促進する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
道路愛護団体数	41団体	59団体	
公共交通分担率	9.5%	13%	

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度） ・沖縄市都市計画道路整備プログラム（平成28年度）
- ・那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市・北中城村地域公共交通総合連携計画（平成28年度）
- ・沖縄市交通基本計画（平成27年度） ・沖縄市総合交通戦略（平成28～令和7年度）
- ・沖縄市地域公共交通網形成計画（平成30～令和7年度） ・沖縄市地域公共交通再編実施計画（令和元～令和7年度）
- ・生活環境意識調査報告書（令和元年）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・道路整備事業 ・道路局補助事業 ・街路整備事業 ・道路景観形成推進事業 ・市北部地区道路整備事業
- ・地方改善施設整備事業 ・一般単独道路改良事業 ・橋梁長寿命化対策事業 ・公共交通活性化推進事業
- ・国道330号沿線整備促進事業

用語の解説

- ◆幹線道路：骨格的な道路網を形成する道路。通常、広幅員・高規格の道路であることが多い。
- ◆生活道路：幹線道路以外の生活に密着した道路。

現状と課題

1 総合的な交通体系構築の促進と道路の整備

本市に位置する国道330号は、南部圏域と中部圏域を結ぶ交通の要衝となっており、県道20号線は、本市の中心市街地と東部地域を結ぶ重要な県道である。平成25年に「沖縄地方渋滞対策推進協議会」において胡屋十字路や沖縄北インターチェンジ、沖縄南インターチェンジなど、県内主要渋滞箇所が公表され、関係者が協力し、渋滞緩和についての方策を検討するなど、渋滞等にかかる総合的な改善の推進に取り組んでいる。今後は、胡屋十字路から胡屋北交差点、沖縄北インターチェンジ周辺等の整備を促進する必要がある。また、平成30年に県主体の「池武当周辺追加インターチェンジ整備検討委員会」が設置され、令和2年には地元への説明など事業化に向けた取り組みがおこなわれており、県や関係機関と連携しながら、早期整備を促進していく必要がある。

国道・県道以外の幹線道路については、「沖縄市道路整備プログラム」にもとづき、限られた財源のなか優先度に応じて整備を推進するとともに、長期未整備都市計画道路のうち廃止候補路線については、地域の合意形成等に向けて適宜代替路線の計画を検討する必要がある。

既存の生活道路については、老朽化により劣化した舗装や側溝等が増加していることが課題となっている。地域住民の日常生活の利便性の向上を図り、快適で安全・安心な暮らしを支えるため、緊急性や安全性、地域からの要望等をふまえた優先順位のもと、道路施設の改修など計画的に取り組む必要がある。

観光誘客拠点や物流拠点としての空港・港湾機能は重要であることから、2本の滑走路を持つ嘉手納飛行場について、利活用に関する調査研究や国への要望をおこなうとともに、東部海浜開発地区におけるマリナーの整備および中城湾港（新港地区）の利用を促進するなど、本島中部圏域の発展や市の活性化に向けて取り組む必要がある。

2 公共交通ネットワークの利便性向上

県は、平成21年に、中南部都市圏におけるバス網再構築に向けて「沖縄県公共交通活性化推進協議会」を設置し、「那覇市・浦添市・宜野湾市・沖縄市地域公共交通総合連携計画」を策定した。同計画にもとづき、バスレーンの延長拡充やノンステップバスの導入、バス停のグレードアップ等をおこない、利便性の高い公共交通に向けて取り組みがすすめられてきた。今後、基幹バスシステムの導入に向け、交通結節点の整備実現を県・市・道路管理者・バス事業者が一体となって取り組む必要がある。

本市は、平成29年度に公共交通政策のマスタープランとなる「沖縄市地域公共交通網形成計画」を策定した。今後も、新たな交通システムの導入を視野に、各計画を推進し、持続可能な公共交通の実現に向けて取り組む必要がある。

3 道路の計画的な維持管理・有効活用

本市は、路線距離約390km、路線数1,715本、70橋の道路、国から譲与を受けた里道を管理している。長寿命化計画にもとづく橋りょうの整備をはじめ、日常点検パトロールや地域の要望に応じた道路施設の計画的な維持修繕・管理に取り組むとともに、道路台帳システムの構築や道路損傷等アプリの活用をすすめ、効率的かつ効果的な維持管理に取り組む必要がある。

また、市道の管理においては、環境美化活動をおこなっている地域ボランティア（道路愛護活動）が重要となることから、団体数拡大に向けた取り組みが必要である。道路占用制度については、道路空間の有効活用の重要性が高まっていることから、今後は、法の改正や国の動向を注視し、必要に応じて地域や商店街、沿道の店舗等と連携し、道路空間と併せた、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに取り組む必要がある。境界が不明確な里道等については、これまでの調査・成果を整理し、適正管理に取り組んでいく必要がある。未買収道路用地については、財源の確保が大きな課題であることから、優先度や地域バランスなどを考慮した計画の策定および地権者との合意形成が必要である。

参 考

道路愛護団体数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
33団体	39団体	41団体

公共交通分担率

平成30年度9.5%（令和元年度 生活環境意識調査報告書）

施策01

住生活の安定の確保に取り組む



施 策 の 方 向

1 市営住宅の長寿命化対策の推進

「沖縄市市営住宅長寿命化計画」にもとづき、市営住宅の計画的かつ効率的な維持修繕・管理をおこなうとともに、民間能力を活用し、市営住宅の管理体制の充実や運営の効率化に取り組む。

2 市営住宅の早期建替え

「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」にもとづき、老朽化がすすむ泡瀬市営住宅および美里市営住宅、山内市営住宅、池原市営住宅の建替えを推進する。

また、建替えにあたっては、高齢者・障がい者・子育て世帯等に配慮した多様な住戸を供給するとともに、周辺地域との調和や地域ニーズをふまえた施設の併設を検討する。

3 安全・安心な住環境の整備促進

「沖縄市空家等対策推進計画」にもとづき、所有者が不明な空家等の調査をすすめ、特定空家等の指導や緊急安全措置等をおこなうとともに、空家等の適正管理および利活用について、市民への啓発活動に取り組む。

また、安全・安心な住環境の確保に向け、住宅リフォームや通学区域の道路に面するブロック塀等の撤去、民間建築物アスベスト除去などの支援に取り組むとともに、その他建築物等に対する支援の調査・研究をすすめる。

施 策 の 目 標 値

指 標	現状値	目標値	説 明
市営住宅供給戸数	1,002戸	1,074戸	建替時に増戸
特定空家等候補の件数	134件	120件	除却や利活用による減少

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市住生活基本計画（令和2～令和11年度）
- ・ 沖縄市市営住宅ストック総合活用計画（平成27～令和6年度）
- ・ 沖縄市市営住宅長寿命化計画（令和2年度）
- ・ 沖縄市空家等対策推進計画（令和2～令和11年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 市営住宅長寿命化対策事業
- ・ 市営住宅維持管理費
- ・ 市営住宅建替計画推進事業
- ・ 泡瀬市営住宅建替事業
- ・ 美里市営住宅建替事業
- ・ 空家等対策推進事業
- ・ 住宅リフォーム支援事業
- ・ 民間建築物アスベスト対策支援事業



現 状 と 課 題

1 市営住宅の長寿命化対策の推進

本市は、平成18年の室川市営住宅完成以降、市内8か所の市営住宅の修繕・改修等をおこなってきた。平成26年に市内8か所の市営住宅を計画的かつ効率的な管理・修繕、建替えを図るため、「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」および「沖縄市市営住宅長寿命化計画」を策定し、市営住宅の外壁補修や放送機器・給水管等の改修をすすめてきた。

今後は、令和2年度に見直しをおこなった「沖縄市市営住宅長寿命化計画」にもとづき、効率的かつ適正な管理や指定管理制度による民間能力の活用など、市営住宅運営の効率化に取り組むとともに、市民サービスの向上や経費の削減等を図っていく。

2 市営住宅の早期建替え

本市の市営住宅については、高度経済成長期に集中的に整備され約40年以上経過した施設が多数存在し、老朽化がすすんでいる。平成26年度に改定した「沖縄市市営住宅ストック総合活用計画」において、安慶田・泡瀬・美里・山内・池原市営住宅の計26棟（556戸）を建替えが必要な施設として定め、市営住宅の目標戸数を令和6年度1,074戸と設定し、泡瀬・美里・山内・池原市営住宅の建替え計画を位置づけた。安慶田市営住宅については、平成24年度から平成30年度までに、7棟176戸から4棟198戸に建替えた。泡瀬市営住宅については、平成

29年度から工事着手し、平成31年4月までに1号棟の建築工事が完了、令和2年度から3号棟（50戸）の建築工事をおこなっている。美里市営住宅および山内市営住宅、池原市営住宅については、進行中の事業の進捗を考慮しつつ、計画的かつ効率的な建替えに取り組む必要がある。

また、公営住宅整備事業等補助要領により、100戸以上の公営住戸の建替えに係るものについては、保育所又は、老人福祉法にもとづく施設などを併設する場合に補助対象事業となることから、地域ニーズ、施策等に適する施設の併設も検討する必要がある。

3 安全・安心な住環境の整備促進

本市は、住生活基本法にもとづき、住生活の安定の確保および向上の促進を目的として、平成21年度に「沖縄市住生活基本計画」を策定し、社会構造等の変化に応じて令和元年に同計画を改定した。

空家等については、令和元年度に、「沖縄市空家等の対策の推進および適正な管理に関する条例」を制定し、「沖縄市空家等対策推進計画」を策定した。

適切に管理されていない空家等は、周辺の生活環境に影響を及ぼす可能性があることから、所有者に対し、啓発・指導をおこなうとともに、利活用等を促進する必要がある。また、老朽化した住宅の改修やバリアフリー化の促進など、建築物等に対する安全上・衛生上の改善を図り、良好な住環境を確保する必要がある。

参 考

市営住宅管理状況一覧

団地名	棟	戸数	備考
安慶田市営住宅	4棟	198戸	維持保全
泡瀬市営住宅	1棟	60戸	建替事業中
美里市営住宅	3棟	36戸	建替
山内市営住宅	4棟	96戸	建替
池原市営住宅	6棟	128戸	建替
登川市営住宅	7棟	168戸	個別改善
久保田市営住宅	2棟	24戸	維持保全
室川市営住宅	9棟	292戸	維持保全
合計	35棟	1,002戸	

特定空家等候補の件数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
—	—	134件

※令和元年度に調査

施策02

魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する



施策の方向

1 計画的な公園の整備

地域や企業等と連携し、市民に親しまれ、愛着のある公園整備を計画的に推進するとともに、ユニバーサルデザインに対応しだれもが利用しやすい施設の整備に取り組む。

また、防災機能を有する公園施設の導入をすすめる。

3 緑と花あふれる空間の創出

市民や企業等と連携し、公共施設等の緑化推進に取り組むとともに、緑化に対する意識高揚を図り、緑と花あふれるガーデンシティの実現をめざす。

2 地域と一体となった維持管理

「沖縄市公園長寿命化計画」にもとづき、老朽化した公園施設の計画的な維持修繕に取り組むとともに、公園愛護団体を支援するなど、効率的かつ効果的な維持管理に努める。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
一人当たりの都市公園の面積	9.0㎡	9.1㎡	

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度）
- ・ 沖縄市公園長寿命化計画（平成25年度）
- ・ 沖縄市緑の基本計画（平成12年度）
- ・ 花いっぱい推進運動

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 公園整備事業（公共投資交付金） ・ 公園整備事業 ・ 市北部地区公園整備事業
- ・ 公園管理費 ・ 公園災害防除事業 ・ 緑化推進事業

用語の解説

- ◆ 公募設置管理制度（Park - PFI）：平成29年の都市公園法改正により、都市公園における民間資金を活用した整備・管理手法として設けられた制度のことで、飲食店、売店等の公園利用者の利便性に資する公募対象公園施設の設置と当該施設から生ずる収益を活用してその周辺の園路、広場等の一般の公園利用者が利用できる特定公園施設の整備・改修等を一体的におこなう者を、公募により選定する制度
- ◆ ガーデンシティ：まち全体を花や緑に包まれた庭にするという発想で、街路樹や公園のネットワーク化、住宅の緑化などにより、緑と建物等が調和したまち。

現 状 と 課 題

1 計画的な公園の整備

国は、都市公園法施行令において、良好な都市環境を形成するために必要とされる基準として、住民一人当たりの公園面積を10㎡以上と定めている。

本市においても、市民一人当たりの公園面積を10㎡以上と条例に定め、公園利用者の憩いの場や健康増進を支える場を提供するとともに、自然と調和した良好な生活環境を確保し、安全で安心して利用できる公園整備をおこなっている。しかし、公園未整備の地区もあることから今後の公園整備にあたっては、配置等バランスを考慮しながら計画的に取り組む必要がある。

また、沖縄市防災計画において、コザ運動公園など14公園が一時避難場所に指定されていることから、防災機能を有する公園施設の導入に向けて取り組みをすすめる必要がある。

2 地域と一体となった維持管理

国は、平成24年度に、老朽化した公園施設を重点的・効率的な維持管理と更新投資をおこなうため、「公園施設長寿命化計画策定指針（案）」を取りまとめた。

また、平成29年度に、都市公園に民間の優良な投資を誘導し、公園管理者の財政負担を軽減しつつ、都市公園の質の向上と利用者の利便性向上を図ることを目的として、公募設置管理制度（Park－PFI）の制度を創設した。

本市は、平成26年度に「沖縄市公園長寿命化計画」を策定し、遊具の更新、既存擁壁の改修など長寿命化対策

をおこなっている。

また、コザ運動公園サッカー場跡地において、公園利用者の利便性向上を図る事を目的に Park－PFI を活用した便益施設等の整備の検討をおこなっており、令和2年度に公募指針の公表および事業への参加企業の公募をおこなった。今後も、公園の質の向上や財政負担の軽減を図るため、近隣公園等他の公園での Park－PFI 導入検討に取り組む必要がある。

コザ運動公園や八重島公園、こどもの国公園については、指定管理制度を適用し管理をおこなっている。その他の公園については、地域や公園愛護団体と連携し芝刈りやトイレ清掃をおこなっているが、管理する公園が増加していることから、公園愛護団体の加入促進をすすめ、効率的かつ効果的な維持管理に取り組む必要がある。

3 緑と花あふれる空間の創出

緑化の取組については、年2回の四季折々の花・肥料・培養土を配布し、緑化に対する市民意識の高揚を図る「花いっぱい推進運動」を実施するとともに、森林、ダム、河川等の重要性について理解を深めること等を目的とした「倉敷ダムまつり」の開催を支援している。花いっぱい推進運動については、市民が継続して参加できるように参加者の意見を聴取し、育成しやすい草花の選定をおこなうなど、緑化意識の維持・向上を図る取り組みが必要である。

参 考

市内の公園数（沖縄市管理）

公園種別	令和元年度末現在	
	数	面積（ha）
街区公園	70	12.84
近隣公園	11	16.17
総合公園	2	20.76
運動公園	1	23.37
歴史公園	1	0.38
都市緑地	7	7.64
合計	92	81.16



施策03

健全で安定的な上下水道の事業を推進する



施策の方向

1 上下水道事業の健全経営の推進

上下水道事業については、「沖縄市水道ビジョン」や水道事業および下水道事業の「経営戦略」等にもとづき、計画的・効率的な管理運営に努めるとともに、事業の検証・精査や適正な下水道使用料の価格検討をおこなうなど、財政健全化に向けて取り組む。

2 上水道施設の整備

「沖縄市水道施設整備事業計画」にもとづき、老朽化している水道施設の計画的な更新や主要施設の耐震化をすすめる。

また、災害時における応急給水への迅速な対応や水道施設の早期復旧に取り組める体制づくりを推進する。

3 下水道施設の整備および接続の推進

「ストックマネジメント計画」にもとづき、管路等の下水道施設を点検・調査し、老朽化した下水道施設の修繕や改築等を計画的におこなう。

また、東部地区等の未整備区域については、経済性の検証や開発動向を注視しながら整備をすすめるとともに、未接続世帯の公共下水道への接続を促進し、公衆衛生の向上および公共用水域の水質保全に努める。

4 浸水対策

「沖縄市雨水管理総合計画」にもとづき、対策が必要な地域において、雨水排水路の改修などハード整備を実施するとともに、地域と連携し、雨水排水路等の清掃や雨水流出抑制の促進など、総合的な浸水対策に取り組む。

また、比謝川と川崎川の未整備区間については、県と連携し、河川の早期整備を促進する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
上水道事業経常収支比率	107.59	100以上	現状値を維持する
下水道接続件数	54,224世帯	61,500世帯	処理区域内水洗化世帯数

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）（平成24年度） ・ 沖縄市水道ビジョン（平成26年度）
- ・ 沖縄市上下水道事業経営戦略（令和2年度） ・ 沖縄市都市計画マスタープラン（令和元～令和17年度）
- ・ 沖縄市公共下水道ストックマネジメント計画（平成29年度） ・ 沖縄市汚水処理施設整備構想（平成27年度）
- ・ 沖縄市雨水管理総合計画（令和元年度） ・ 沖縄市公共下水道事業 事業計画変更（平成29年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ 上下水道事業経営戦略
- ・ 水道施設整備事業
- ・ 公共下水道事業
- ・ 公共下水道事業（浸水対策）

現状と課題

1 上下水道事業の健全経営の推進

将来にわたって安全・安心な水を供給し続けるため、給水人口や給水量の推移、維持管理費等に係るコストを把握し、「沖縄市水道ビジョン」、「沖縄市水道事業経営戦略」による適切なアセットマネジメントにもとづいた経営健全化に取り組むとともに、災害にも対応できる体制を構築する必要がある。

本市は、下水道事業の財政健全化を図るため、令和2年4月に公営企業会計の適用および市民サービスの向上を目的に上水道事業との組織統合をおこなった。今後は、「沖縄市下水道事業経営戦略」にもとづき、事業の財政健全化に努め、持続可能な下水道事業の実現に向け取り組むとともに、事業の安定した運営を図るため、適正な下水道使用料の価格設定を検討する必要がある。

2 上水道施設の整備

本市の上水道は、平成6年度に普及率が100%に達している。平成12年度に、有効率の向上を図るため、配水ブロックを構築し、水道施設については、平成22年度までに、配水池を6施設整備するとともに、ポンプ場2施設と各地域等へ水を供給する送・配水管約550kmを整備した。また、平成24年度に「沖縄市水道施設整備事業計画（管路耐震化計画・更新計画）」、平成25年度に「危機管理マニュアル」、平成26年度に「沖縄市水道ビジョン」、令和2年度に「沖縄市水道事業経営戦略」を策定した。今後は、各計画にもとづき、整備から約40年が経過し老朽化している水道施設の耐震化・更新をすすめるとともに、災害時においても安定的に水の供給をおこなえるよう取り組む必要がある。

参 考

上水道事業経常収支比率

平成29年度	平成30年度	令和元年度
102.02%	104.83%	107.59%

下水道普及実績（令和元年度）

区域	市全体
A 処理区域面積 ^{注1} （ha）	2751.4
B 行政区域内世帯数	63,463
C 処理区域内世帯数 ^{注2}	61,642
D 処理区域内水洗化世帯数 ^{注3}	54,224
普及率（世帯）（C／B）（%）	97.1
水洗化率（世帯）（C／B）（%）	88.0

注1 処理区域面積：事業認可区域における整備済み面積。

注2 処理区域内世帯数：公共下水道への接続が可能な世帯数。

注3 処理区域内水洗化世帯数：公共下水道へ接続した世帯数

3 下水道施設の整備および接続の推進

本市は、昭和39年から公共下水道事業を開始し、令和元年度末時点で処理区域面積2,751ha、普及率97%となった。平成24年度に「沖縄市公共下水道長寿命化計画」を策定し、供用開始から約40年経過したコザ十字路周辺地域の污水管路の改築・更新をおこなっている。下水道接続の促進活動として、未接続世帯の戸別訪問や毎年9月のイベント（下水道の日）、水洗便所改造資金貸付制度（無利子）、高齢者または生活扶助を受けている世帯に対する接続補助をおこなっている。今後は、沖縄市公共下水道ストックマネジメント計画にもとづき、下水道施設の点検・調査や老朽化した下水道施設の修繕などによる延命化、計画的な改築・更新等をおこない、事業の健全化と適正な施設の維持管理に取り組む必要がある。また、下水道未整備地域において、開発動向を注視し、経済性の検証等をおこないながら整備をすすめ、必要に応じて公共下水道事業計画区域の変更も視野に事業に取り組む必要がある。

4 浸水対策

本市は、昭和49年から雨水事業を開始し、10年に一回程度発生する規模の降雨に対応できる雨水排水路等を整備するなど浸水対策に取り組んできた。また、令和元年度に、雨水整備に関して優先順位などを定めた「沖縄市雨水管理総合計画」を策定した。今後は、未整備となっている比謝川や川崎川の早期整備の促進や沖縄市雨水管理総合計画にもとづいた雨水排水路の整備をすすめるとともに、関係部署や地域と連携しながら、排水路清掃や防災に関する情報発信をおこなうなど、ソフト・ハード事業を適切に組み合わせ、総合的な浸水対策を実施する必要がある。

用語の解説

- ◆配水ブロック：配水区域を体系的に分割した単位で、配水ブロックごとの水量・水圧データをリアルタイムで監視することにより漏水の早期発見や修繕につなげ、効率的な維持管理と水の安定供給をおこなっている。
- ◆ストックマネジメント：管理する施設の老朽化や性能等を把握し、持続可能な市民サービスを提供するため、長期的な視点で施設の修繕や更新を効率的におこなっていくこと。
- ◆アセットマネジメント：ストックマネジメントをふまえ、財政状況や人員等を考慮し、費用対効果も含めて事業運営をおこなっていくこと。

基本構想の推進に向けて



施策01

共創のまちづくりを推進する

施策の方向

1 多様な主体との連携

市民や様々な団体との信頼関係のもと、それぞれの持つ資源等を活かしながら、協働によるまちづくりに取り組むとともに、大学や企業等と相互連携を深め、市民サービスの向上や地域の活性化を推進する。

2 開かれた行政の推進

市政情報が市民にわかりやすく、正確に伝わるよう、広報紙、SNS 等の各種媒体を活用した広報活動の充実に取り組むとともに、ワークショップの開催やパブリックコメントの実施など、様々な手段や機会を通じて広聴機会の確保を図る。

行政運営の透明性を図り、市民の信頼を深めるため、情報公開制度や個人情報の保護の適切な運用をおこなう。

3 SDGs の推進

持続可能なまちづくりに向け、各分野別計画の策定等に当たっては、SDGs を取入れ、一体的な推進に努めるとともに、市民をはじめ様々な団体に SDGs の浸透を図る。

4 地域活性化への取り組み

将来にわたって活力ある地域社会の実現に向け、新型コロナウイルス感染症への対応とともに、ポスト・コロナ社会を視野に入れつつ、Society5.0をはじめとする成長戦略の取り組みを促進するなど、迅速かつ効果的に施策を展開する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
ホームページのページビュー（PV 数）	339,024PV	350,000PV	

関連する部門別計画や指針など

- ・沖縄市パブリックコメントに関する要綱（平成24年度）
- ・沖縄市情報公開条例（平成13年度）
- ・沖縄市個人情報保護条例（平成15年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・総合計画推進事業
- ・広報事業
- ・市政情報公開事業

現状と課題

1 多様な主体との連携

市民の価値観の変化やライフスタイルの多様化に伴い、市民や地域の抱える課題も複雑化・高度化しており、それらを行政だけで解決することが難しくなっている。

地域の課題を「自分ごと」と捉え、多様な主体がそれぞれの役割を越えてつながり、相乗効果を発揮して地域課題の解決や地域の活性化に向けて取り組む「ともに創るまちづくり」をすすめる必要がある。

2 開かれた行政の推進

本市は、市の保有する情報の公開を請求する権利を保障することにより、市民の「知る権利」を実効的なものとし、開かれた行政を一層推進するとともに、市政に対する市民の理解と信頼を深め、民主的な市政の発展に寄与することを目的に、平成13年度に「沖縄市情報公開条例」を制定し、制度の適正な運用に努めている。

また、広報紙「広報おきなわ」や「点字広報」、「声の広報」を毎月発行するとともに、「メルマガ@おきなわ」や「ラジオ広報」、SNS（Facebook、LINE）などを活用し、市政情報やイベント情報の発信に努めている。

市民に開かれた行政の実現に向けて、情報提供機能の充実を検討する必要がある。

3 SDGs の推進

「持続可能な開発目標（SDGs）」は、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標として、2015年9月に国連サミットで採択された。日本においても、国

が実施体制を構築するとともに、実施指針を策定している。目標の実現に向け地方自治体においても、SDGsの指針をふまえて各種施策を実施することが求められている。

4 地域活性化への取り組み

国は、新しい働き方の定着や決済インフラの見直し、デジタル市場の対応、オープン・イノベーションの推進などを成長戦略の柱として様々なプロジェクトを展開している。また、各産業分野での未来技術の活用やスーパーシティ構想の推進とともに、5Gなどの情報通信基盤の早期整備やキャッシュレス基盤の整備を促進することにより、地域におけるSociety5.0の推進を図っている。

本市においても、時代の潮流を確実に捉えるとともに、国から示される制度を活用するなど、スピード感を持って新たな施策を展開する必要がある。

新型コロナウイルス感染症の対応として、国は、令和2年4月に「新型コロナウイルス感染症緊急経済対策」を閣議決定し、日本経済を持続的な成長軌道へ戻すことを確実に成し遂げるとするとともに、地方公共団体が地域の実情に応じたきめ細やかに必要な事業を実施できるよう「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」を創設した。

本市は、新型コロナウイルス感染症に関する様々な事業をすすめており、今後も、局面に応じた適時適切な施策を展開するという時間軸を意識しながら、戦略的に事業を実施することが求められている。

参 考

ホームページのページビュー（PV数）

平成29年度	平成30年度	令和元年度
323,042PV	342,532PV	339,024PV

用語の解説

- ◆ PV数（ページビュー）：ユーザーがWebページを表示（閲覧）した回数。
- ◆ SNS：Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。登録した利用者だけが参加できるインターネットのWebサイトのこと。
- ◆ パブリックコメント：行政が政策や計画などを立案する際に、事前に案を公表して意見を募集し、寄せられた意見を考慮して意思決定をする一連の手続き
- ◆ ポスト・コロナ社会：コロナ感染拡大を境に価値観や行動様式の転換が起き、社会に定着する期間を指す。
- ◆ society5.0：AIやIoT、ロボット、ビッグデータなどの革新技術をあらゆる産業や社会に取り入れることにより実現する新たな未来社会のすがた
- ◆ オープン・イノベーション：製品開発や技術革新、研究開発や組織改革などにおいて、自社以外の組織や機関などが持つ知識や技術を取り込んで自前主義からの脱却を図ること
- スーパーシティ構想：地域の課題を最先端の技術で解決するために、地域と事業者と国が一体となって目指す取り組み

施策01

時代に対応した組織の総合力を高める



施策の方向

1 職員力の向上

公務員は全体の奉仕者であることを自覚し、法令や社会規範の遵守、公務員倫理の確立を図り、公正な職務の遂行に努めるとともに、職員一人ひとりの意識改革をはじめ、能力開発やキャリア形成を支援するなど、個々の能力を最大限に引き出す多様な職員研修をおこない、時代の変化に柔軟に対応できる職員の育成に取り組む。

2 組織マネジメントの強化

人口減少社会への対応やスマート自治体への転換等、質の高い行政サービスを迅速かつ的確に提供するため、人事評価制度を活用して組織マネジメントを強化する。
社会経済情勢の変化に伴う新たな行政需要への対応に向け、類似業務の集約化や機能的な組織体制の構築などをすすめるとともに、職員一人ひとりの意欲と能力が最大限に発揮できる人事管理や職場環境づくり、多様な働き方を推進する。

3 情報化の推進

来庁せずに問い合わせや手続き申請が可能となるよう、申請様式の標準化や業務プロセスの見直しをおこない、ICT化による利便性の高い行政サービスの向上に取り組む。

行政デジタル化を推進するため、業務をICT化するとともに、情報システムやIT部門を統括する最高情報責任者 CIO および CIO 補佐官の配置に向け取り組む。

4 広域連携の推進

中部圏域の活性化や共通課題の解決など、広域連携による効果的な事業の展開をすすめ、広域行政の充実・強化を図る。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
研修参加者数	775人	1,000人	

関連する部門別計画や指針など

- ・第5次沖縄市行政改革大綱（平成27年度～令和2年度）
- ・沖縄市人材育成基本方針（平成28年度）
- ・沖縄市コンプライアンス行動指針（平成23年度）
- ・沖縄市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例（令和2年度）
- ・沖縄市情報セキュリティ基本方針（平成27年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・職員研修費
- ・情報基盤整備事業
- ・情報セキュリティ強化対策事業
- ・地域活性化負担金

現状と課題

1 職員力の向上

県は、県民の行政に対するニーズの複雑化・高度化に対応するため、人材育成の目標となる職員像や各種方策について見直しを図り、平成29年度に「沖縄県職員人材育成基本方針」を改訂した。

本市は、職員一人ひとりのやる気を高めるとともに、持てる能力や可能性を引き出し、組織の活性化および総合力の向上を図ることを目的に、平成28年度に「沖縄市人材育成基本方針」を改訂するとともに、主体的な能力開発につながる環境を整備し、計画的な人材育成に取り組んでいる。また、平成23年度に「沖縄市コンプライアンス行動指針」を策定し、職員一人ひとりが公務員としての自覚と自らの行動に責任を持つことにより、市民の信頼の確保に努めている。今後は、時代の変化に柔軟に対応できる人材の育成に向け、人材育成基本方針の見直しや人事評価の結果を活用した研修支援制度の構築、自己啓発の奨励などの充実・強化が必要である。

2 組織マネジメントの強化

国は、平成26年度に地方公務員法を改正し、平成28年度より人事評価を実施している。

本市においても平成28年度から人事評価を実施しており、組織目標を共有し、同じ方向に向かって個々の職員の士気高揚を図るとともに、組織力の向上に取り組んでいる。

今後は、人口減少社会やスマート自治体への転換等への対応を見据え、機能的な組織体制の構築や多様な働き方の推進、適正な定員管理等に取り組む必要がある。

3 情報化の推進

国は、平成12年度に「地方公共団体における情報セキュリティポリシーに関するガイドライン」を策定し、社会的環境の変化等をふまえ平成30年度に改定した。

本市は、情報セキュリティの脅威の高度化・多様化やクラウド技術の進展、SNSの普及等に伴い、情報セキュリティポリシーを見直すとともに、その遵守を徹底する必要がある。また、分散システムの連携・合理化をはじめ、ビッグデータ、AI、クラウドサービス等のICT技術導入による業務の効率化や市民サービスの向上に取り組み、デジタル・ガバメントを推進する必要がある。

4 広域連携の推進

交通体系の整備や情報通信技術等の発達により、ヒトやモノ、情報などの移動が行政区域に留まらず広域化しており、自治体の抱える課題についても単体での解決が困難となっている。

おきなわマラソンや中部産業まつり等の開催など、中部広域市町村圏事務組合を中心に広域的に取り組むとともに、倉浜衛生施設組合や嘉手納飛行場に関する三市町連絡協議会等、近隣市町村との連携による効率的・効果的な事業運営や基地問題への対応などをおこなってきた。今後も、広域的な行政課題に対応できるよう、関係市町村の連携・協力を強化していく必要がある。

参 考

研修参加者数

平成29年度	平成30年度	令和元年度
1,153人	794人	775人

用語の解説

- ◆ICT：Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略。情報通信技術のこと
- ◆コンプライアンス（法令遵守）：企業や団体などが法令や規則をよく守るようにすること
- ◆スマート自治体：AIなどを活用し、事務処理の自動化や業務の標準化をおこなうなど、行政サービスを効率的に提供する自治体のこと
- ◆ビッグデータ：公共データを二次利用が可能な形式で提供し、様々な角度から分析・判断・活用されるようにするための情報公開の取り組み
- ◆クラウドサービス：クラウドコンピューティングの形態で提供されるサービスのこと
- ◆デジタル・ガバメント：官民協働を軸として、デジタル技術を活用しながら行政サービスの見直しをおこない、行政のあり方を変革すること



施策02

効率的で効果的な財政運営を推進する

施策の方向

1 財政の健全化

将来の財政状況を的確に捉えながら、事業の選択と集中による施策の推進や事業の効率化、経常経費の削減、債権管理の適正化等をおこない、一般会計および特別会計、地方公営企業において財政の健全化に努めるとともに、透明性の確保を図る。

職員一人ひとりが常にコスト意識を持ち、PDCA サイクルの視点で事務や事業の見直しに取り組む。

2 歳入の確保

多様な納付環境の整備を推進し、課税客体の的確な把握および収納率の向上に努めるとともに、受益者負担の原則にもとづき、施設使用料等の適正化を図る。

ホームページや印刷物等による有料広告、ネーミングライツなど、財源の確保に向けて取り組む。

3 公共施設等の適正な管理

公共施設については、維持や更新等に伴う財政負担の軽減や平準化に努めるとともに、施設の最適な配置、運営の見直し等に向けて取り組む。

遊休地等については、地域のまちづくりに寄与する観点などから、売却等の利活用をすすめる。

4 民間能力の活用

行政サービスの質の向上と業務の効率化に向け、民間事業者のノウハウや技術的能力を積極的に取入れ、指定管理者制度やPFI方式等のアウトソーシングを推進する。

施策の目標値

指 標	現状値	目標値	説 明
経常収支比率	90.4%	90.4%	現状値を維持し低減をめざす

関連する部門別計画や指針など

- ・ 沖縄市財政事情書の作成及び公表に関する条例（昭和49年度）
- ・ 沖縄市公共施設等総合管理計画（平成29年度～令和8年度）
- ・ 沖縄市公の施設における施設管理者の指定の手続き等に関する条例（平成17年度）
- ・ 沖縄市アウトソーシング推進に関する指針（平成16年度）

主な事業や取り組み（策定時点）

- ・ ふるさと応援寄附金事業

現状と課題

1 財政の健全化

本市においては、「地方自治法243条の3」および「沖縄市財政事情書の作成及び公表に関する条例」にもとづき、年度に2回、上半期と下半期に分けて財政状況を公表している。また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（健全化法）」にもとづき、平成19年度決算から監査委員の審査をおこなったうえで議会に報告し、公表している。

地方公会計と公共施設等総合管理計画との連携により、公共施設等の適正な管理に努めるなど、マネジメント機能の向上を図り、財政運営の効率化と適正化に取り組む必要がある。

2 歳入の確保

本市は、地方交付税や国庫支出金等に依存した財政基盤となっていることから、国の財政状況や制度改革の影響などを受けやすい状況となっている。また、福祉や医療費などの義務的経費と学校をはじめとする老朽化した公共施設等の整備に係る投資的経費の増大などにより、依然として厳しい財政状況にあり、より一層の自主財源の確保に努める必要がある。

3 公共施設等の適正な管理

本市は、昭和40年代後半から、継続的な公共施設等の整備をおこなっており、老朽化が進行している施設もある。今後は、人口の年齢構成の変化等により、公共施設等の利用需要の変化も予想されることから、長期的な視点に立って、公共施設等の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に実施し、財政負担の軽減や平準化を図る必要がある。

4 民間能力の活用

国は、PFIの一層の促進を図るため、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（PFI法）の改正や基本方針の策定、さらには、PFI事業実施における実務上の指針として6つのガイドライン策定等をおこなっている。

本市においても、財政支出の平準化や効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図るため、公共施設の整備や維持管理等については、民間能力の活用を推進する必要がある。

参 考

経常収支比率

平成29年度	平成30年度	令和元年度
87.9%	90.7%	90.4%

用語の解説

- ◆P D C Aサイクル：継続的な業務改善活動を推進するマネジメント手法 Plan(計画)、Do(実行)、Check(評価)、Act(改善)
- ◆ネーミングライツ：市有財産等に企業名や商品名などのブランド名を「通称名」として命名できる権利
- ◆P F I（Private Financial Initiativeの略）：公共施設等の建設、維持管理、運営等に民間の資金や経営能力を活用することで、効率的かつ効果的に社会インフラを整備、運営する手法
- ◆指定管理者制度：公の施設の管理を設置者である地方公共団体の指定を受けた者が「指定管理者」として代行する制度のこと
- ◆経常収支比率：地方公共団体の財政の弾力性を示す指標

参考資料

沖縄市議会の議決すべき事件を定める条例

(平成 31 年 3 月 29 日条例第 4 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、他の条例に定めるもののほか、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 96 条第 2 項の規定に基づき、沖縄市議会(以下「議会」という。)の議決すべき事件について定めるものとする。

(議決すべき事件)

第 2 条 議会の議決すべき事件は、総合的かつ計画的な市行政の運営を図るための基本構想の策定、変更又は廃止とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

沖縄市総合計画策定に関する規程

(昭和 50 年 2 月 6 日規程第 72 号)

改正 昭和 50 年 12 月 19 日規程第 13 号 昭和 54 年 9 月 29 日規程第 15 号
昭和 55 年 6 月 27 日規程第 10 号 昭和 61 年 8 月 18 日規程第 9 号
昭和 63 年 3 月 18 日訓令第 6 号 平成元年 12 月 13 日訓令第 5 号
平成 2 年 11 月 27 日訓令第 5 号 平成 5 年 5 月 19 日訓令第 10 号
平成 7 年 5 月 30 日訓令第 2 号 平成 11 年 6 月 16 日訓令第 5 号
平成 12 年 3 月 31 日訓令第 21 号 平成 13 年 5 月 30 日訓令第 2 号
平成 16 年 8 月 3 日訓令第 19 号 平成 17 年 3 月 31 日訓令第 2 号
平成 19 年 3 月 30 日訓令第 11 号 平成 20 年 3 月 28 日訓令第 3 号
平成 21 年 4 月 27 日訓令第 3 号 平成 23 年 3 月 31 日訓令第 6 号
平成 25 年 3 月 21 日訓令第 1 号 平成 28 年 3 月 31 日訓令第 2 号
平成 30 年 3 月 30 日訓令第 8 号 平成 30 年 7 月 6 日訓令第 12 号
令和 2 年 3 月 23 日訓令第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、沖縄市総合計画(以下「総合計画」という。)の策定に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 本市の将来に向けた健全な発展を推進するために策定する市政運営の総合的な計画で、基本構想、基本計画及び実施計画からなるもの
- (2) 基本構想 本市の将来に向けた基本的な方向性及び目標達成のための都市像等を明らかにした総合計画の方針となるもの
- (3) 基本計画 基本構想において設定された基本的な方向性、都市像等を推進するため、政策を踏まえた施策の大綱を体系的に表したもの
- (4) 実施計画 基本計画に定められた施策を実現するため、行財政を踏まえた実施方法を明らかにするとともに、毎年度の予算編成の指針となるもの
- (5) 政策 基本構想等、大局的な見地から示された市政の基本的な方針
- (6) 施策 政策を推進するため、基本計画に位置付けられた目標や方策
- (7) 事務事業 施策を推進するための手段として位置付けられる具体的な個別の事業

(計画策定の原則)

第 3 条 総合計画は、行政各部門間相互の有機적関連を図るとともに、関係団体と連絡協調を保ちつつ、長期的視点と広域的視野に立って、総合的かつ計画的に全体として秩序と調和のあるものとし、本市の発展に資するように策定しなければならない。

(基本構想の期間等)

第 4 条 基本構想は、10 年間の構想として策定する。

(基本計画の期間等)

第5条 基本計画は、前期・後期の2期に区分し、それぞれ5年間の計画として策定する。

2 基本計画は、前項の場合のほか、特に著しい社会経済情勢の変化又は特別な理由がない限り変更することができない。

(実施計画の期間等)

第6条 実施計画の期間は3年とし、単年度ごとに区分し、1年度を経過するごとに検討を加え、更に3年間の計画として策定する。

2 実施計画は、次の各号のいずれかの理由による場合のほか、これを変更することができない。

(1) 基本計画が変更されたとき。

(2) 事務事業の著しい変更が生じたとき。

(3) 災害その他やむを得ない事情が生じたとき。

(4) その他市長が必要と認めたとき。

(総合計画策定委員会)

第7条 総合計画を策定するため、総合計画策定委員会(以下「委員会」という。)を置き、委員は、次の者をもって充てる。

両副市長、部長、参事(部長級としての専決権を有しないものを除く。)、消防本部長、教育部長、指導部長及び上下水道部長

2 委員を補佐するため、委員補佐を置き、各部(消防本部、教育委員会及び上下水道局を含む。以下同じ。)の次長及び次長相当職をもって充てる。

3 委員長に主務の副市長を、副委員長にその他の副市長をもって充てる。

4 委員会は、委員長が招集する。

5 会議は、委員長が議長となる。

6 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

7 委員会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(策定主任及び主任補佐)

第8条 総合計画策定に関する事務を担当させるため、各部に総合計画策定主任(以下「策定主任」という。)及び主任補佐若干名を置く。

2 策定主任及び主任補佐は、当該部に所属する職員のうちから市長が任命する。

(策定主任及び主任補佐の職務等)

第9条 策定主任は、各部の長の指揮を受けて市の総合計画に含まれるべき事務事業の方針及び具体的計画の立案並びにこれらに関連する連絡調整に係る事務を処理する。

2 主任補佐は、策定主任を補佐し、上司の指揮を受けて総合計画に含まれるべき事務事業の計画及び資料の収集整理に係る事務を処理する。

3 策定主任及び主任補佐は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

(基本構想、基本計画及び実施計画の原案の作成)

第10条 基本構想は、長期的かつ総合的な観点から企画部長が原案を作成し、委員会に付するものとする。

- 2 基本計画は、基本構想に従い、これを具体化するために各部の長が作成した部門別計画案に基づき、企画部長が総合調整を行って原案を作成し、委員会に付するものとする。
- 3 実施計画は、基本計画に従い、これを実現するために各部の長が作成した事務事業別計画案に基づき、企画部長が総合調整を行って原案を作成し、委員会に付するものとする。

(総合計画の決定)

第11条 総合計画は、委員会で策定した原案に基づき市長が決定する。ただし、基本構想及び基本計画については、あらかじめ沖縄市総合計画審議会に諮問し、答申を受けるものとする。

(連絡会議)

第12条 企画部長は、必要があると認めたときは、策定主任又は主任補佐を招集し、会議を開くことができる。

(補則)

第13条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和50年12月19日規程第13号)

この規程は、公布の日から施行し、昭和50年9月1日から適用する。

附 則(昭和54年9月29日規程第15号)

この規程は、昭和54年10月1日から施行する。

附 則(昭和55年6月27日規程第10号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(昭和61年8月18日規程第9号)

この規程は、公布の日から施行し、改正後の第7条第2項の規定は、昭和61年8月12日から適用する。

附 則(昭和63年3月18日訓令第6号)

この訓令は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成元年12月13日訓令第5号)

この訓令は、平成元年12月15日から施行する。

附 則(平成2年11月27日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成5年5月19日訓令第10号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成7年5月30日訓令第2号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年6月16日訓令第5号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成12年3月31日訓令第21号)

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 13 年 5 月 30 日訓令第 2 号)

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則(平成 16 年 8 月 3 日訓令第 19 号)

この訓令は、平成 16 年 8 月 3 日から施行する。

附 則(平成 17 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 19 年 3 月 30 日訓令第 11 号)

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 20 年 3 月 28 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 4 月 27 日訓令第 3 号)

この訓令は、平成 21 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日訓令第 6 号)

この訓令は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年 3 月 21 日訓令第 1 号)

この訓令は、平成 25 年 3 月 21 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 31 日訓令第 2 号)

この訓令は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 3 月 30 日訓令第 8 号)

この訓令は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 30 年 7 月 6 日訓令第 12 号)

この訓令は、平成 30 年 7 月 9 日から施行する。

附 則(令和 2 年 3 月 23 日訓令第 5 号)

この訓令は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

沖縄市総合計画審議会規則

(平成3年3月27日規則第9号)

改正 平成12年5月15日規則第52号 平成15年10月27日規則第27号
平成17年10月31日規則第30号 平成18年12月27日規則第54号
平成20年3月31日規則第8号 平成27年6月16日規則第35号

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄市附属機関設置条例(昭和51年沖縄市条例第26号)第3条の規定に基づき、沖縄市総合計画審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(担当事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 基本構想に関すること。
- (2) 基本計画に関すること。
- (3) 国土利用計画に関すること。
- (4) 沖縄市人口ビジョンに関すること。
- (5) 沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略に関すること。
- (6) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 審議会は、委員45人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験のある者
- (2) 各種団体の関係者
- (3) 一般公募による市民
- (4) 関係行政機関の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、当該諮問に係る答申をするまでの期間とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 特別の事情があると認める場合は、第1項の規定にかかわらず、市長はこれを解嘱し、又は解任することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選でこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会において必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ部会を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選でこれを定める。
- 4 部会長は、会務を掌理し、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議は、部会長が招集する。
- 7 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長が定める。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、企画部政策企画課において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則(平成12年5月15日規則第52号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成15年10月27日規則第27号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年10月31日規則第30号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年12月27日規則第54号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年3月31日規則第8号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成27年6月16日規則第35号)

この規則は、公布の日から施行する。

審議会会長

池田 孝之 琉球大学

審議会副会長

仲地 健 沖縄国際大学

久万田 晋 沖縄県立芸術大学

慶田花 英太 沖縄国際大学

永田 美和子 名桜大学

平田 幹夫 琉球大学

中村 真也 琉球大学

山内 優子 名桜大学

石原 イカリ 一般公募

謝花 誉幸 一般公募

仲里 栄信 一般公募

沖縄市総合計画審議会の答申(基本構想)

令和2年7月22日

沖縄市長 桑江 朝千夫 様

沖縄市総合計画審議会
会長 池田 孝之

第5次沖縄市総合計画基本構想（案）の答申について

令和2年7月10日付け、沖市企第710001号において本審議会へ諮問がございました第5次沖縄市総合計画基本構想（案）について、慎重に審議した結果を答申します。

なお、本審議会における委員からの基本構想実現に向けての提言をまとめましたので、本基本構想の推進にあつては、本審議会の意を十分尊重され、市の将来像である「国際文化観光都市」の実現に努められるよう要望します。

第5次沖縄市総合計画審議会提言

1. 平和について

平和を願い続ける市民の強い思いを念頭に、これからも平和行政を推進されたい。

2. 文化について

文化は、市民が主導し発展させるものであるという視点に立ち、まちの個性や魅力が存分に発揮されるまちづくりを推進されたい。

3. 生涯スポーツについて

スポーツは、市民にとって、「みる」「する」「ささえる」という多様な関わり方があり、それぞれのスポーツ活動の機会が創出されるよう、積極的に推進されたい。

4. こどものまちについて

子どもたちが、未来を切り拓いていく力を身に付け、地域や世界で活躍できるよう、人材育成に取り組まれない。

5. 地域福祉について

住民をはじめ、企業やNPO等の様々な団体がつながりを深め、地域共生社会の実現に向けて推進されたい。

6. 産業の振興について

エイサーや島唄など、地域の魅力を活かした観光の推進や広域的な連携の強化とともに、中心市街地の活性化や商工業・農水産業の戦略的な展開など、積極的に産業の振興を図られたい。

7. 都市基盤・防災について

地域の歴史、文化、自然などを活かした景観の形成を推進するとともに、国土強靱化の理念のもと、ソフト対策とハード対策を適切に組み合わせて、防災・減災の取り組みを効果的に推進されたい。

8. 基本構想について

各都市像の推進にあたっては、SDGsやSociety 5.0の実現など、時代潮流を踏まえ推進されたい。

9. その他

別紙のとおり文言の修正等を検討されたい。

沖縄市総合計画審議会 基本計画 委員名簿

審議会 会長	池田 孝之	琉球大学	審議会 副会長	仲地 健	沖縄国際大学
-----------	-------	------	------------	------	--------

こども・教育部会

部会長	平田 幹夫	琉球大学	近藤 美香	一般公募
副部会長	喜舎場 勤子	沖縄キリスト教短期大学	當銘 由喜夫	沖縄市 PTA 連合会
	嘉陽 理子	子育て支援センターたんぽぽ広場	東門 明美	沖縄市母子寡婦福祉会
	金城 キヨ子	沖縄市私立保育園連盟	満島 恵作	沖縄市体育協会
	久高 清美	沖縄市女性連合会	與久田 好秀	沖縄市小中学校校務研究会

平和・福祉部会

部会長	永田 美和子	名桜大学	高江洲 政	介護支援専門員協会沖縄市支部
副部会長	當山 全克	沖縄市自治会長協議会	田村 浩介	沖縄市民生委員児童委員協議会
	上原 京子	沖縄人権擁護委員協議会	仲地 清	平和大使 (H30 年度)
	親川 修	バリアフリーネットワーク会議	野村 秀樹	中部地区医師会
	島田 薫	沖縄市社会福祉協議会	普久原 朝正	沖縄市障がい者福祉協会

産業・文化部会

部会長	久万田 晋	沖縄県立芸術大学	謝花 誉幸	一般公募
副部会長	慶田花 英太	沖縄国際大学	高江洲 修	農業協同組合中部地区営農振興センター
	新崎 好子	沖縄市コザホテル組合	立津 文堂	沖縄市文化協会
	大城 操	知花花織事業協同組合	仲地 健	沖縄国際大学
	小渡 兵衛	沖縄市漁業協同組合	宮里 敏行	沖縄商工会議所
	島袋 勲	沖縄市国際交流協会	與座 美香	沖縄市観光物産振興協会

環境・都市部会

部会長	中村 真也	琉球大学	高江 肇	沖縄市消防団
副部会長	中石 直木	環境パートナーシップ	花城 絵理	一般公募
	池田 孝之	琉球大学	宮城 範子	沖縄地区防犯協会
	内間 安盛	沖縄市建設関連団体協力会	山城 和則	沖縄地区交通安全協会
	具志堅 晃	NPO 法人防災サポート沖縄		

基本構想の推進および沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略部会

部会長	仲地 健	沖縄国際大学	島田 薫	沖縄市社会福祉協議会
副部会長	永田 美和子	名桜大学	當山 全克	沖縄市自治会長協議会
	池田 孝之	琉球大学	宮里 敏行	沖縄商工会議所
	嘉陽 理子	子育て支援センターたんぽぽ広場	與久田 好秀	沖縄市小中学校校務研究会
	具志堅 晃	NPO 法人防災サポート沖縄	與座 美香	沖縄市観光物産振興協会

沖縄市総合計画審議会の答申(前期基本計画)

令和2年12月24日

沖縄市長 桑江 朝千夫 様

沖縄市総合計画審議会
会長 池田 孝之

第5次沖縄市総合計画前期基本計画（案）の答申について

令和2年11月10日付け、沖市企第1110001号において本審議会へ諮問がございました第5次沖縄市総合計画前期基本計画（案）について、慎重に審議した結果を答申します。

なお、以下のとおり本審議会の提言を付するほか、別添に提案事項をまとめておりますので、この基本計画の推進にあたっては、本審議会の意を十分に尊重され、市の将来像である「国際文化観光都市」の実現に努められるよう要望します。

第5次沖縄市総合計画審議会提言

○平和・福祉について

- ・世界の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願であるため、市民主体の平和活動支援や「沖縄市民平和の日」の発信、平和の担い手の育成充実など、平和への取り組みを推進されたい。
- ・人権について主体的に考え、行動していけるよう、いじめをはじめとする人権問題への意識高揚を図られたい。
- ・地域コミュニティの活性化に向け、自治会活動や公民館等の拠点施設整備を支援するとともに、多文化共生社会への取り組みを推進されたい。
- ・地域共生社会の実現に向け、「ちゅいしいじい」という言葉を大切に、だれもが支え合う体制づくりに取り組み、地域福祉を推進されたい。
- ・高齢者や障がい者、生活困窮者など、支えを必要とする人が、だれ一人取り残されることなく、地域の一員として安全・安心に暮らせるよう、地域包括ケアシステムをはじめとするセーフティネットの充実に取り組まれたい。
- ・健康寿命の延伸に向け、生活習慣病・感染症対策および生涯学習の観点も取り入れたこころの健康づくりを一層推進されたい。

○こども・教育について

- ・地域における学びの促進に向け、図書館機能の充実を図られたい。
- ・経済状況にかかわらず、こどもたちが夢や希望を持つことができる環境づくりに取り組まれたい。
- ・未就学児の心身の発達を支えるため、保育および幼児教育、発達支援の充実に取り組まれたい。
- ・地域資源を活用し、こどもたちの居場所づくりを推進されたい。
- ・個性的な文化および貴重な文化財を活用し、こどもたちの地域の愛着形成を図る取り組みについて、推進されたい。
- ・こどもたちの健やかな体の育成に向け、スポーツ活動の促進および食育を推進されたい。
- ・青少年の健全育成に向け、地域と連携し、こどもたちを見守り育む環境づくりを推進されたい。

○産業・文化について

- ・文化の継承発展に向けた担い手育成とともに、文化によるまちづくりを積極的に推進されたい。
- ・沖縄アリーナを核とし、観光の振興や企業の集積など、官民連携による地域活性化を推進されたい。
- ・中小企業の経営安定化や地域の特性を活かした商工業の振興、創業支援など、産業の振興に一層取り組まれたい。
- ・農水産業の振興に向け、担い手育成や収益性を高める取り組みについて、推進されたい。

○環境・都市について

- ・温室効果ガスの排出抑制や生活環境の保全、環境学習・環境美化の活動促進など、地球環境にやさしい取り組みを一層推進されたい。
- ・犯罪や交通事故の未然防止に向け、自治会をはじめとする地域や警察、防犯協会等との連携を深められたい。
- ・事前防災の推進や迅速な復旧に関する防災体制の構築に向け、地域や企業等と連携し、地域防災力の向上に取り組まれたい。
- ・市民や企業等とともに、愛着と誇りを醸成する景観や緑あふれる空間の形成を推進されたい。
- ・だれもが安全で快適に暮らせるよう、バリアフリー化の推進やユニバーサルデザインを取り入れたまちづくりに取り組まれたい。
- ・公共交通の環境向上に向け、関係機関等と連携し、広域的な交通体系の構築を図られたい。
- ・雨水による浸水被害の改善に向け、関係機関等と連携し、ソフト・ハードを組み合わせた浸水対策を推進されたい。

○基本構想の推進および沖縄市まち・ひと・しごと創生総合戦略について

- ・地域の活性化に向け、行政や企業等の多様な主体と連携するとともに、ポスト・コロナ社会を見据えたデジタル化など、時代潮流を捉えた施策の展開を図られたい。
- ・少子高齢化などの社会情勢の変化や多様化・複雑化する市民ニーズを的確に把握し、新しい発想と柔軟な対応ができる職員の育成を図られたい。
- ・持続可能な行政運営の推進に向け、太陽光発電の導入やペーパーレス化などの経費削減に取り組むとともに、創意工夫による自主財源の確保に努められたい。
- ・施策の目標値については、定期的に事業の進捗等が検証できる数値を設定されたい。

第5次沖縄市総合計画 策定の経緯

【主要指標及びフレーム策定・生活環境意識調査】

- ・令和元年6月・・・主要指標及びフレーム策定・生活環境意識調査

【基本構想】

- ・令和元年7月～8月・・・まちづくり市民会議（計3回）
- ・令和2年6月17日・・・第1回総合計画策定委員会
- ・令和2年6月26日・・・第2回総合計画策定委員会
- ・令和2年7月10日・・・第1回総合計画審議会
- ・令和2年7月17日・・・第2回総合計画審議会
- ・令和2年7月21日・・・第3回総合計画審議会
- ・令和2年7月22日・・・総合計画審議会からの答申
- ・令和2年7月28日・・・第3回総合計画策定委員会
- ・令和2年7月29日～8月27日・・・パブリックコメントの実施
- ・令和2年9月1日・・・第4回総合計画策定委員会
- ・令和2年9月10日・・・基本構想市長決裁

【前期基本計画】

- ・令和2年8月・・・まちづくり市民会議（計3回）
- ・令和2年10月22日・・・第1回総合計画策定委員会
- ・令和2年11月4日・・・第2回総合計画策定委員会
- ・令和2年11月10日・・・第1回総合計画審議会
- ・令和2年12月1日～16日・・・第2回総合計画審議会（計5回）
- ・令和2年12月23日・・・第3回総合計画審議会
- ・令和2年12月24日・・・総合計画審議会からの答申
- ・令和2年12月25日・・・第3回総合計画策定委員会
- ・令和3年1月6日～2月4日・・・パブリックコメントの実施
- ・令和3年2月9日・・・第4回総合計画策定委員会
- ・令和3年2月10日・・・基本計画市長決裁

国際文化観光都市宣言

(昭和 49 年 10 月 26 日制定)

「健康で美しい沖縄市」は、私たち市民の願いです。

「明るくて住みよい沖縄市」は、私たち市民の望みです。

「平和で豊かな沖縄市」は、私たち市民の目標です。

沖縄市は、昔、越来城を要とした中山の拠点で、東部には中部唯一の良港である泡瀬港を擁して栄えてきており、現在では市を愛する市民の熱意と協調によつて、発展向上を続けている街であります。

沖縄市は、沖縄県の中心に位置し、数多くの諸外国人が住んでおり、国際的な生活や習慣、言語、文化の交流を経験しております。このような多彩な国際カラーはそのまま市の特徴となり、高い国際性を有する都市となつております。さらに豊富な文化財、勇壮華麗な郷土芸能、伝統的な民芸品の宝庫である中部地域の中心であります。

沖縄市を、このような中部地域を含む沖縄県の観光基地として設定し平和を希求する人びとの交流の街、国際間の学術・文化交流の街、さらにスポーツの交流を基調とする国際文化観光都市を建設することは、市民の総意であり、「観光立県」をめざす県民の要請であります。

よつて、文化のかおり高い美しい街、平和で豊かな街づくり、さらには調和のとれた産業の発展を積極的に推進するため、ここに、沖縄市の将来の希望と目標を定め、決意を新たに、誇りと自信をもつて国際文化観光都市を宣言します。

核兵器廃絶平和都市宣言

(昭和 60 年 6 月 28 日決議)

戦争の惨禍を防止し、世界の恒久平和と安全を実現することは、人類共通の念願である。
わが国は、世界唯一の核被爆国として、再び地球上にあの広島、長崎の惨禍を繰り返させてはならない。

また、わが沖縄県は、第二次世界大戦において、悲惨な地上戦を体験した唯一の県である。
平和の尊さと戦争の悲惨さを身をもつて体験したわれわれは、世界のすべての国に対し、二度と戦争を繰り返してはならないことを訴えると共に、そのことを子孫に伝えねばならない。

よつて沖縄市は、日本国憲法の恒久平和の理念に基づき、核兵器の廃絶を誓う全世界の人々と相携え、人類の恒久平和を実現することを決意し、ここに核兵器廃絶平和都市を宣言する。

スポーツコンベンションシティ宣言

(平成8年9月24日議決)

わたしたち沖縄市民は、地域に根ざしたスポーツ活動を通して、健康で豊かな心とからだを育て、活気と共感に満ちたスポーツ交流のまちづくりをめざし、ここに「スポーツコンベンションシティ」を宣言します。

1. わたしたち市民は、生涯を通しスポーツに親しみ、健康で住みよいまちをつくれます。
1. わたしたち市民は、スポーツを通し友情の輪を広げ、平和でやさしいまちをつくれます。
1. わたしたち市民は、スポーツ交流を通し文化を高め、活気に満ちたまちをつくれます。

エイサーのまち宣言

(平成 19 年 6 月 13 日議決)

大地をゆるがす太鼓の音^{おと} 天まで響く歌三線^{うたさんしん}の声^{こえ}
太鼓は人々の魂をゆるがし 歌三線^{うたさんしん}は悠久^{ゆうきゆう}の歴史と平和を謳^{うた}う
夏の夜の勇壮華麗な演技に 青年たちは珠玉^{たま}の汗をとばす

ドンドン魂の太鼓 トゥントゥンテン癒^{いや}しの三線^{さんしん}
ピューイピューイと指笛がなり スリサーサーと声が弾む
エイサーのリズムは宇宙の波長と調和して 人々の心をときはなす
青年たちの愛^{あい}郷心^{きょうしん}は エイサーによって育まれた
エイサーを踊る喜びが 島を愛する心を育てた

沖縄全島エイサーまつりは 戦後の混乱した沖縄で
ウマンチュに勇気と活力を与えた
郷土の芸能文化をこよなく愛する沖縄の中でも沖縄全島エイサーまつりは
島^{しまんちゅ}人の魂を駆り立て 人々を興奮の渦に巻き込み 人々を魅了し続けた
そしてエイサー文化は 強固なものへと継承発展される

私たち沖縄市民は エイサーを通して育んできた 心優しい精神と
先人たちが築きあげた偉大なる文化遺産エイサーを
迎恩^{げいおん}の心に満ちたわがまちの誇りとするとともに
たくましい生命力と文化の薫り高い
住みよいまちづくりに努めることを決意し
ここにエイサーのまち沖縄市を宣言する

こどものまち宣言

(平成 20 年 4 月 30 日議決)

ここに わたしがいる
だからいま この歌をうたおう
だれでもない
世界に一人の わたしがいる
信じれば 生まれる 力 ふみ出せば つながる 明日
ありのままの わたしでいい この島の 大地に立つ
すべては いま わたしにある

ここに わたしがいる
だからいま この歌をうたおう
ひとりじゃない いつもそばには みんながいる
寄りそえば 生まれる 想い 向きあえば ひろがる 笑顔
ひとりひとり ひびきあう みんな おなじ空の下
すべては いま みんなと共に

ここに わたしがいる
だからいま この歌をうたおう
手と手あわせ みんなでつくる このまちを
つながれば 生まれる 勇気 夢えがき かがやく 未来
一步一步 進めばいい まちは みんなの輪の中に
すべては いま ここからはじまる

わたしがいるから 今日が生まれ
みんながいるから 未来につながる
自由にはばたこう 光の中を
新しい世界は みんなの手に
すべては いま ここからはじまる

前期基本計画の各施策と

SDGs 17の目標			1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を実現しよう
総合計画							
都市像	基本方向	施策					
都市像1 平和への思いと豊かな文化が 思ひつき一人ひとりが輝き 交流するまち	基本方向1 平和と人権尊重の心を次世代につなぐ	1101 平和の尊さを継承し発信する					
		1102 人権を尊重する地域社会づくりを推進する					○
		1103 基盤対策を包括的に推進する					
	基本方向2 文化を活かし まちの魅力を創出する	1201 文化によるまちづくりを推進する					
	基本方向3 生涯にわたる学習とスポーツを推進する	1301 いつでもどこでもだれでも学び・スポーツができる環境をつくる				○	
	基本方向4 魅力ある地域社会を築く	1401 つながりを活かした幅広い交流を促進する					
		1402 認め合い支えあう地域づくりを推進する					
都市像2 夢を抱き 未来を拓く こどものまち	基本方向1 こどもの育ちと子育てを支援する	2101 こどもたち一人ひとりの可能性を伸ばす	○		○		
		2102 質の高い保育を提供する			○	○	
		2103 親子の健康を守りこどもの発達を促進する			○		
		2104 こどもを大切に育てるための環境をつくる	○			○	
		2105 地域におけるこどもの居場所づくりを推進する			○	○	
	基本方向2 未来が輝く生きる力を育む	2201 こどもの発達や学びの連続性をふまえた幼児教育を推進する			○	○	
		2202 確かな学力・豊かな心・健やかな体を育成する				○	
		2203 個に応じた支援を推進する				○	
		2204 安全・安心に教育を受けることができる環境をつくる				○	
	基本方向3 豊かな心と挑戦する意欲を育む環境をつくる	2301 こどもの主体的な取り組みを応援する				○	
		2302 青少年の健全育成を推進する				○	
都市像3 ともに生きる心が広がり いきいきと暮らせるまち	基本方向1 支えあう地域をともにつくる	3101 地域共生社会を推進する			○		
	基本方向2 暮らしを支え だれもが安心できる社会を築く	3201 高齢者が躍動する社会づくりを推進する			○		
		3202 障がいの有無にかかわらず 自らの能力を最大限に発揮できるまちをつくる			○		
		3203 自立に向けた安定的な暮らしと社会参加を促進する	○				
	基本方向3 生涯の健康づくりを支える	3301 ライフステージに応じた健康づくりを推進する			○		

SDGs 目標との関係

[illegible]

SDGs 17の目標			貧困をなくそう 1 貧困をなくそう	飢餓をゼロに 2 飢餓をゼロに	すべての人に健康と福祉を 3 すべての人に健康と福祉を	質の高い教育をみんなに 4 質の高い教育をみんなに	ジェンダー平等を実現しよう 5 ジェンダー平等を実現しよう
総合計画							
都市像	基本方向	施策					
都市像4 人と産業の成長を支え 発展し続けるまち	基本方向1 経済の活性化をけん引する観光を推進する	4101 地域資源の磨き上げと魅力発信に取り組む					
		4102 スポーツの力による活気あるまちづくりを推進する					
		4103 観光環境の整備をすすめる					
	基本方向2 雇工業の振興を図り地域経済の活力を高める	4201 中心市街地と商業の活性化を図る					
		4202 中小企業の振興と企業誘致に取り組む					
		4203 ものづくり産業の振興を図る					
	基本方向3 魅力的なビジネス環境をつくる	4301 雇用の安定と創業支援の充実を図る					
	基本方向4 環境と共生する力強い農水産業を展開する	4401 多様な産業と連携する持続可能な農水産業を振興する		○			
都市像5 環境と調和し、安心して 住み続けられるまち	基本方向1 環境と共生する社会を築く	5101 地球環境にやさしくきれいなまちを築く					
	基本方向2 地域の防災力と安全力を高める	5201 強さとしなやかさを備えたまちを築く					
		5202 消防・救急・救助体制を強化する					
		5203 防災対策を推進し安全・安心なまちを築く					
		5204 地域とともに交通安全対策をすすめる					
	基本方向3 快適で良好な都市を創出する	5301 地域の特性を活かした快適な都市を形成する					
		5302 市街地の機能向上を図る					
		5303 東部海浜開発事業を推進する					
	基本方向4 暮らしや地域経済を支える交通空間を形成する	5401 安全で快適な交通環境を整備する					
	基本方向5 心やすらぐ住みよい環境をつくる	5501 住生活の安定の確保に取り組む					
		5502 魅力あるレクリエーションや憩いの場等を創出する					
		5503 健全で安定的な上下水道の事業を推進する					
基本構想の推進に向けて	ともに考え ともに創るまちづくり	6101 共創のまちづくりを推進する					
	将来を見据えた行財政運営の推進	6201 時代に対応した組織の協力を高める					
		6202 効率的で効果的な財政運営を推進する					

安全な水とトイレを世界中に	エネルギーをみんなにそしてクリーンに	働きがいも経済成長も	産業と技術革新の基盤をつくろう	人や国の不平等をなくそう	住み続けられるまちづくりを	つくる責任つかう責任	気候変動に具体的な対策を	海の豊かさを守ろう	陸の豊かさを守ろう	平和と公正をすべての人に	パートナーシップで目標を達成しよう
6 安全な水とトイレを世界中に	7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに	8 働きがいも経済成長も	9 産業と技術革新の基盤をつくろう	10 人や国の不平等をなくそう	11 住み続けられるまちづくりを	12 つくる責任つかう責任	13 気候変動に具体的な対策を	14 海の豊かさを守ろう	15 陸の豊かさを守ろう	16 平和と公正をすべての人に	17 パートナーシップで目標を達成しよう
		○			○						
		○	○								
		○	○								
		○			○						
		○	○								
		○	○								
		○	○								
		○	○								
								○	○		
○	○				○	○	○	○	○		○
					○		○				○
					○						○
					○						○
					○						○
					○						○
					○						○
					○						○
		○			○						
					○		○				○
					○						
					○				○		○
○					○			○			
					○						○
		○	○		○						
					○						○

第 5 次 沖縄市総合計画 基本構想 前期基本計画

令和 3 年度～令和 7 年度

発行：沖縄市

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番 1 号

TEL：098-939-1212

FAX：098-934-3830

<https://www.city.okinawa.okinawa.jp/>

沖縄市 企画部 政策企画課

